

2026

財政投融资 レポート

Fiscal Investment and
Loan Program Report 2026

2026

財政投融资 レポート

財務省理財局



(株) 海外交通・都市開発事業支援機構/シドニー・ロゼルヴィレッジ都市開発事業/
完成イメージ/オーストラリア・シドニー



北海道小樽市/過疎対策事業【重要文化財旧日本郵船(株)小樽支店保存修理事業】/
旧日本郵船(株)小樽支店/北海道小樽市



和歌山県伊都郡高野町/過疎対策事業【学びの交流拠点整備事業】/
高野山学びの杜/和歌山県伊都郡高野町



■ 財政投融资とは

「財政投融资」とは、税財源に依らず、国債の一種である財投債の発行によって調達した資金等を財源とする、国による投融资活動です。民間では十分に資金供給できないが、政策的な観点から資金供給を行うべき分野に対して、後から資金を回収することを前提に、長期・固定・低利の融資や、リスクマネーの供給を行っています。

具体的には、融資（財政融資）・投資（産業投資）・保証（政府保証）の3つの手法を用いて、政府関係機関などを通じ、中小企業の資金繰り支援や奨学金の貸与、インフラの海外展開支援、産業の活性化といった分野に資金供給を行っています。

日本経済が持続的に成長するためには、中長期的な視点に立った投資をする必要があります。中長期のリスクマネーや成長資金が必要です。こうした中で、民間金融だけではリスクをとること（リスクテイク）ができない分野において、財政投融资に対する期待が生じています。これに対して、財政投融资は中長期的な視点に立ち、民間金融を補完しながら、成長する上での資金面の制約を解消する役割を果たします。

このレポートでは、財政投融资についてより理解を深めていただくため、財政投融资の仕組み・活用分野等についてできる限り分かりやすく説明するよう努めました。また、財政投融资に関するデータも掲載しています。

このレポートをより一層充実した内容にしていくため、お読みいただいた皆さんからご意見・ご質問等をお寄せいただければ幸いです。



表紙写真



(株)日本政策金融公庫(中小企業者向け業務)/
生産設備導入支援/第一硝子(株) 本社工場/
東京都板橋区



(独)国際協力機構/ジャカルタ都市高速鉄道事業/
MRT南北線/インドネシアジャカルタ首都特別州
(Courtesy of PT. MRT Jakarta提供)



(独)国際協力機構/ムエア灌漑開発事業/ティバ(Thiba)ダム/
ケニア中央州ムエア灌漑事業区
(日本工営(株)提供)

目次

I 部 財政投融资の概要	1
1. 財政投融资とは何か	1
(1) 財政投融资の3類型	1
(2) 財政投融资特別会計	3
2. 財政投融资の特徴・役割	5
(1) 一般会計との違い	5
(2) 有償資金による財政政策の特徴	6
(3) 財政投融资の果たす役割	6
3. 産業投資の特徴・役割	8
(1) 産業投資の特徴	8
(2) 産業投資の対象分野	9
(3) 官民ファンド	10
4. 特別会計に関する法律の改正について（令和7年5月成立・令和8年4月施行）	12
(1) 法改正の経緯	12
(2) 法改正の内容	13
5. 財政投融资の歴史	14
(1) 財政融資制度の沿革	14
(2) 財政投融资改革	16
(3) 産業投資制度の沿革	18
(4) 財政投融资の対象分野の変遷	20
II 部 財政投融资計画	23
1. 財政投融资計画編成の流れ	23
(1) 財政投融资計画とは	23
(2) 財政投融资計画の編成	23
(3) 国会の審議・議決	23
(4) 社会経済情勢に応じた柔軟な資金供給	24
2. 令和8年度財政投融资計画	26
(1) 財政投融资計画策定の基本的考え方	26
(2) 重要施策	26
(3) 令和8年度計画の対象分野	27

Ⅲ部 財政投融资に関する制度や取組31

1. 財政制度等審議会財政投融资分科会	31
2. 財政投融资の財務の健全性確保	35
(1) 資産負債管理 (ALM)	35
(2) 積立金 (金利変動準備金)	36
(3) 繰上償還の補償金	39
3. 財投機関に対するチェック機能の充実.....	41
(1) 実地監査.....	41
(2) 地方公共団体の財務状況把握.....	42
4. ディスクローチャーの充実	45
(1) 政策コスト分析.....	45
(2) 財投機関におけるディスクローチャーの取組.....	46
(3) 財政投融资の透明性確保への取組.....	46

Ⅳ部 資料集47

1. 過去3年度分の財政投融资計画の概要	47
(1) 令和8年度財投投融资計画 (当初)	47
(2) 令和7年度財投投融资計画 (補正)	54
(3) 令和7年度財投投融资計画 (当初)	55
(4) 令和6年度財投投融资計画 (補正)	56
(5) 令和6年度財投投融资計画 (当初)	57
2. 令和7年度財政融資資金運用報告について.....	58
(1) 令和7年度財政融資資金運用報告のポイント.....	58
3. 財政投融资計画及び実績	65
(1) 令和7年度財投投融资計画及び実績.....	65
(2) 令和6年度財投投融资計画及び実績.....	66
(3) 令和7年度末財政投融资計画残高.....	67
(4) 財投債の残存期間別残高.....	68
(5) 財投債の消化別方式内訳.....	68
(6) 財投債の年限別発行・償還及び残高.....	68
(7) 財投機関債の発行状況.....	69
4. 財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び財政融資資金.....	70
(1) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定 (財務諸表)	71
(2) 財政投融资特別会計における金利スワップ取引実施状況.....	72
(3) 財政融資資金.....	73
5. 財政投融资特別会計投資勘定.....	76

Ⅴ部 用語集77

I 部 財政投融资の概要

1. 財政投融资とは何か

「財政投融资」とは、税財源に依らず、国債の一種である財投債^①の発行によって調達した資金などを財源とする、国による投融资活動です。

(1) 財政投融资の3類型

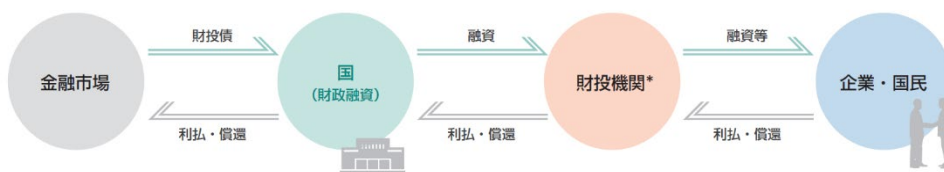
財政投融资の具体的な資金供給手法には、財政融資、産業投資、政府保証の3種類があります。それぞれ原資や会計区分、対象などが異なります。

A. 財政融資

財政融資とは、財投債の発行により調達された資金や預託金^②などによって構成されている財政融資資金^③を用いて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などの財投機関^④に対して主に「長期・固定・低利」で行われる融資です。

財政融資資金は、財政投融资特別会計^⑤の財政融資資金勘定において経理されています。

財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性^⑥のある事業となります。また、「財政融資資金法」第1条において、財政融資資金の運用は「確実かつ有利」に行うことが求められていることから、財政融資資金の運用先は、同法第10条において、資金の安全性及び公共性の確保を図るため国や地方公共団体、政府関係機関などに限定されています。



B. 産業投資

産業投資とは、(株)国際協力銀行からの国庫納付金や財政投融资特別会計投資勘定が保有するNTT株、JT株の配当金等を原資として行う投資（主として出資）です。

産業投資は、財政投融资特別会計の投資勘定において経理されています。産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを供給する産投機関に対して、出資等を行っています。

① 財投債（財政投融资特別会計国債）

財政融資資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券（国債）をいいます。

財投債の発行収入は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画においても国債の一種として位置づけられています。

ただし、財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるとともに償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われる点で、一般会計などの歳入の財源となり償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なります。なお、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）上も一般政府の債務には分類されません。また、「国及び地方の長期債務残高」にも含まれません。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

⑤ 参照：I部1.(2)「財政投融资特別会計」

② 預託金

特別会計などから財政融資資金に預けられた資金をいいます。各特別会計の積立金（注）や余裕金（支払い上余裕が生じた現金）などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債金利に即した利子が付されます。（注）年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

（関連）「財政融資資金」

③ 財政融資資金

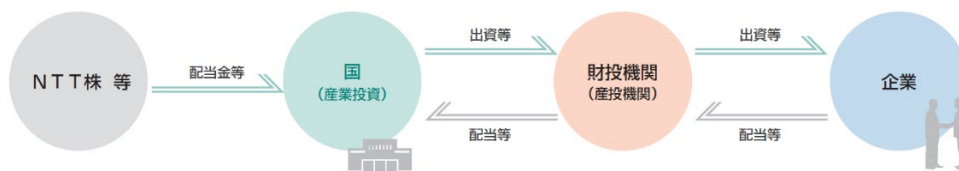
財政融資を行うための原資（財源）です。財政融資資金は、財投債（国債）や特別会計の積立金（注）などの国の信用により集められた資金を統合管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することを目的として「財政融資資金法」により設置されており、昭和26年度（1951年度）に設置された資金運用部資金を前身とし、平成13年度（2001年度）の抜本的な財政投融资改革に伴い名称が財政融資資金に改められたものです。

また、財政融資資金の運用に関しては、財政投融资特別会計財政融資資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計（＝税財源）からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

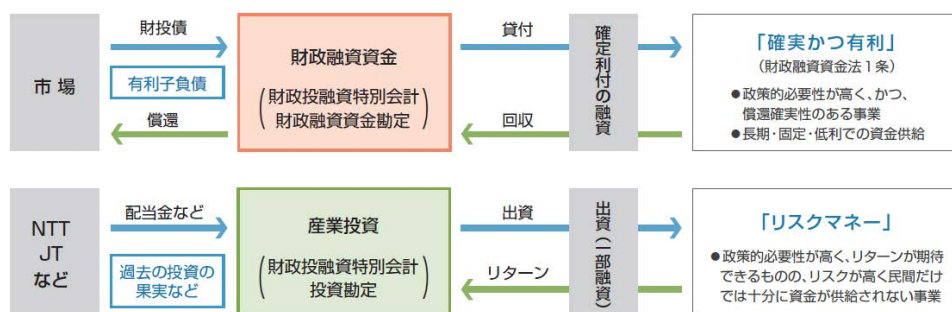
（注）年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金運用計画」

なお、投資対象は、ガバナンスや収益性の観点から、政府の監督権限及び政府出資規定等を有する特別法により設置される法人に限定しており、その際、法律に国庫納付規定、配当規定又は利益分配規定のいずれかを設けています。



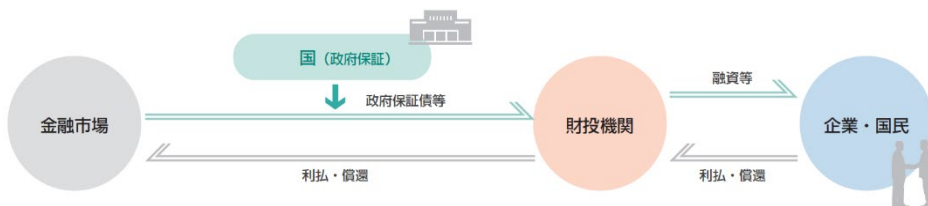
■ 財政融資と産業投資



C. 政府保証

政府保証とは、政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入金を対象に、予算総則で定められた限度内で政府が元利払いに対して行う保証です。政府の法人に対する債務保証については、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条の規定により原則として禁じられていますが、国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている等の条件を満たす独立行政法人等に対しては、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられています。これにより、財投機関は事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証は、政府のバランスシートに計上されない債務であることに加え、財政投融資改革^⑦により財投債（政府保証より低利な国債）で調達した財政融資資金の貸付けが導入されたことから、できる限り抑制する方向で対応することとされており、引き続き個別に厳格な審査を行うことに加え、その執行に当たっても、資金需要に応じた管理を行うこととしています。



④ 財投機関

財投機関とは、当該年度に財政投融資を活用している機関を指します。

財政投融資には、具体的な資金供給の手法として、財政融資、産業投資、政府保証の3つの方法がありますが、それぞれ対象が異なります。

財政融資については、「財政融資資金法」第10条に基づいて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人・特殊法人など（特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの）が対象となります。

産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることができる旨の規定が存在する政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

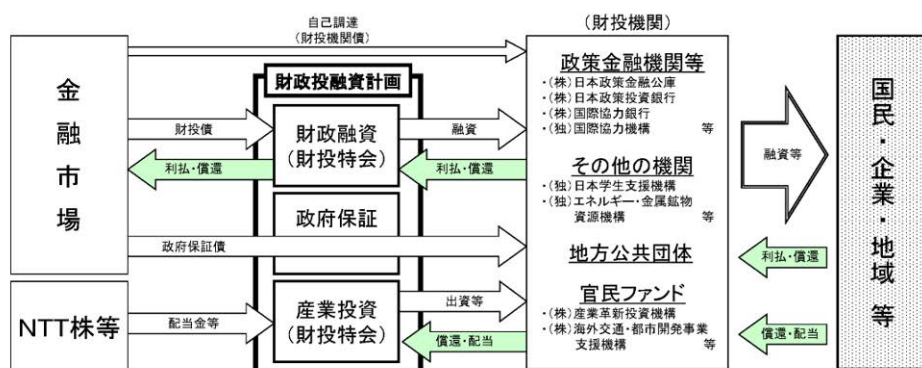
⑥ 償還確実性

財政投融資の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関は、確実に債務の償還を行うことができる必要があります。

（関連）「民業補完性」

⑦ 参照：I部5.（2）
「財政投融資改革」

■ 財政投融资の仕組み



(2) 財政投融资特別会計

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の1つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、特別会計法により、平成20年度(2008年度)に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定、特定国有財産整備勘定に区分されています。

このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入や公債金(財投債)を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い(国債整理基金特別会計への繰入れ)や、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。なお、財政投融资計画における財政融資(令和8年度計画:12兆7,162億円)は、財政融資資金の長期運用予定額として特別会計予算総則に明記されます。

投資勘定は、(株)国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出(令和8年度計画:5,003億円)を主な歳出としています。

財政融資資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義^⑧に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています。

(注) 特定国有財産整備勘定については、特定国有財産整備特別会計が平成22年度(2010年度)より一般会計に統合されたことに伴い、平成21年度(2009年度)末までに完了していない事業の経理を行うため、平成22年度(2010年度)から当該事業が完了する年度までの間の経過措置として設けられたものです。

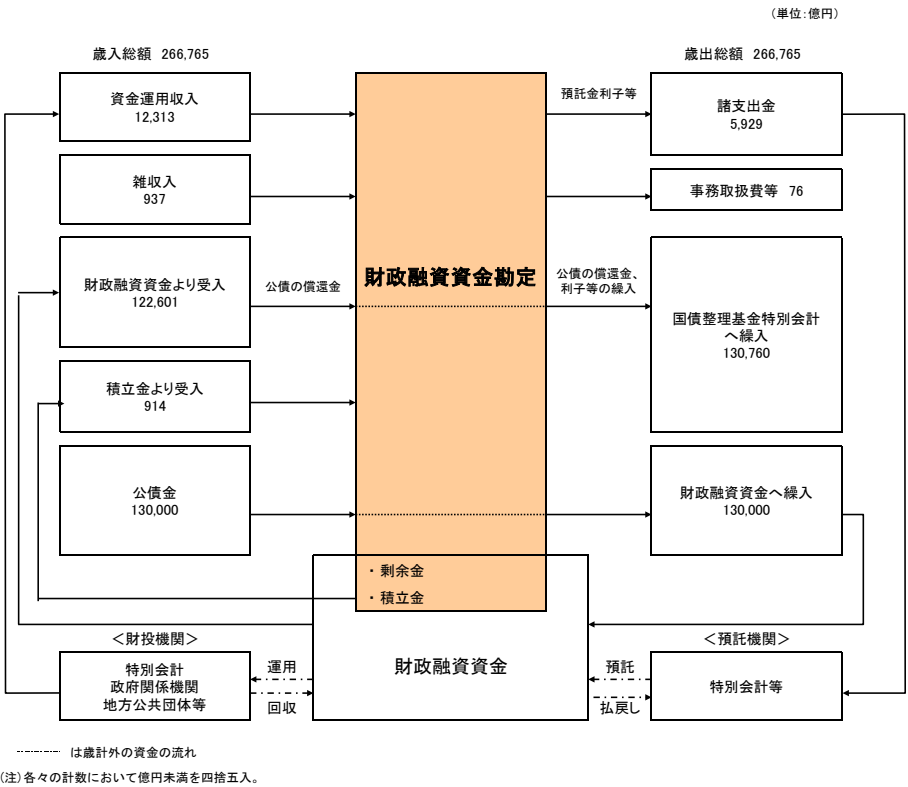
⑧ 発生主義

現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益及び費用を認識し計上する基準をいいます。

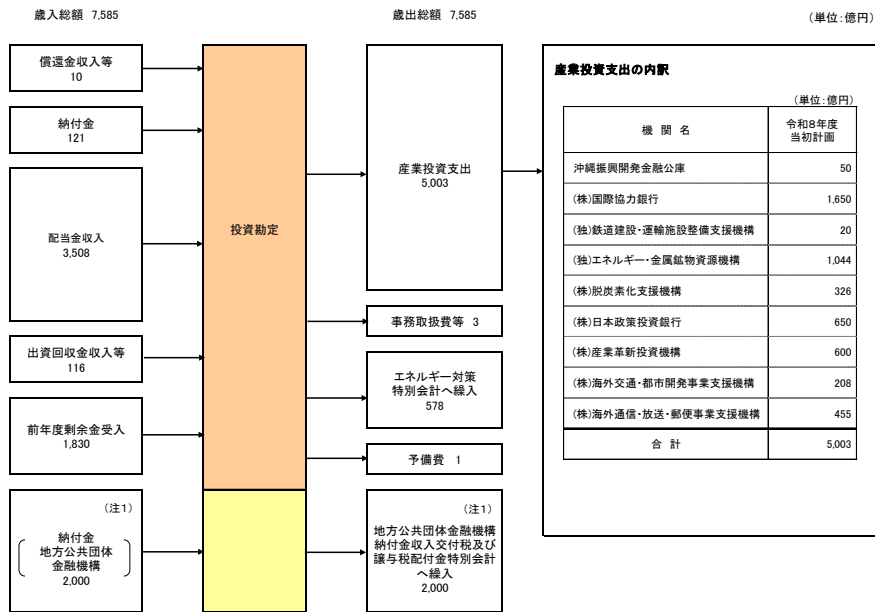
財政投融资特別会計については、平成13年度(2001年度)以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。

(関連)「現金主義」

■ 財政投融资特別会計財政融資資金勘定の資金の流れ（令和8年度予算）



■ 財政投融资特別会計投資勘定の資金の流れ（令和8年度予算）



(注1) 地方公共団体金融機構からの納付金は、地方の財源不足の補填に充てるために交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰り入れることとしている。

(注2) 各々の計数において億円未満を四捨五入。

2. 財政投融资の特徴・役割

(1) 一般会計との違い

一般に、資本主義経済においては、市場メカニズムに従って財・サービスが配分されます。しかし、経済を完全に市場メカニズムに委ねた場合は、社会全体として必要な財・サービスが十分に供給されない、経済的に著しい不平等が生じる、などの問題が生じるとされています。政府の経済活動である財政政策は、このような問題を解決するために行われています。

財政政策において供給される資金には、以下の2種類があります。

①補助金など渡し切りの「無償資金」

②融資や投資といった、原資の回収を前提とした「有償資金」

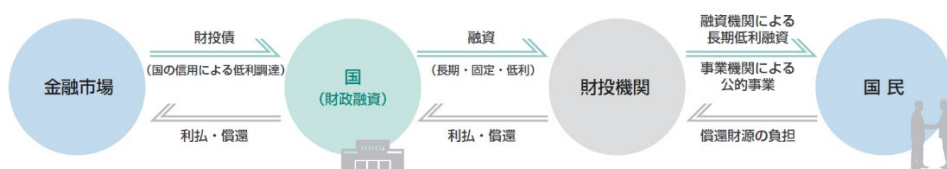
それぞれの資金の流れを見ると、①の一般会計補助金などは、国民から税金を徴収し、政府が予算として支出するという“**一方向の流れ**”になっています。一方、②のうち例えば財政融資は、市場から調達した資金が融資という形で政府から財投機関、財投機関から融資先へ流れていくのに加えて、融資先から財投機関、財投機関から政府、政府から金融市場に利払・償還という形で資金が流れていくという“**双方向の流れ**”になっています。

■一般会計補助金などと財政融資の資金の流れの違い

【一般会計補助金などの資金の流れ（イメージ）】



【財政融資の資金の流れ（イメージ）】



（２）有償資金による財政政策の特徴

有償資金による財政政策である財政投融資を活用した事業に関しては、一般会計によるものと比較し、以下のような特徴が挙げられます。

【租税負担の抑制】

財政融資は、財投債の発行などによって国の信用を活かして市場から低利で調達した資金を用いており、その償還・利払は財政融資の貸付先からの償還・利払によって賄われています。また、産業投資は、政府が保有している株の配当などをもとに出資をしています。そのため、租税負担が抑制されます。

なお、財政投融資を活用して政府関係機関や独立行政法人などが事業を実施する際に、同時に一般会計などから補助金・補給金などが支出されている場合があります。このような場合においても、補助金・補給金などのみによって事業を実施する場合と比べて、租税負担を抑制しつつ、事業規模を確保することができます。

【事業の効率的な実施】

補助金ではなく投融資により特定の事業を支援する場合、事業者や債務者が最終的にコストを負担するため、事業の効率的な実施が期待できます。

【受益者負担の実現】

ある特定の公共財の建設や改良等によって利益を受ける者（受益者）が、その利益に見合った費用や料金等を負担することは、公平性の観点から適切です。

（３）財政投融資の果たす役割

財政投融資は、「民間にできることは民間にゆだねる」という民業補完性¹⁵⁹を前提として、平時・危機時のそれぞれにおいて、次の役割を果たしています。

A. 「平時」における公的金融機能

平時に公的金融機能が担うべき役割として、①大規模・超長期プロジェクトやインフラの海外展開における「民間では担えないリスクの負担（中長期の資金供給）」、②情報の非対称性や不完全競争、外部経済効果（特に非排除性）があるなど市場メカニズムでは効率的な資源配分が実現されない状況に対応する「民間金融市場の補完」、③民間の投資マーケットが十分に形成されていない状況での「民間資金の誘発」などが挙げられます。

¹⁵⁹ 民業補完性

財政投融資の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関の行う事業は、民間だけでは対応が困難な分野・事業である必要があります。

（関連）「償還確実性」

B. 「危機時」における公的金融機能

危機時には公的金融が平時の役割を超えた役割を担います。具体的には、いわゆるリーマン・ショック等の経済・金融危機により金融市場が機能不全に陥った場合の復旧支援や、東日本大震災等の大規模災害後の復興支援、新型コロナウイルス感染症等の感染症拡大の際には、民間金融のリスクテイクにも限界があり、公的金融機能による「量的補完」を行いました。一方で、平時にも危機対応を目的とした融資が恒常化し産業の新陳代謝を妨げることのないよう、平時への移行のタイミングを見極めて、公的金融が担うべき事業範囲・事業分野に縮小することとしています。

平時

民間資金の誘発効果

従来の業種や企業の枠を超えて新たな付加価値を創出するスタートアップ企業などに対して、資金調達を支援することにより、民間金融からの資金供給を誘発しています。

民間金融市場の補完

信用力・担保力が弱い中小零細企業・農林水産業や、外部経済効果のために最適配分がなされにくい環境分野、一定の政策的誘導が必要な福祉分野について資金調達を支援し、民間金融市場を補完しています。

民間では担えない中長期の資金供給

空港、都市再開発など、国民経済全体や地域経済に便益を及ぼす大規模・超長期のプロジェクトなどにおいて、民間金融では担えないリスクを負担することで持続的・安定的な資金調達を実現しています。

危機時

危機時における量的補完

リーマン・ショックや、東日本大震災、新型コロナウイルス感染症などのような危機時には、民間金融のリスク負担に限界があるため、平時の役割を超えて民間金融の「量的補完」をしています。

3. 産業投資の特徴・役割

(1) 産業投資の特徴

A. 産業投資の意義

産業投資は、「特別会計に関する法律」（以下「特別会計法」という）第 50 条において、「産業の開発及び貿易の振興のために国の財政資金をもって行う投資」と規定されており、政策性と収益性という 2 つの要件をそれぞれ満たす必要があります。すなわち、産業投資では、政策性の面で、国際的な競争環境の中で日本経済の成長力強化等につながる産業の開発及び貿易の振興に資する民間資金の呼び水・補完となる戦略的な投資で、かつ収益性が見込まれる案件への投資等を行っています。

■ 産業投資の政策性と収益性



B. 産業投資の性格・制度

民間金融機関などが行う投資活動は、短期的な利益を株主、債権者などから求められる短中期的投資が中心となるのに対し、産業投資は、利益が上がるまで長期的に耐えることができる資金による投資、いわゆるペイシエント・キャピタルであることが特徴です。

産業投資は、財政融資と異なり、リスクが高い事業を対象として主にエクイティファイナンス（「産投出資」）を実施しています。また、メザニンファイナンスの供給源としての役割も担っており、産投出資に加えて、「産投貸付」も活用しています。なお、平成 29 年（2017 年）以降、新規貸付は行っていません。

これらは、出資の原資または、業績に連動した金利が決定される融資（主に資本性劣後ローン^{13F}）の原資等に活用されます。

^{13F} 資本性劣後ローン

金融機関が借り手の財務状況などを判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。そのため、資本性劣後ローンには、民間融資を誘発する効果が期待されます。

■産業投資の商品性

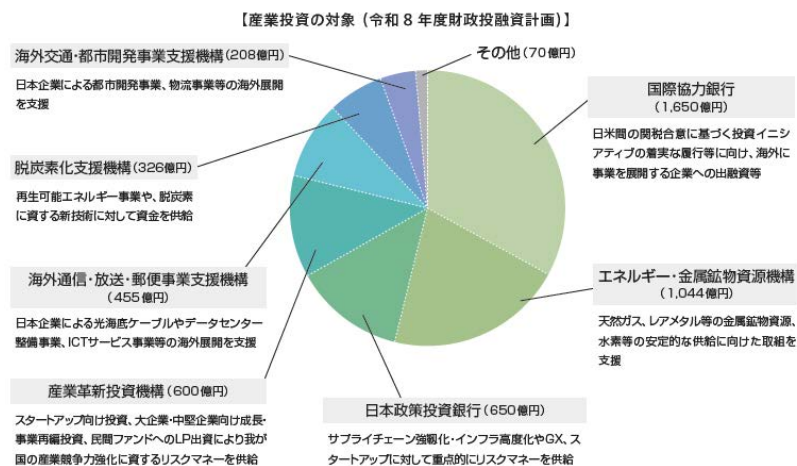
商品性	原資	産投機関にとってのメリット・デメリット
エクイティ ファイナンス	産投出資	再投資に回すことが可能。信用リスクに対応できる（自己資本の積み増しによる財務基盤強化）。
メザニン ファイナンス	産投出資	確定利付の財政融資では対応困難な業績連動型の金利設定の融資が可能。 再投資に回すことが可能。信用リスクに対応できる（同上）。
	産投貸付	確定利付の財政融資では対応困難な業績連動型の金利設定の融資が可能。 財務基盤強化の効果が無い。

（２）産業投資の対象分野

産業投資では、従来、政府関係機関や独立行政法人などに対し、資本性資金の供給を目的とした出資、政策的必要性の高いプロジェクトを支援するための財務基盤強化を目的とした出資を実施してきており、近年は、これらに加え、官民ファンドを通じてリスクマネー供給を強化し、これを呼び水として民間資金を誘発しています。

令和７年度（2025年度）末で７兆８,075億円の出資及び貸付を行っており、融資業務などのリスクバッファ、投資の直接の原資などに使われています。近年では、官民ファンド向けの出資など、投資の直接の原資として産投出資が使われる割合が増えています。

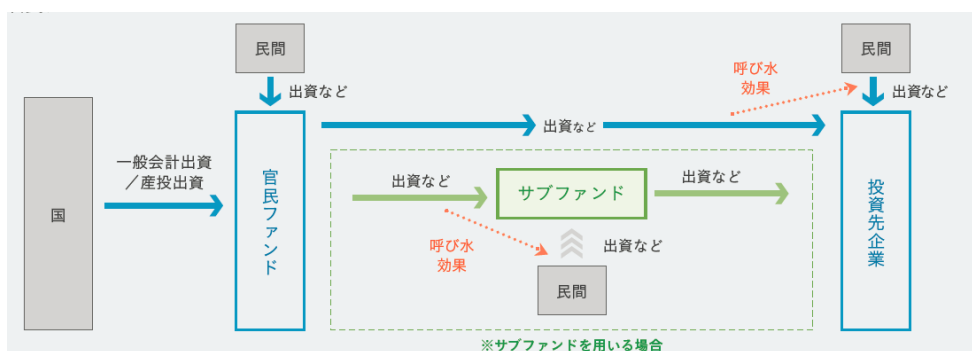
一方、これまで実施してきた研究開発法人向け投資は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年（2010年）12月7日閣議決定）などを踏まえた各法人における事業の廃止や新規採択の廃止などを受け、大幅に減少しています（平成26年度（2014年度）以降はゼロ）。



(3) 官民ファンド

官民ファンドは、それぞれの設置法に基づき所管官庁の監督の下、政府・民間から拠出された資金を原資として、政策目的を実現するための投資活動を行うファンドを指します。ここで言う政策目的とは、具体的には、政府の成長戦略の実現や地域活性化への貢献及び新たな産業・市場の創出など、政策的意義のある分野において民間資金の呼び水・補完としての役割を果たし、民間のリスクマネー供給を活発化させることです。なお産業投資が出資している官民ファンドは、一部のファンドでは累積損失が生じていますが、全体の累積損益はプラスです。

■官民ファンドのスキーム



■ 官民ファンドの概要（産業投資対象機関のみ掲載）

名称	設立日	設置期限 (存続期間)	目的	産業投資 (令和7年度末 時点)	民間出資 (令和7年度末 時点)
(株)産業革新投資機構(※1) (JIC)	平成21年7月17日 (平成30年9月25日改組)	令和32年3月31日 (31年間)	最近における産業構造及び国際的な競争条件の変化に我が国産業が的確に対応するためには、自らの経営資源以外の経営資源の有効な活用を通じた産業活動の革新が重要となっていること及びその業務が民間投資の拡大に寄与することに鑑み、特定投資事業者及び特定事業活動に対し投資をはじめとする資金供給その他の支援等を行うことにより、我が国において特定事業活動を推進すること。〔特定事業活動〕とは、自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動をいう。〕	5,375億円	135 億円
(株)農林漁業成長産業化支援機構 (A-FIVE)	平成25年1月23日	令和15年3月31日 (20年間) (※2)	我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うこと。	300 億円	19 億円
(株)民間資金等活用事業推進機構 (PFI推進機構)	平成25年10月7日	令和15年3月31日 (20年間)	官民連携によるインフラファンドの機能を担う民間資金等活用事業推進機構を設立し、独立採算型等のPFI事業に対し金融支援等を実施することにより、国の資金を呼び水としてインフラ事業への民間投資を喚起し、財政負担の縮減や民間の事業機会の創出を図り、我が国の成長力強化に寄与すること。	100 億円	100 億円
(株)海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構)	平成25年11月8日	令和16年3月31日 (20年間)	我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品又は役務の海外における需要の開拓を行う事業活動及び当該事業活動を支援する事業活動(以下「対象事業活動」と総称する。))に対し資金供給その他の支援等を行うことにより、対象事業活動の促進を図り、もって当該商品又は役務の海外における需要及び供給の拡大を通じて我が国経済の持続的な成長に資すること。	1,406 億円	107 億円
(株)日本政策投資銀行(DBJ) における特定投資業務	(事業開始日) 平成27年6月29日	令和23年3月31日 (25年間)	企業の競争力強化、特に地域活性化等の観点から、政投銀による成長資金(資本性資金等)の供給を時限的・集中的に強化することにより、民間金融機関の資金供給に対する呼び水効果を発揮しつつ、企業間連携や休眠技術の活用などの企業の成長に向けた積極的な取組みを支援すること。	8,623 億円	8,623 億円 ((株)日本政策投資銀行の自己資金)
(株)海外交通・都市開発事業 支援機構 (JOINV)	平成26年10月20日	なし (5年ごとに機運法の 施行状況について検 討)	我が国に蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において交通事業及び都市開発事業を行う者等に対し資金供給、専門家の派遣その他の支援を行うことにより、我が国事業者の当該市場への参入の促進を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	2,787 億円	59 億円
(株)海外通信・放送・郵便事業 支援機構 (JICT)	平成27年11月25日	令和28年3月31日 (30年間)(※3)	我が国の事業者が蓄積された知識、技術及び経験を活用して海外において通信・放送・郵便事業を行う者等に対し資金供給その他の支援を行うことにより、我が国及び海外における通信・放送・郵便事業に共通する需要の拡大を通じ、当該需要の応ずる我が国の事業者の収益性の向上等を図り、もって我が国経済の持続的な成長に寄与すること。	1,520億円	24 億円
(株)脱炭素化支援機構(JICN)	令和4年10月28日	令和33年3月31日 (28年間)	温室効果ガスの排出の量の削減等を行う事業活動(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する事業活動を含む。))及び当該事業活動を支援する事業活動に対し、資金供給その他の支援を行うことにより、地球温暖化の防止と我が国の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与すること。	542億円	110億円

※1 産業競争力強化法を設置根拠とした(株)産業革新機構の事業承継会社として、平成30年9月21日に(株)INCJが設立。

(注) 単位未満は四捨五入

また、(株)産業革新機構を改組し、平成30年9月25日に(株)産業革新投資機構が発足。

令和7年10月1日に、(株)産業革新投資機構が(株)INCJを吸収合併。

※2 令和8年3月31日解散。

※3 令和8年度のJICT法改正により、JICTの存続期限は従来令和17年度末から令和27年度末まで延長。

4. 特別会計に関する法律の改正について（令和 7 年 5 月成立・令和 8 年 4 月施行）

令和 7 年通常国会（第 217 回）にて、特別会計に関する法律の一部を改正する法律案が提出されました。これは、財政投融资特別会計（投資勘定）において、資金繰りの柔軟性を確保し、安定的・機動的な投資を可能にするため、同勘定での財源留保及び借入れを可能とするなど所要の措置を講ずるものです。同法案は、令和 7 年 5 月 16 日に成立し、令和 8 年 4 月 1 日から施行されました。

（１）法改正の経緯

今般の改正は、特別会計改革における議論を経た現在、我が国の経済成長のためのスタートアップへの投資拡大など、昨今のリスクマネー供給の重要性の高まり等を受けて、投資勘定の資金繰りの柔軟性に係る見直しが必要になったことによるものです。

近年の社会経済情勢等の変化を踏まえると、成長分野等に対する資金供給が、重要かつ喫緊の政策課題となっています。そのような中、民間資金のみでリスクを負うことが困難な分野に公的資金を供給し、民間資金の呼び水となる効果をもたらすという産業投資の果たす役割が益々増大しています。

他方、産業投資の財源は、NTT 株式会社・日本たばこ産業株式会社（JT）からの株式配当金等から成り立っていますが、これらの歳入は年度ごとに大きく変動します。それにもかかわらず、歳入の一部を留保して後年の不足に備えるといった財源調整手段や、借入れを行うといった自立的な資金調達手段を持っていないことから、年度によっては、リスクマネーの供給を抑制的に行う必要がありました。

このような現状を踏まえ、投資勘定の資金繰りの柔軟性を確保し、政策性が高い成長分野等に対し安定的・機動的にリスクマネーを供給するといった観点から、財政制度等審議会・財政投融资分科会の意見書（「財政投融资の在り方に関する議論の整理―時代の変化を踏まえた規律ある運営に向けて―」令和 6 年 7 月 29 日）も踏まえ、投資財源資金を活用した財源留保や、同勘定における借入れを可能とするなど所要の措置を講ずる特別会計法の法改正が行われました。

(2) 法改正の内容

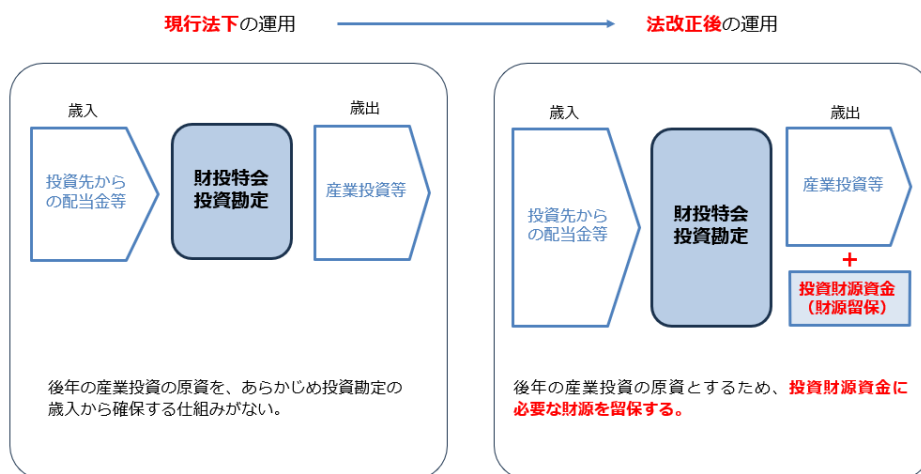
今般の改正の内容は、①投資財源資金を通じた財源留保と②投資勘定における借入れの2つです。

① 投資財源資金を通じた財源留保

今般の改正によって、投資勘定に設置されている投資財源資金[※]を活用し、投資勘定の歳入を留保することが可能になりました。これによって、年度ごとの歳入の変動が大きい投資勘定において、歳入に余裕がある際にはこれを留保し、後年に歳入が不足した際に投資財源資金を活用することができます。

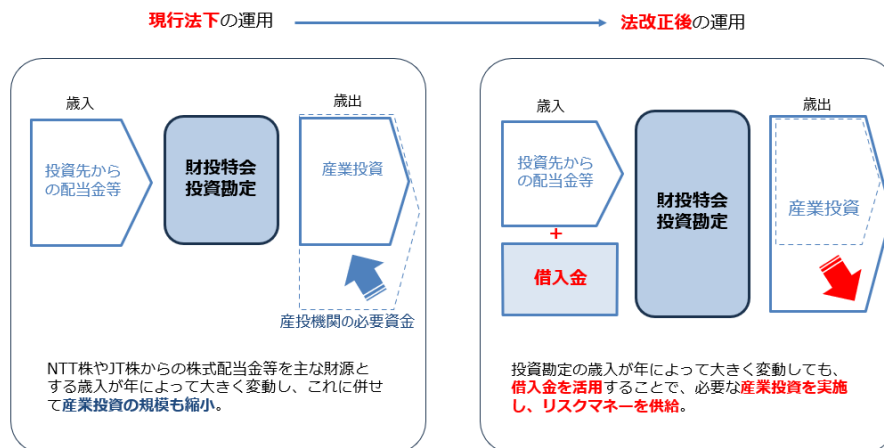
※ 投資財源資金

単年度の歳入で賄いきれない場合でも適切な投資が実施できるよう、産業投資の財源を留保するために、昭和31年度に設置した資金。



② 投資勘定における借入れ

投資勘定において、出資の払込金及び貸付金の財源に充てるために必要な経費について、投資勘定における借入れが可能となりました。これによって、ある年の投資勘定の歳入に余裕がなく、投資財源資金の留保を用いても必要な産業投資の財源を確保できないような場合に、資金を調達することができます。



5. 財政投融资の歴史

(1) 財政融資制度の沿革

A. 明治時代初期～中期

「財政融資資金」の歴史は明治時代初期までさかのぼることができます。当時、民間金融機関は未発達であり、政府のもとに各種の資金が集まりました。明治9年(1876年)の「準備金取扱規則」では大蔵省国債寮で預金を預かりこれを運用するという趣旨の規定が置かれており、明治11年(1878年)には^{えきてい}郵便局貯金(現在の郵便貯金)の預託も受けるようになり、集まった資金を国債で運用することになりました。さらに明治18年(1885年)5月、「預金規則」が制定され、大蔵省預金の預入が法制化されました。なお、「預金規則」には具体的な運用方法及び内容について何等規定されておらず、当初は運用よりもむしろ保管管理に重点がおかれていたものと考えられます。

B. 明治時代後期～戦時中

その後、明治40年代(1907年～1912年)にはそれまで運用の大部分を占めていた国債証券のみならず、地方債証券などの引受け、一般会計、特別会計に対する貸付けなどに運用されるようになり、大正に入ると国内事業資金の供給や对外投资にあてるため、興業債券、勸業債券の引受けや特殊銀行などに対する貸付けなどが増加しました。しかし、これらの中には運用上問題が生じたものがあつたため、大正14年(1925年)に「預金部預金法」及び「大蔵省預金部特別会計法」が制定され、運用の基本原則の明確化、経理の明確化・機構面での整備(「預金部」の設置)が図られました。その後戦時体制への突入とともに、次第にその運用は、国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大陸投資などに重点が移されていきました。

C. 戦後

終戦後、預金部の運用資産について、特殊会社、銀行などの債権や貸付金などに損失が生じたため、預金部の資産及び負債の整理が実行されました。また、占領下での運用先は、連合軍総司令部の方針として、原則として国及び地方公共団体に対するものに限定されることとなりました。その後、国民生活が落ち着きを取り戻すにつれ、郵便貯金を中心として預金部資金が急増し、余裕金が

生じたことと産業界から長期設備資金の供給を求める声が強かったことなどから、長期資金の供給体制を整備するため、昭和26年（1951年）に「資金運用部資金法」が制定されました。同法により設置された「資金運用部資金」が財政融資資金の前身です。

資金運用部資金法においては、郵便貯金や政府の特別会計の積立金・余裕金などの政府資金を資金運用部に統合し一元的運用を図ることが明確化されました。また、確実かつ有利な運用を徹底するため、運用先を国（一般会計及び特別会計）や地方公共団体と、その全額出資法人などに限定することを規定しており、この点は現在の財政融資資金においても同様の考え方を踏襲しています。

■ 財政融資制度の沿革（概略）

【財政融資関連年表】		
明治時代 初期	準備金取扱規則	税金以外の雑収入などを「積立金」として蓄積。のち、「準備金」と改称。
明治9年	↓	大蔵省国債寮で預金を預かり運用する規定をおく。
明治11年	↓	郵便局貯金（現在の郵便貯金）が大蔵省国債局に預けられて、運用が本格化する。
明治18年	預金規則	大蔵省預金の預入れを法制化し、預金部設置。ただし、当初は運用よりも保管業務に重点が置かれていた。
明治中期 ～大正	↓	この間、預金部の運用は国債中心から興業債券や特殊銀行債へ変化した。 大正に入ると、西原借款 ^(注) のように、運用上問題となったものも生じた。 資金の管理・運用を適正にするため、預金部制度の改善の必要が出てくる。
大正14年	預金部預金法	「有利確実な方法」「国家公共の利益のため」という基本原則を明確化。 「預金部資金運用委員会」を設置。
第二次大戦頃	↓	戦時体制への突入とともに、次第に国策会社、軍需会社に対する資金の供給や大陸投資などに 運用の重点が移された。その結果、運用資産に大きな損失が生じる。
昭和21年	大蔵省預金部等 損失特別処理法	預金部の資産と負債の整理を実行。
占領下	↓	GHQの方針として預金部資金の運用先は原則として国及び地方公共団体に対するものに限定されていた。
昭和26年	資金運用部資金法	戦後復興のため、産業界から長期資金の需要が高まる。 ・ 国の資金の管理を一元化 ・ 公共の利益の増進に寄与 ・ 資金の確実かつ有利な方法での運用
昭和48年	↓	「資金運用部資金及び簡易生命保険の積立金の長期運用に対する特別措置に関する法律」施行
昭和62年	資金運用部 資金法改正	金利自由化など、経済金融環境の変化が進展。 ・ 預託金 ¹ の預託利率について、法定制を改め、政令に委任 ・ 資金運用部資金の運用対象として、外国債を追加
平成13年	財政融資資金法	時代環境を反映し、政策の重点が産業基盤の充実から生活基盤の整備へと移行。 ・ 郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務廃止（財政投融资改革） ・ 政策コスト分析 ¹ の導入 ・ 情報開示の一層の徹底 ・ 市場原理に則った資金調達

（注）西原借款 大正6、7年頃行われた一連の対中国向け借款を指します。その一部は預金部資金をもって行われましたが、回収不能となり、国による元利金の肩代わりなどの整理が行われました。

（２）財政投融資改革

財政投融資制度については、平成 13 年度（2001 年度）に抜本的な改革（財政投融資改革）が行われました。

この改革以前は、資金運用部資金法（「（１）財政融資制度の沿革」参照）に基づき、郵便貯金や年金積立金が資金運用部資金に義務的に預託されており、財政投融資の主要な資金調達手段となっていました。郵便貯金や年金積立金などを活用した財政投融資は、国内の貯蓄を社会資本の整備などに効率的に活用する財政政策手段として我が国の経済発展に貢献してきたと考えられますが、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融資の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘されていました。

財政投融資改革は、こうした点を踏まえ、財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするために行われました。

具体的な改革の内容については、まず、財政投融資の資金調達のあり方について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用（原則市場運用）される仕組みへと改められました。財政投融資に必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金量に応じた資金調達を行うことが可能となりました。同時に、貸付金利は国債金利と基本的に同水準となりました。

また、財投機関が行う財政投融資対象事業についても民業補完の観点から事業を見直し、さらに、財投機関においても必要な事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債^①の発行により市場での自主調達に努めることとなりました。

このほか、政策コスト分析^②を導入しました。これは、財政投融資のディスクロージャーの観点から、財政投融資を活用している事業について政策コスト（補助金や出資金の機会費用など）がどの程度生じるかを明らかにすることで、財政投融資対象事業としての妥当性や財投機関の財務の健全性に関する情報の充実を図ったものです。

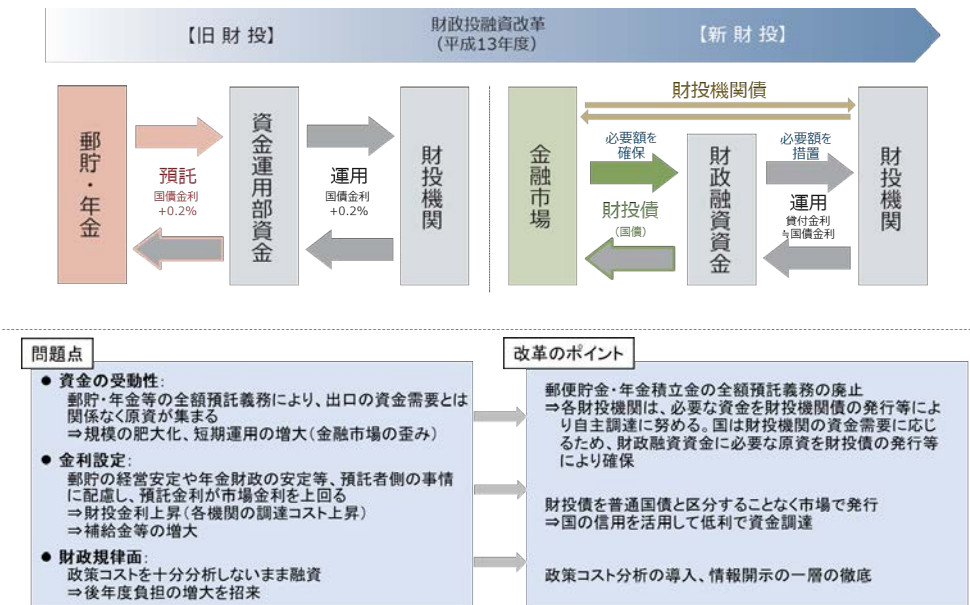
① 財投機関債

財投機関債は、財投機関が民間の金融市場において発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいいます。平成 13 年度（2001 年度）の財政投融資改革において導入され、財投機関の資金調達手段の一つとなっています。発行体の信用力に依存した普通社債（Straight Bond）と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証券（Asset Backed Securities）の二種類に大別されます。

（関連）「財投機関」、「資産担保証券（ABS）」

②参照：Ⅲ部 4.（１）
「政策コスト分析」

■ 財政投融资改革のイメージ



(参考) 財政融資資金の調達金利と貸付金利の変化

財政融資資金は、財投債と預託金を主な財源としています。財投債は国債の一種であり、商品性も通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているため、調達金利は国債金利そのものです。一方、国の特別会計の積立金・余裕金などからの預託金については、財務大臣が預託期間に応じて、国債の利回りに即した預託金利を定めることとされています(ただし、0.001%を下限としています)。

また、貸付金利についても、国債の流通利回りを基準として、貸付期間に応じ、償還方法(元金均等③、元利均等④、満期一括⑤)や据置期間(貸付を受けた日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間)といった償還形態の違いを反映した上で財務大臣が定めており(ただし、0.001%を下限としています)、調達金利と貸付金利は、基本的に国債金利と同水準になります。

以上のような金利の設定方法は、財政投融资改革において導入されたものです。それまでの預託金利は、昭和62年(1987年)の資金運用部資金法改正により、国債の金利その他市場金利を考慮するとともに預託者側の事情にも配慮して政令で定めることとされており、財政投融资改革直前における預託金利の実際の水準を見ると、7年以上の預託に対しては毎月発行される10年物利付国債の表面利率に0.2%を上乗せした水準で設定されていました。他方、貸付金利については、貸付期間にかかわらず7年以上の預託金利と同一の水準で設

③ 元金均等償還

償還所要額(元金と利子の合計)のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。
(関連)「元利均等償還」、「満期一括償還」

④ 元利均等償還

償還所要額(元金と利子の合計)を均等に償還する方法をいいます。
(関連)「元金均等償還」、「満期一括償還」

⑤ 満期一括償還

元金の全額を最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。
(関連)「元金均等償還」、「元利均等償還」

定されてきました。

財政投融资改革により預託者への配慮規定が廃止され、預託金利や貸付金利は国債の流通利回りに基づき設定されるようになり、市場原理との調和が図られることとなりました。

そして、現下の金利情勢等を踏まえ、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から財政融資資金貸付金利・預託金利の設定方法を、①下限利率を 0.01%から 0.001%へ変更、②0.01%未満となる年限についても国債のイールドカーブに基づいた金利を設定、③金利改定時期は毎月 1 日、としています。

（３）産業投資制度の沿革

産業投資の歴史は、産業投資特別会計^⑥（産投特会）の設置までさかのぼることができます。産投特会は、昭和 28 年度（1953 年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資を行う際に、その経理を一般会計と区別して明確にするために「産業投資特別会計法」により設置された特別会計であり、米国対日援助見返資金特別会計の資金など、当時の日本開発銀行及び日本輸出入銀行への出資金などを承継しています。

当初、電力、海運、石炭、鉄鋼などの重要産業の整備が喫緊の課題であったため、産投特会は一般会計繰入れを主な原資として、政府関係機関などに対する出融資を実施していました。昭和 50 年代（1975 年～1984 年）以降、財政事情の悪化に伴いそれまで産業投資の主な原資であった一般会計からの繰入れ

^⑦が急激に減少したことなどを踏まえ、昭和 60 年（1985 年）に産業投資特別会計法が改正され、産投特会の資本の充実を図るとともに、産投特会の在り方を見直すこととされました。この法改正により、①NTT 及び JT 株式の一般会計から産投特会への無償所属替え、②産投会計から一般会計への繰入規定の創設、③設置規定から「経済の再建」の文言の削除など、所要の整備が行われました。その後、昭和 62 年度（1987 年度）に社会資本整備の促進を図るため NTT 株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産投特会は産業投資勘定と社会資本整備勘定に区分されました。

さらに、「特別会計に関する法律」（平成 19 年法第 23 号）の成立を受け、平成 20 年度（2008 年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計^⑧に移管され、名称を財政投融资特別会計とした上で投資勘定になりました。

（注）社会資本整備勘定は平成 19 年度（2007 年度）をもって廃止され、一般会計へ移管されました。

⑥ 産業投資特別会計

昭和 28 年度（1953 年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資（産業投資）を行い、その経理を一般会計と区別して明確にするために設置された特別会計を指します。（注）

その後、昭和 62 年度（1987 年度）に、社会資本整備の促進を図るため NTT 株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融资特別会計とした上で投資勘定になりました。

また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

（注）なお、当初目的の一つに規定されていた「経済の再建」は、昭和 60 年度（1985 年度）に行われた改正により削除されました。

（関連）「財政投融资特別会計」、「産業投資」

⑦ 一般会計からの繰入れ

これまで、一般会計から産業投資勘定への繰入れ対象経費は、同勘定における出資の払込金等とされていましたが、令和 7 年 5 月に成立した「特別会計に関する法律の一部を改正する法律」により、危機対応円滑化業務に係る日本政策金融公庫に対する出資及び危機対応業務に係る日本政策投資銀行に対する出資の払込金に要する経費に限定されることになりました。

⑧ 財政融資資金特別会計

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区別して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和 26 年度（1951 年度）に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成 13 年度（2001 年度）の財政投融资改革に伴い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）から産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融资特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定になりました。

（関連）「財政投融资特別会計」、「財政融資」、「財政融資資金」

■ 財政投融資特別会計（投資勘定）の経緯

【財政投融資特別会計（投資勘定）の経緯】		
昭和 28 年	産業投資 特別会計法	産業投資特別会計の設置 米国対日援助見返資金特別会計の資金など（ガリオア及びエロア資金を主とする米国の対日援助予算を基礎として昭和24年に設置された）並びに一般会計から日本開発銀行及び日本輸出入銀行への出資金などを承継し設置。
昭和 30 年 ～ 50 年代		一般会計繰入を主な原資として出融資を実施
昭和 60 年		『産業投資特別会計法』の改正 日本電信電話（株）（1／3）及び日本たばこ産業（株）（1／2）の株式を一般会計より産業投資特別会計に無償所属替えをし、当会計の財源基盤を充実させた。また、産業投資特別会計から一般会計への繰入規定が追加された。 （注）昭和 60 年の産業投資特別会計法改正までは、一般会計への繰入規定は無かったことから、必要に応じ、法律を定め、一般会計への繰入を行っていた。
平成 20 年		『特別会計に関する法律』により、『財政投融資特別会計投資勘定』に移行

コラム 諸外国における財政投融資類似制度

これまで、財政投融資の仕組みが、我が国においてどのように経済や社会を支えているか説明してきました。国によるこうした投融資活動の仕組みは諸外国でも用いられていますが、それぞれの制度ができた歴史的経緯や金融・経済動向などが異なるため、その具体的なあり方は様々です。

このため、財務省理財局では、我が国の財政投融資制度のあり方を検討する際の参考とすべく、平成 20 年度（2008 年度）以降、財政投融資類似制度を有する国に対し、現地訪問による海外調査を実施しています。例えば、令和 7 年度（2025 年度）にはインドを対象として、スタートアップ支援に係る主な制度の調査を行い、現地の政府機関や大学等を訪問しました。

この調査の結果、インドでは、中央政府が Small Industries Development Bank of India (SIDBI) や National Investment and Infrastructure Fund (NIIF) 等の機関への出融資を通じてスタートアップへの資金供給を支援するとともに、州政府や大学も中央政府からの交付金等を原資としてスタートアップ支援に取り組んでいることが分かりました。

直近の海外調査に関する資料は、こちらからご覧いただけます。

[財政投融資分科会（令和 8 年 6 月 18 日開催）資料一覧：財務省](#)

（４）財政投融資の対象分野の変遷

財政投融資は、政府関係機関や独立行政法人などの財投機関が行う事業を通じて、様々な分野に活用されています。

A. 1945 年～1970 年代前半 戦後復興期～高度経済成長期

戦後経済復興期には、基幹産業（石炭・鉄鋼・海運・電力など）の育成に力点が置かれました。その後、高度経済成長期に入り、欧米より遅れたインフラ整備やマイホーム取得のために住宅分野にも活用され、さらに、中小企業支援や公共事業にも活用されました。こうした分野を担うべく、財投機関の数も増加し、政策目的に応じた様々な財投機関が設立されました。

■戦後復興期～高度経済成長期（主な活用事例）

分野	財投機関	活用事例
住宅	日本住宅公団	多摩ニュータウン、高島平団地の整備など
中小企業	中小企業金融公庫	ソニー（株）、京セラ（株）などの創業期・成長期に融資
社会資本整備	日本道路公団 日本国有鉄道 新東京国際空港公団	東名、名神高速自動車道などの建設 東海道・山陽新幹線の建設 成田国際空港の建設
産業	電源開発 日本開発銀行	電力供給のためのダム建設など（御母衣ダム） 基幹産業（石炭・鉄鋼・海運・電力など）に対する長期資金の供給

B. 1970 年代後半～1990 年代 安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期

オイルショックを経て安定成長期へ移行し、企業の投資意欲が減退する中、1970 年代後半から 1980 年代前半にかけて住宅及び中小企業向けの投融資が増加し、生活環境整備（都市開発など）を加えると財政投融資額全体の 6 割を占めました。また、大都市圏を中心とした大規模なニュータウンや研究学園都市の開発、地方産業拠点の建設など、採算性が必ずしも高くない事業にも活用されました。

バブル崩壊後の 1990 年代は、経済対策として公共事業が推進される中、住宅向けの投融資が増大し、全体の 3 分の 1 となりました。

■ 安定成長期～バブル期～ポスト・バブル期（主な活用事例）

分野	財投機関	活用事例
住宅	住宅金融公庫 宅地開発公団	住宅建設のための融資 千葉ニュータウンの開発など
生活環境整備 地域開発	住宅・都市整備公団 地域振興整備公団 水資源開発公団	都市の再開発（みなとみらい21）、研究学園都市（筑波）の開発など いわきニュータウン・長岡ニュータウンなどの開発、地方都市の再開発 水資源の開発・利用のため、奈良保ダム、早明浦ダムなどの建設
中小企業	中小企業金融公庫 国民金融公庫	民間金融機関からの融通が困難な中小企業などに対する融資
社会資本整備	日本鉄道建設公団 空港整備特別会計など	長野新幹線などの建設 東京国際空港（羽田）の沖合展開・再拡張

C. 2000 年代以降

財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするため、平成 13 年（2001 年）から「財政投融資改革」を実施し、対象分野の重点化・効率化に取り組みました。こうした中、「特殊法人等整理合理化計画」（平成 13 年（2001 年）12 月閣議決定）などを背景に、住宅の割合が大きく減少しました。

その後、平成 20 年（2008 年）のリーマン・ショック後の経済危機や平成 23 年（2011 年）の東日本大震災への対応として、資金繰りに困難をきたしている企業に対する支援（セーフティネット貸付や危機対応業務）、復旧・復興事業や防災・減災対策に活用されました。また、令和 2 年（2020 年）以降の新型コロナウイルス感染症の流行の際にも、財政投融資が積極的に活用されました。

近年では、海外投融資等に対する資金供給の比重が高まっており、例えば、令和 7 年（2025 年）の日米間の合意を踏まえた「日米戦略的投資イニシアティブ」に基づき、国際協力銀行（JBIC）を通じた対米投資への対応を行いました。

リーマン・ショック後の経済・金融危機への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	中長期的に業況の回復が見込める中小企業などへのセーフティネット貸付の拡充等
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資
海外投融資	国際協力銀行	日本企業の海外事業などを支援するための信用供与

新型コロナウイルス感染症への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	新型コロナウイルス感染症特別貸付制度、利子補給による実質無利子・無担保融資などを通じた資金繰り支援
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関（日本政策投資銀行、商工組合中央金庫）を通じた危機対応融資、民間金融機関からの金融支援を促す資本性劣後ローン
農林水産業	日本政策金融公庫	経営に影響が出ている農林漁業者に対する、実質無利子・無担保融資を通じた資金繰り支援
福祉・医療	福祉医療機構	休業や事業を縮小した福祉・医療事業者に対する、無利子・無担保等の優遇融資を通じた資金繰り支援

東日本大震災への対応

分野	財投機関	活用事例
中小・小規模事業者	日本政策金融公庫	東日本大震災復興特別貸付制度、被災中小企業向けの資本性資金の供給（資本性劣後ローン）などを通じた資金繰り支援
中堅・大企業等	日本政策金融公庫	指定金融機関を通じた危機対応融資（ツーステップ・ローン）
地方	地方公共団体	東日本大震災を教訓として行う防災・減災対策のための資金供給
福祉・医療	福祉医療機構	被災した病院・福祉施設の復旧及び運転資金の貸付
住宅	住宅金融支援機構	被災した住宅に係る災害復興融資の拡充

コラム 財投で支える、日本の研究力 ～大学ファンド～

近年、我が国の研究力が、世界と比べて相対的に低下していることが懸念されています。他方、欧米の主要大学は数兆円規模のファンドの運用益を活用し、研究基盤や若手研究者への投資を拡大しています。

我が国においても、世界最高水準の研究大学を構築していくことが重要との観点から、国立研究開発法人科学技術振興機構に財政融資 8.9 兆円を含む 10 兆円規模の大学ファンドを創設し、その運用益を活用して、大学の研究基盤の強化や博士課程学生への支援等（注）を行っています。支援にあたっては、大学における自己収入の増加やファンドへの資金拠出を促す仕組みとなっており、将来的には自らの資金で大学固有基金の運用が行われることを目指しています。

市場運用の原資として財政融資資金を貸し付けたものであることを踏まえ、償還確実性が損なわれることのないよう、財務省理財局としても継続的にモニタリングを行っています。

このように、財政投融資は、多様な知の結節点であり最大かつ最先端の知の基盤である大学の研究力強化を通じて、我が国の成長とイノベーションの創出に貢献しているのです。

（注）令和 8 年には、第 1 期の国際卓越研究大学として認定された東北大学に 169 億円、第 2 期の国際卓越研究大学として新たに認定された東京科学大学、京都大学にそれぞれ 124 億円、198 億円を助成した。また、博士課程学生支援として全国の対象大学に 168 億円を助成したほか、優秀な海外若手研究者の招へい・受入支援も実施している。

Ⅱ部 財政投融资計画

1. 財政投融资計画編成の流れ

(1) 財政投融资計画とは

財政投融资は、政府による資源配分として重要な機能を持っており、長期にわたる投融资活動は、国民生活に大きな影響を与えると考えられます。

財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融资活動という点では共通しており、統一性・一覧性をもったものとして全体を整理する必要があります。

そのため、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」(以下、「長期運用法」という)第5条に基づき、財政融資(期間5年以上)、産業投資(出資及び期間5年以上の貸付け)、政府保証(期間5年以上)のそれぞれの予定額を、財投機関ごとに計上した財政投融资計画を毎年度策定しています。

(2) 財政投融资計画の編成

財投機関を所管する官庁は、一般会計などの予算要求と同時に、財投機関からの要求を取りまとめ、8月末までに財務大臣に提出します。その後、予算編成と並行して、財政投融资計画の編成が行われます。各財投機関の要求は、財政制度等審議会での意見聴取も行いながら、財務省理財局によって審査されます。

要求の審査においては、政策評価や政策コスト分析の手法などを活用し、

- 個々の施策の必要性、重要性(政策的必要性)
- 民間で対応することができないか、また、民業圧迫とならないか(民業補完性)
- 供給する資金が確実に返済されるか(償還確実性)

などが精査されます。

このようにして編成された財政投融资計画は、予算と一体のものとして閣議に提出されます。

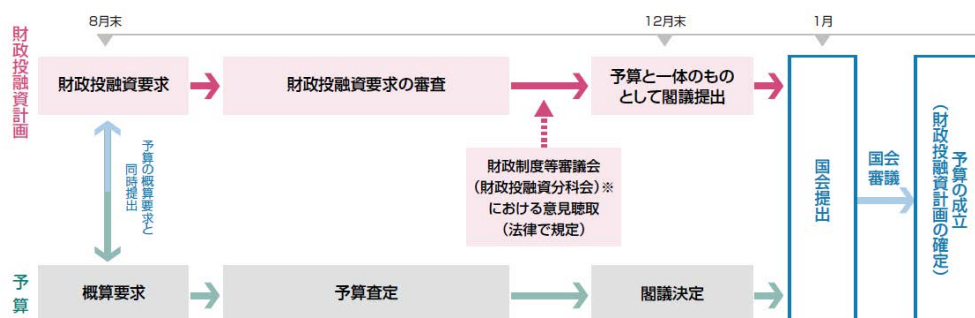
(3) 国会の審議・議決

財政投融资計画は、長期運用法に基づき、毎年の通常国会において、特別会計予算と一体のものとして国会に提出されます。

財政投融资計画の構成要素については、財政融資は特別会計予算総則における長期運用予定額、産業投資は財政投融资特別会計投資勘定における歳出予算

額、政府保証は一般会計予算総則における債務保証契約の限度額という形で、それぞれ予算の各所に盛り込まれています。予算が国会の審議・議決を経ること、財政投融资計画は国会による財政統制の下に置かれることとなります。

■ 財政投融资計画編成の一般的な流れ



（４）社会経済情勢に応じた柔軟な資金供給

財政投融资計画においては、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、財政融資の予定額や政府保証の限度額を一定範囲で増額しうる措置（弾力条項^{※①}）が講じられており、社会経済情勢に応じて柔軟な資金供給が可能です。

令和7年度（2025年度）においては、医療需要の変化等に加え、物価高騰の影響も受けて厳しい状況に直面する医療・福祉事業者からの資金需要に対応するため、同年度の財政融資資金運用計画^{※②}において、独立行政法人福祉医療機構に対する財政融資資金を増額しました。また、令和7年度補正予算の成立等に伴い地方公共団体が実施する事業にかかる資金の確保のため、同年度の財政融資資金運用計画^{※②}において、地方公共団体に対する財政融資資金を増額しました。内容は次のとおりです。

〔令和7年度財政融資の弾力条項に基づく増額の実績〕

独立行政法人福祉医療機構向け

・ 令和7年（2025年）7月31日： 973億円

地方公共団体向け

・ 令和8年（2026年）1月9日： 11,006億円

※① 弾力条項

特別会計法の規定に基づき、予算総則において予め国会の議決を経た範囲内で、年度中において各特別会計の経費を増額する必要が生じた場合に収入の増加を確保することができるときは、その確保することができる金額を限度として支出の増加を認めるものです。

また、財政投融资計画を構成する財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額についても、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、予算総則において、その定める範囲内で増額することができる旨が規定されています。

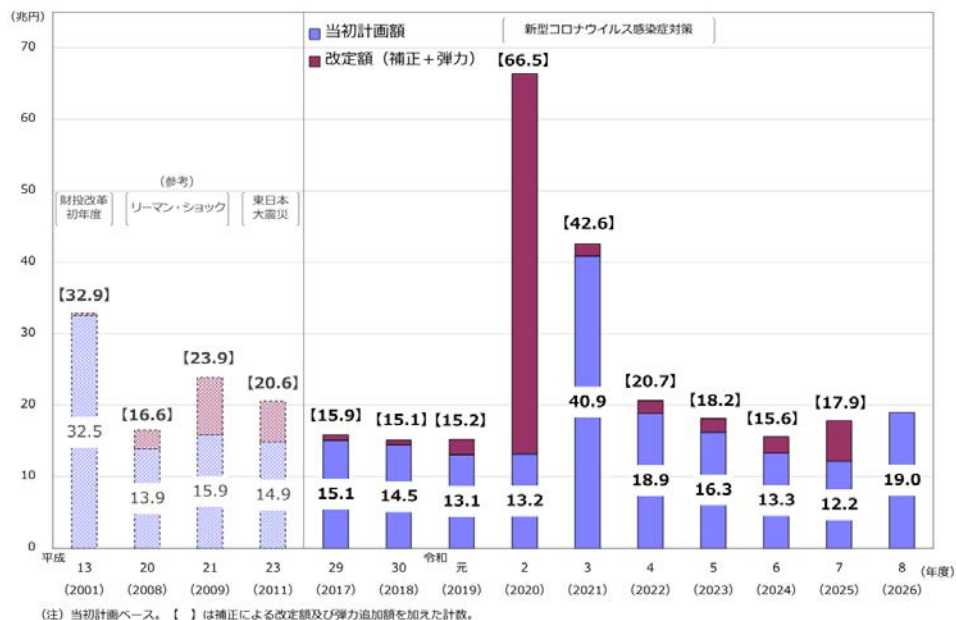
※② 財政融資資金運用計画

当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、「財政融資資金法」に基づき、財政制度等審議会財政投融资分科会の意見を聴いた上で財務大臣により決定されています。

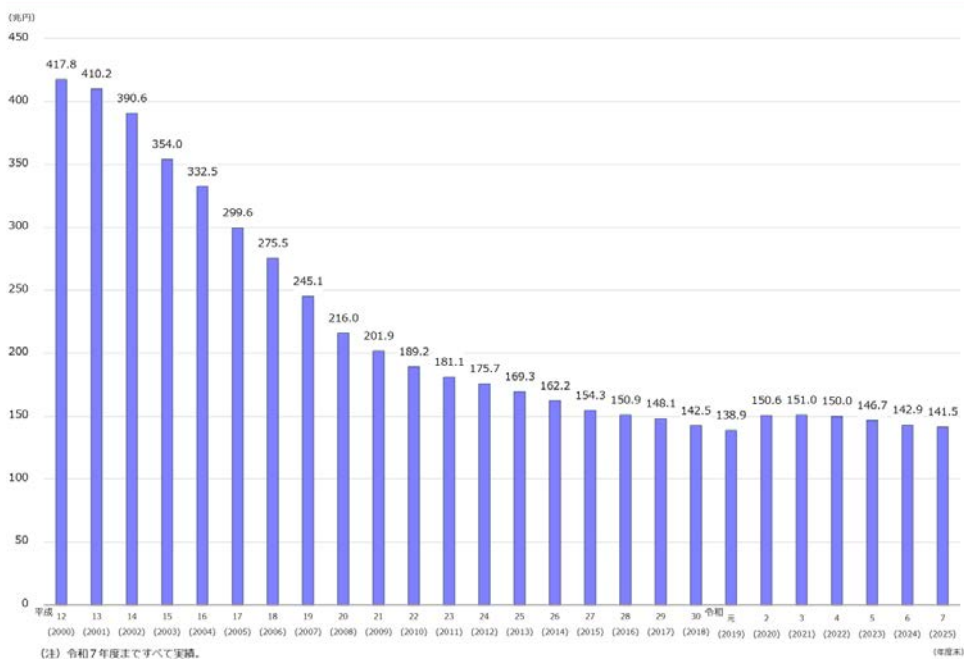
（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

(参考) 財政投融资の計画額・残高の推移

財政投融资計画額の推移（フロー）



財政投融资計画残高の推移（ストック）



2. 令和8年度財政投融资計画

(1) 財政投融资計画策定の基本的考え方

令和8年度財政投融资計画の策定にあたっては、強靱な経済構造の構築を図るほか、官民が連携した積極的な投資促進や物価高への対応、地方、暮らしの安定に向けた課題解決の取組推進等のため、所要の資金を確保することとしました。

このような基本的考え方のもと、令和8年度財政投融资計画の規模は、日米戦略的投資イニシアティブの着実な推進などのため、19兆180億円（令和7年度計画比56.1%増）となっており、その内訳は、財政融資が12兆7,162億円（令和7年度計画比30.4%増）、産業投資が5,003億円（令和7年度計画比4.3%増）、政府保証が5兆8,015億円（令和7年度計画比197.4%増）となっています。

なお、経済事情の変動等に機動的かつ弾力的に対処するため、政府関係機関、独立行政法人等に対して、財政融資資金の長期運用予定額及び債務に係る政府保証の限度額を年度内に50%の範囲内で増額しうよう、弾力条項を設けることとしています。ただし、財政融資資金の長期運用予定額の追加の総額に25%の上限を設けることとしました。

(2) 重要施策

重要施策としては、まず、株式会社国際協力銀行において、日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブの着実な履行等に向け、海外に事業を展開する企業への出融資等を行うための必要な資金を供給するほか、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構において、天然ガス、レアメタル等の金属鉱物及び水素等の安定供給に取り組む企業に対して、資金を供給することとしています。

加えて、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ・製造業等への長期資金の供給のほか、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化、GX、スタートアップ・イノベーション創出や地域活性化等の実現に向けた資本性資金を供給することとしています。また、電力広域的営推進機関において、電力の安定供給と脱炭素化の両立を図るために、電気事業者が行う長期かつ大規模な電源及び系統整備に必要な資金を供給することとしています。このほか、株式会社産業革新投資機構において、国内外のスタートアップや事業再編等におけるオープン・イノベーションを促進するために必要な資金を供給することとしています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫において、米国関税や物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者や農林水産業を展開する地域の

担い手等に対して必要な資金を供給するほか、独立行政法人福祉医療機構において、物価高等の影響を受けた医療機関や福祉施設等の資金繰りを支援することとしています。

地方公共団体向けについては、地方債計画に基づき、社会資本整備や災害復旧を中心に、地方公共団体の円滑な資金調達に貢献する観点から、必要な資金需要に的確に対応することとしています。

（３）令和８年度計画の対象分野

令和８年度財政投融资計画では、以下のような分野に活用されています。

（１） 中小零細企業

中小零細企業については、１兆 9,336 億円（令和 7 年度 2 兆 2,584 億円）の財政投融资を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、米国関税や物価高等の影響により厳しい状況にある中小企業等の資金繰り支援に万全を期すとともに、賃上げ、創業・スタートアップへの支援、中小企業の経営基盤の強化・成長、事業承継等を支援すること等としています。

（２） 農林水産業

農林水産業については、7,564 億円（令和 7 年度 6,821 億円）の財政投融资を予定し、これにより、株式会社日本政策金融公庫において、民間金融機関との協調やビジネスマッチング等による経営課題解決支援等の取組を引き続き推進しつつ、農林水産業の生産性の向上を目的とした設備投資等への資金需要に的確に対応するとともに、災害や物価高等の影響を受けた農林漁業者の資金繰り支援に引き続き万全を期すこと等としています。

（３） 教育

教育については、8,383 億円（令和 7 年度 7,851 億円）の財政投融资を予定し、これにより、独立行政法人日本学生支援機構において、進学意欲のある学生等に対し、貸付規模として所要の額を確保すること等としています。

（４） 福祉・医療

福祉・医療については、4,405 億円（令和 7 年度 3,596 億円）の財政投融资を予定し、これにより、独立行政法人福祉医療機構において、福祉医療サービスの基盤強化の観点から、児童福祉施設、老人福祉施設及び医療関連施設の整備等の資金需要に的確に対応するとともに、物価高等の影響を受けた医療機関や福祉施設等の資金繰りを支援すること等としています。

（５）環境

環境については、1,492 億円（令和 7 年度 1,133 億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社脱炭素化支援機構において、カーボンニュートラルの実現に欠かせない民間による自発的な事業活動をあらゆる分野で誘発するため、脱炭素化に資する事業活動への資金供給を的確に行い、地方創生など、経済と環境の好循環の実現に貢献すること等としています。

（６）産業・イノベーション

産業・イノベーションについては、1 兆 1,685 億円（令和 7 年度 1 兆 848 億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社日本政策投資銀行において、インフラ事業や製造業を中心に、民間資金だけでは十分な対応が困難な長期資金を供給するとともに、特定投資業務においては、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化、GX、スタートアップ・イノベーション創出や地域活性化の実現に向けた資本性資金を供給するほか、株式会社産業革新投資機構において、国内外のスタートアップや事業再編等におけるオープン・イノベーションを促進するために必要な資金を供給すること等としています。

（７）住宅

住宅については、7,084 億円（令和 7 年度 6,297 億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人都市再生機構において、老朽化した賃貸住宅の建替え及び既存賃貸住宅ストックの有効活用を図るための増改築事業等を推進すること等としています。

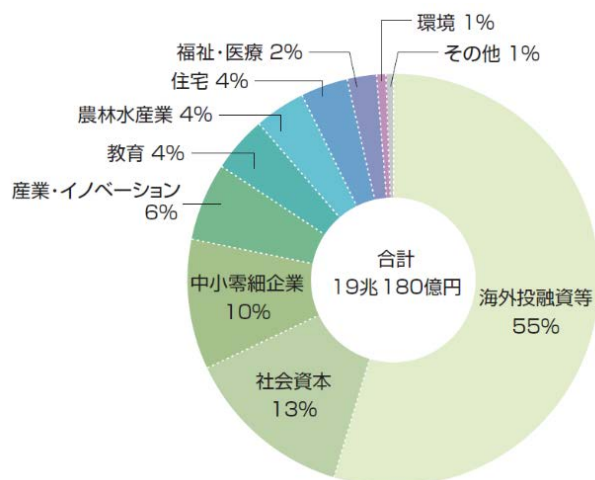
（８）社会資本

社会資本については、2 兆 5,305 億円（令和 7 年度 2 兆 4,135 億円）の財政投融資を予定し、これにより、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において、承継債務の円滑な償還・利払い等を実施すること等としています。

（９）海外投融資等

海外投融資等については、10 兆 3,930 億円（令和 7 年度 3 兆 5,549 億円）の財政投融資を予定し、これにより、株式会社国際協力銀行において、日米間の関税合意に基づく投資イニシアティブの着実な履行等に向け、海外に事業を展開する企業への出融資等を行うこと等としています。

■財政投融資の分野別措置額の割合（令和8年度財政投融資計画）



海外投融資等

資源・エネルギーの安定的な確保や、日本企業の海外事業展開の推進などを行っています。

▶ 国際協力機構、国際協力銀行、エネルギー・金属鉱物資源機構など



(株) 国際協力銀行/ブラジル法人ALBRAS - Aluminio Brasileiro S.A.に対する融資/
アルミニウム精錬設備/ブラジル パラ州

社会資本

空港や鉄道、高速道路の整備など、大規模・超長期のプロジェクトの推進・加速などを行っています。

▶ 鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本高速道路保有・債務返済機構など



(独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構/地域公共交通出融資事業/
伊予鉄道(株) 省エネ車両導入/愛媛県松山市

中小零細企業

中小企業・小規模事業者に対し、資金繰り支援、創業や経営転換のための設備投資等への資金供給を行っています。

▶ 日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫



(株) 日本政策金融公庫(国民一般向け業務)/株式会社TriOrb/
球体で動く全方向移動プラットフォーム/福岡県北九州市

産業・イノベーション

産業の競争力強化やイノベーションの創出に必要なリスクマネーの供給などを行っています。

▶ 産業革新投資機構、日本政策投資銀行、日本政策金融公庫など



(株) 日本政策投資銀行/(株) シェルターへの出資/木造建築物(完成予想図)/
山形県山形市(本社所在地)

教育

学生に対する貸与型奨学金事業や、私立学校の施設整備などに必要な資金の貸付けなどを行っています。

▶ 日本学生支援機構、日本私立学校振興・共済事業団など



(株)日本私立学校振興・共済事業団/貸付事業(一般施設費)/専修大学北上高等学校/岩手県北上市

住宅

老朽化した賃貸住宅の建替えの推進や東日本大震災などの災害に対応するための災害復興住宅融資などを行っています。

▶ 都市再生機構、住宅金融支援機構など



(独)都市再生機構/賃貸住宅事業/賃貸住宅/大阪府吹田市

環境

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、脱炭素化に資する事業活動への資金供給などを行っています。

▶ 脱炭素化支援機構など



脱炭素化支援機構/株式会社クリーンエナジーコネクトによる国策家向け
低圧太陽光発電事業/低圧太陽光/全国各地

農林水産業

自然条件に影響を受けやすい、生産サイクルが長いなどの特性がある農林水産業において、設備投資などへの資金需要に対応しています。

▶ 日本政策金融公庫、全国土地改良事業団体連合会など



(株)日本政策金融公庫(農林水産業者向け業務)/
収量・水分センサ搭載の高性能コンバインの導入/コンバイン/北海道士別市

福祉・医療

医療法人や社会福祉法人などに対する融資を通じて、福祉施設や医療関連施設の整備の推進などを行っています。

▶ 福祉医療機構、国立病院機構など



(独)福祉医療機構/福祉貸付事業/
(独)ゆきすみ福祉会 特別養護老人ホーム桜めきの丘/埼玉県春日部市

その他

上記9つの対象分野に分類されない、危機対応融資など特別な対応が必要とされる際の資金供給を行っています。

▶ 日本政策金融公庫など

Ⅲ部 財政投融资に関する制度や取組

1. 財政制度等審議会財政投融资分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融资制度、財政投融资計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融资分科会が設置され、学識経験等のある委員によって構成されています。

この財政投融资分科会では、「財政融資資金法」に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画」、「財政投融资計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融资類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査¹²結果など、財政投融资制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。

参考：Ⅲ部3.(1)
「実地監査」

■ 財政投融资分科会の様子



■委員名簿（令和8年4月1日現在）

<委員>	◎ 翁 百合	(株)日本総合研究所シニアフェロー・ 一橋大学大学院特任教授
	○ 土居 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
	野村 浩子	東京家政学院大学特別招聘教授・ (公財)日本女性学習財団理事長
	丸田 健太郎	有限責任あずさ監査法人専務理事
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授
	渡辺 努	キャノングローバル戦略研究所研究主幹
<臨時委員>	有吉 尚哉	西村あさひ法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
	岡田 章裕	(株)読売新聞東京本社論説副委員長
	小橋 文子	慶應義塾大学経済学部教授
	工藤 禎子	(株)三井住友銀行代表取締役副頭取執行役員
	西野 和美	一橋大学副学長・経営管理研究科教授
	山内 利夫	ソラリス・マネージメント(株) 執行役員パートナー

(注) ◎は分科会長、○は分科会長代理

[財政制度等審議会 財政投融资分科会 名簿：財務省](#)

※これまで財政投融资分科会においてとりまとめられた主な報告書

- ・「財政投融资改革の総点検について（平成16年（2004年））」
- ・「財政投融资改革の総点検フォローアップ（平成17年（2005年））」
- ・「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について（平成26年（2014年））」
- ・「今後の産業投資について（令和元年（2019年））」
- ・「財政投融资の在り方に関する議論の整理―時代の変化を踏まえた規律ある運営に向けて―（令和6年（2024年））」

■令和8年度（2026年度）9月までに開催した財政投融资分科会と主な議題

令和7年6月25日

- 財政投融资分科会長互選について
- 官民ファンドのフォローアップ等について
- 財政融資資金等の実地監査について
- 過疎対策事業債に関する取組状況について

令和7年7月31日

令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更について
大学ファンドの状況報告
令和6年度財政融資資金運用報告書
令和7年度政策コスト分析
財務局等を通じた地域課題解決支援について
産業革新投資機構の大型案件の進捗について

令和7年10月16日

令和8年度財政投融資計画要求の概要
日米政府の戦略的投資イニシアティブ等について

令和7年10月29日

令和8年度財政投融資計画の編成上の論点

令和7年11月21日

令和8年度財政投融資計画の編成上の論点

令和7年11月25日～27日

令和7年度財政投融資計画補正等

令和7年12月5日

令和8年度財政投融資計画の編成上の論点

令和7年12月25日

令和8年度財政投融資計画等
令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更について
報告事項

令和8年2月16日～19日

令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更について

令和8年3月23日～26日

令和7年度財政融資資金運用計画の一部変更等について

令和8年6月18日

諸外国における財政投融资類似制度
財政融資資金等の実地監査について
官民ファンドのフォローアップについて
バイアウト投資等に係る JIC の取組について

令和8年7月15日

令和7年度財政融資資金運用報告書
令和8年度政策コスト分析
大学ファンドの状況報告
官民ファンドのフォローアップ

令和8年9月18日

令和9年度財政投融资計画要求の概要
日米戦略的投資イニシアティブの状況報告

※その他、財政投融资分科会の議事や提出資料など詳しい内容については、以下のリンクからご覧頂けます。

○議事要旨・議事録・会議資料など

[財政制度等審議会 財政投融资分科会（議事要旨等）](#)：財務省（[mof.go.jp](https://www.mof.go.jp)）

○答申・報告書など

[財政制度等審議会 財政投融资分科会（答申・報告書等）](#)：財務省（[mof.go.jp](https://www.mof.go.jp)）

コラム リニアを走らせる“もう一つの力” — 財政投融资の役割

リニア中央新幹線の開通にも、財政投融资が活用されていることを知っていますか？

リニア中央新幹線とは、東京・大阪間を結ぶ超電導リニアを使用した新しい新幹線であり、現在、東京・名古屋間の工事が進んでいます。

この事業にあたり、複数年度にわたって合計3兆円の財政融資資金を鉄道建設・運輸施設整備支援機構を通じて、建設主体である JR 東海に貸付けを実施しました。これによって、品川・名古屋開業後の JR 東海の経営体力回復期間を短縮し、連続して名古屋・大阪間の工事に着手することができるため、全線開業を最大8年間前倒しすることが可能となります。

財政投融资は、こうした日本全体に活力をもたらす国家的プロジェクトにも活用されているのです。

2. 財政投融资の財務の健全性確保

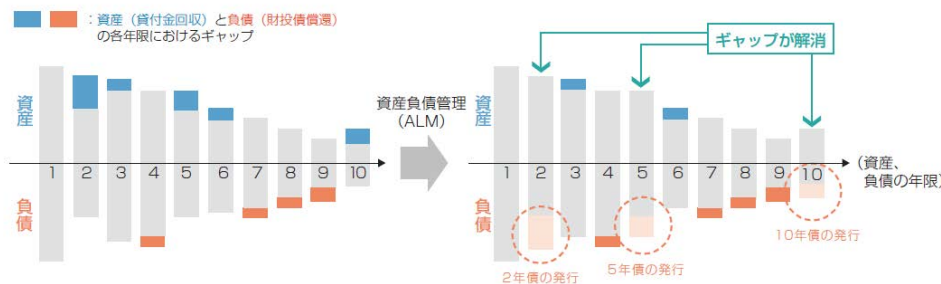
(1) 資産負債管理 (ALM^①)

財政融資資金においては、資金の貸付と調達（財投債など）の間の期間のミスマッチに起因する金利変動リスク^②が存在しています。このリスクを低減させるため、的確な資産負債管理（ALM）に努め、貸付金などの資産と財投債などの負債のキャッシュフローから生じるギャップ（差）の解消に取り組んでいます。

▶ 貸付と調達（財投債）で償還期間のズレが生じるため、金利変動リスクが発生します。

貸付（国にとっての資産）	財投機関のニーズに対応するため → 償還期限（5～40年（うち据置期間0～30年）） → 主に元金または元利均等償還
調達（国にとっての負債）	財投債を調達する国債市場における制約のため → 発行年限に制約（6ヶ月、1年、2年、5年、10年、20年、30年、40年） → 満期一括償還

▶ 財投債の発行年限を可能な限り調整し、期間のズレの解消に取り組むことでの的確な資産負債管理（ALM）に努めています。



財政投融资特別会計（財政融資資金勘定）は、平成 18 年度（2006 年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動に対応する余力が低下しています。

このような状況を踏まえ、平成 23 年度（2011 年度）からは、資産と負債の間のデュレーション・ギャップ^③やマチュリティ・ギャップ^④を調整するため、金利スワップ取引や財投債の買入消却を実施し、ALM の高度化を図っています。

① ALM

『資産（Asset）及び負債（Liability）の総合管理』をいい、金融機関などにおいて財務の健全性を確保するために行われている経営管理手法の一つです。

（関連）「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

② 金利変動リスク

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り（逆ざや）、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融资特別会計においては、財政投融资改革以降の ALM により金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

③ デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることになります。

（関連）「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「マチュリティ・ギャップ」

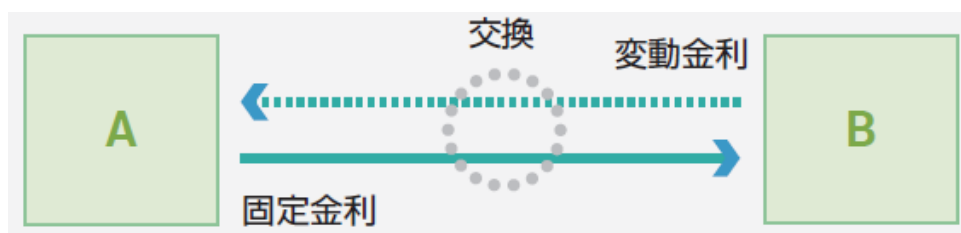
④ マチュリティ・ギャップ

各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達の時期にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。

（関連）「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

・金利スワップ取引の実施

変動金利と固定金利の交換によりデュレーション・ギャップを調整します。



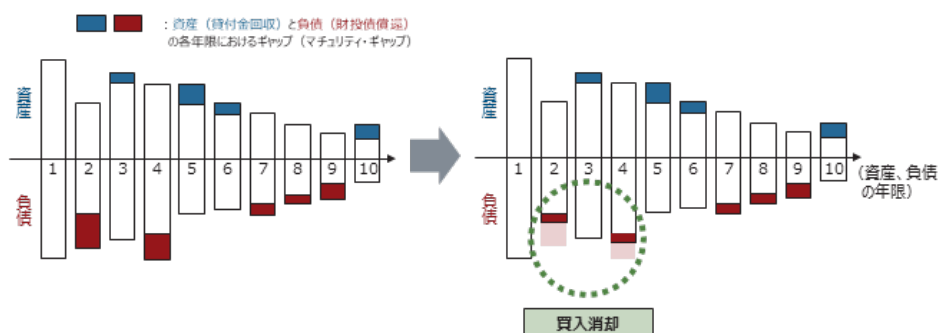
金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されます。

・財投債の買入消却の実施

償還期限到来前に財投債を買い入れ、消却することで、マチュリティ・ギャップを調整します。

■買入消却によるマチュリティ・ギャップ調整のイメージ



（2）積立金^⑤（金利変動準備金^⑥）

財政投融资改革後、ALM によって財政融資資金の金利変動リスクは次第に減少してきましたが、現在でも一定の金利変動リスクが存在します。そこで、財政融資が長期にわたり安定的な活動を行えるよう、利益が発生した場合には、積立金としてこれを積み立てることとし、将来生じうる損失に備えることとしています。

⑤ 積立金（財政融資特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（特別会計法第58条第1項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計法では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（「特別会計に関する法律施行令」第45条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされています（同法第58条第3項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しくならないことに注意する必要があります。

（関連）「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剰余金」

⑥ 金利変動準備金

財政融資特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（1）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の50/1000に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（2）繰越利益がこの額を超える場合、当該超過部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成19年度（2007年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受けて、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金勘定の総資産の100/1000から50/1000に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益（金利変動準備金）とは等しくならないことに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定計算書に「積立金明細表」として記載されています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」、「現金主義」

なお、積立金の準備率の上限については、政令に基づき、財政融資に係る総資産の 50/1000 とされています。

（参考）財政投融资特別会計から一般会計及び国債整理基金特別会計等への繰入れ

臨時的・特例的な一般会計などへの繰入れ

特別会計法の規定により、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金（金利変動準備金）の準備率の上限（現行：50/1000）を超える部分については、国債整理基金特別会計に繰り入れることができることとされています。これは、財政投融资特別会計が積立金を繰入れ対象とすることにより、国債償還財源として負債の圧縮に充てることができることとしたものです。

一方で、上記による繰入れ以外にも、平成 18 年度（2006 年度）以降は厳しい財政事情に鑑み、臨時的・特例的な措置として一般会計及び国債整理基金特別会計への積立金の繰入れが行われました。このうち平成 18 年度（2006 年度）には、特例法により、12 兆円を国債整理基金特別会計に繰り入れました。平成 20 年度（2008 年度）には、積立金（金利変動準備金）の準備率の上限の引下げ（100/1000→50/1000）に伴い、特別会計法の規定により、7 兆 1,600 億円を国債整理基金特別会計に繰り入れるとともに、特例法により、4 兆 1,580 億円を一般会計に繰り入れました。加えて、平成 21 年度（2009 年度）に 7 兆 3,350 億円、平成 22 年度（2010 年度）に 4 兆 7,541 億円、平成 23 年度（2011 年度）に 1 兆 588 億円を、それぞれ特例法により、一般会計に繰り入れました。なお、平成 23 年度（2011 年度）の一般会計への繰入れは、東日本大震災への対処に活用されました。

復興財源への貢献

「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（以下、「復興財源確保法」という）の規定により、平成 24 年度（2012 年度）から平成 27 年度（2015 年度）までの間、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金を復興債の償還財源として活用（国債整理基金特別会計へ繰入れ）できることとされ、平成 24 年度（2012 年度）に 9,967 億円、平成 25 年度（2013 年度）に 6,967 億円を繰り入れ、平成 27 年度（2015 年度）当初予算においても 5,500 億円を繰り入れました。

また、「平成 28 年度以降 5 年間を含む復興期間の復旧・復興事業の規模と財源について」（平成 27 年（2015 年）6 月 30 日閣議決定）を受け、平成 27 年度（2015 年度）補正予算から平成 30 年度（2018 年度）までにおいて、財政融資資金勘定及び投資勘定から、総額 5,971 億円を一般会計などに繰り入れました。

■平成 27 年 6 月 30 日の閣議決定に基づく財政投融资特別会計からの復興財源貢献について

H27	H28	H29	H30	合計 (H27～H30)
2,000億円 (融資勘定)	2,783億円 (投資勘定)	554億円 (投資勘定)	634億円 (投資勘定)	5,971億円

(注) 単位未満は四捨五入。

防衛財源への貢献

令和 5 年度（2023 年度）において、『我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法』（以下、「防衛財源確保法」という）に基づく防衛力整備計画対象経費の財源又は防衛力強化資金への繰入れの財源（以下、「防衛財源」という）を確保するため、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保しつつ最大限の貢献を行う観点から、特別の措置として、同法の規定により同勘定の積立金から 2,000 億円を一般会計に繰入れました。

また、投資勘定においても、防衛財源に充てるため、特別会計法の規定により 4,367 億円を一般会計に繰入れました。

財政投融资特別会計（投資勘定）からエネルギー対策特別会計（先端半導体・人工知能関連技術勘定）への繰入れ

令和 6 年 11 月の経済対策において策定した「A I ・半導体産業基盤強化フレーム」に基づき、A I ・半導体分野の官民投資を誘発し、我が国産業の競争力強化を図る中で、次世代半導体生産を行う産業の育成等を支援し、将来の投資勘定からの出資・収益確保につなげていく観点から、投資勘定から先端半導体・人工知能関連技術勘定へ繰入れを行うこととなりました。これを受け、「情報処理の促進に関する法律及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、令和 7 年度（2025 年度）より繰入れを行っております。

一般会計などへの繰入れと財政投融资特別会計の財務の健全性

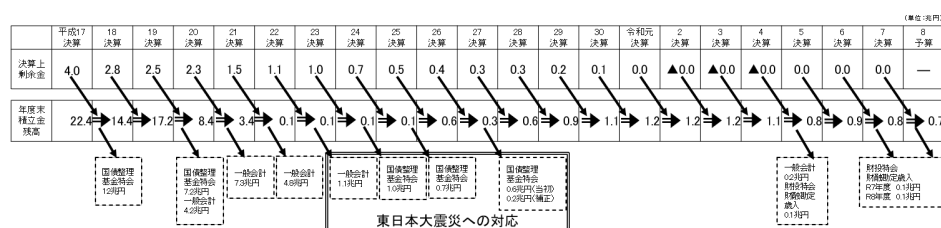
このように平成 18 年度（2006 年度）以降、積立金を臨時的・特例的に一般会計及び国債整理基金特別会計へ繰り入れた結果、金利変動等に対する対応余力が低下しています。

令和 2 年度（2020 年度）から令和 4 年度（2022 年度）にかけて歳入歳出決算上不足が生じ、積立金から補てんする状況にありました。今後数年にわたり当該状況は続く見通しであるため、防衛財源確保法附則第 2 条により、令和 5 年

度（2023 年度）から令和 14 年度（2032 年度）までの間、財政融資資金勘定の健全な運営を確保するため、予算で定めるところにより、積立金から同勘定の歳入に繰り入れることができることとされました。

今後、財政投融资特別会計が長期にわたり安定的な活動を行っていくことができるよう、将来生じうる損失への備えについて十分留意する必要があります。

■ 積立金残高の推移



(注1) 令和8年度については当初予算上の見込みであり、決算上剰余金ではない点に留意。
(注2) 各計数ごとに四捨五入しているため、計において一致しない場合がある点に留意。

(3) 繰上償還の補償金

固定金利でお金を貸し借りする場合、貸し手・借り手の双方とも、将来の金利水準の変動に対して一定のリスクを負うことになります。借り手は、金利が上昇しても低い金利で借り続けられる一方、金利が低下しても高い金利を払い続けなければなりません。貸し手は、金利が低下しても高い金利を引き続き受け取ることができる一方、金利が上昇しても低い金利のまま我慢しなければなりません。

このような状況において、借り手が貸し手に繰上償還（前倒し返済）を行う場合、貸し手は、本来繰上償還以後も受け取り続けられるはずであった利息収入を失うことになる一方で、借り手から繰上償還を受けた資金を元手に新たに貸付けを行って利息収入を得ることが可能です。したがって、結局、貸し手にとって失った利息収入と新たに得られる利息収入の差額が繰上償還に伴って生じる損失となります。

財政融資資金の貸付けは利ざやを取らない収支相償を満たすよう運営されていることから、このような繰上償還に伴って生じる損失をそのまま受け入れることはできません。したがって、繰上償還は、繰上償還に伴って生じる貸し手の損失に対応する補償金の支払いが、繰上償還と同時に借り手より確実に行われると認められるときに限定されています。

(注1) なお、平成 17 年度（2005 年度）に（独）都市再生機構及び年金資金運用基金（現在の年金積立金管理運用独立行政法人）に、平成 17 年度（2005 年度）から平成 21 年度（2009 年度）に旧住宅金融公庫（平成 19 年度（2007 年度）以降は現在の（独）住宅金融支援機構）に、平成

19 年度（2007 年度）から平成 24 年度（2012 年度）に財政状況が厳しい地方公共団体に対し、補償金免除繰上償還を実施しました。

ただし、これらは財務状況が悪化し約定どおりの返済が懸念される貸付先であったため、補償金を免除して早期に元本回収を行うことで債権保全を図るなど財政融資資金の償還確実性を高めるために行った例外的な措置であり、下記の「4 条件」を満たした上で個別の法律に基づいて実施したものです。

①抜本的な事業見直し（抜本的な行政改革・事業見直し）

②繰上償還対象事業の勘定分離ないし経理区分

③経営改善計画（財政健全化計画など）

④最終的な国民負担の軽減

※ 平成 16 年（2004 年）に財政制度等審議会財政投融资分科会において要件として設定。カッコ内は地方公共団体の場合。

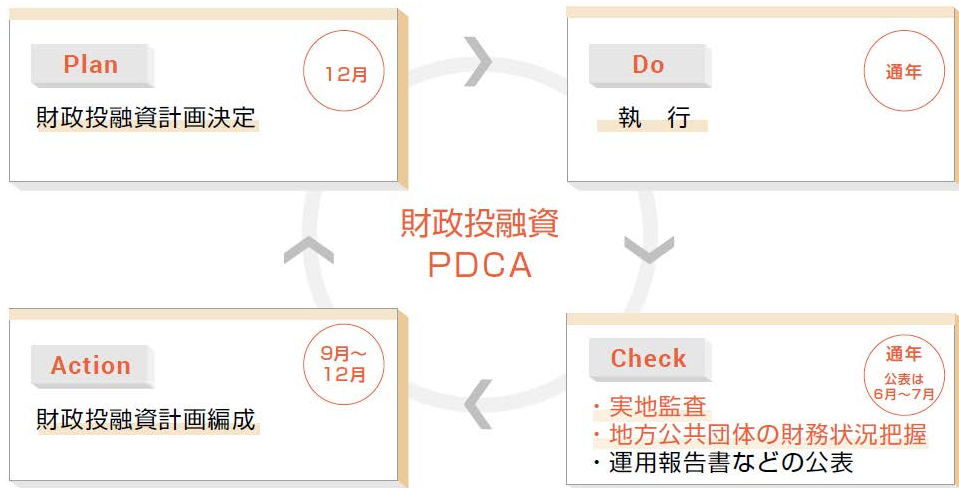
■平成 17～24 年度（2005～2012 年度） 補償金免除繰上償還実施額等（単位：億円）

	繰上償還額	補償金免除相当額
（独）都市再生機構	31,731	9,018
旧年金資金運用資金	20,294	3,328
旧住宅金融公庫	73,000	13,109
地方公共団体	38,283	8,923

（注 2）地方公共団体による上下水道事業への公共施設等運営権方式（コンセッション）の導入を促進する観点から、横展開の呼び水となる先駆的取組を支援するため、令和 3 年度（2021 年度）までに実施方針条例を制定した地方公共団体を対象に、厳しい経営環境にあり自助努力を行っていること等、支援要件を満たしていることを条件として、平成 30 年度（2018 年度）から令和 5 年度（2023 年度）までの間において、最初に受け取った運営権対価を上限に、当該コンセッションの事業範囲に係る債務を繰上償還する際の補償金の免除を特例的に認めました。当該措置における補償金免除額に伴う財源として地方公共団体金融機構の管理勘定の公庫債権金利変動準備金を活用しました。

3. 財投機関に対するチェック機能の充実

財政投融资の対象事業の適正な執行の確保、財務の健全性の維持のために、
実地監査や地方公共団体の財務状況把握^①に取り組むことで、財投機関に対する
チェック機能の充実を図っています。



① 財務状況把握

財務状況把握とは、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に對する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っています。
（関連）「財務状況把握の結果概要（診断表）」

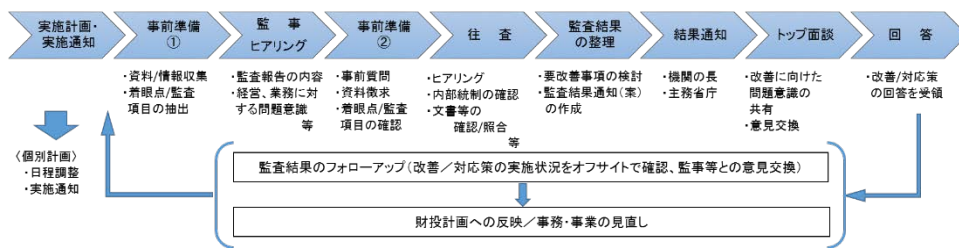
（1）実地監査

A. 法人等実地監査・スポット監査

法人等実地監査は、財政投融资の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融资の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態について確認するものであり、監査結果については、毎年度の財政投融资計画編成時の審査に活用しています。平成17年度（2005年度）に開始し、延べ81機関（令和8年（2026年）6月現在）に実施し、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成22年度（2010年度）からは、財政投融资のPDCAサイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

■ 実地監査のフロー



(注) 上記フローは法人等実地監査。地方公共団体実地監査はこれに準じて実施。

B. 地方公共団体実地監査

地方公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官などが、貸付先である地方公共団体に赴き、①貸付資金の使用状況及び事業の成果、②地方公営企業の経営状況などを確認するものです。

平成 20 年度（2008 年度）以降は、財政投融资分科会においてとりまとめられた「財政投融资改革の総点検フォローアップ」（平成 17 年（2005 年）12 月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業^②の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和 7 年度（2025 年度）実施先数：249 企業）。

病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況を把握することで、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行うなど、地方監査の充実を図っています。また、監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組を支援しています。

（２）地方公共団体の財務状況把握

財務局・財務事務所などにおいては、確実かつ有利な運用が義務付けられている財政融資資金の貸し手として、借り手である地方公共団体の財務状況を的確に把握し財政融資資金の審査の充実などを図る観点から、平成 17 年度（2005 年度）より、地方公共団体の財務状況把握を実施しています。

財務状況把握においては、各地方公共団体の決算統計を利用して行政キャッシュフロー計算書を作成した上で、地方公共団体が公表している各種の財務資

② 地方公営企業

公共の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で 7,916 事業あります（令和 6 年度（2024 年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

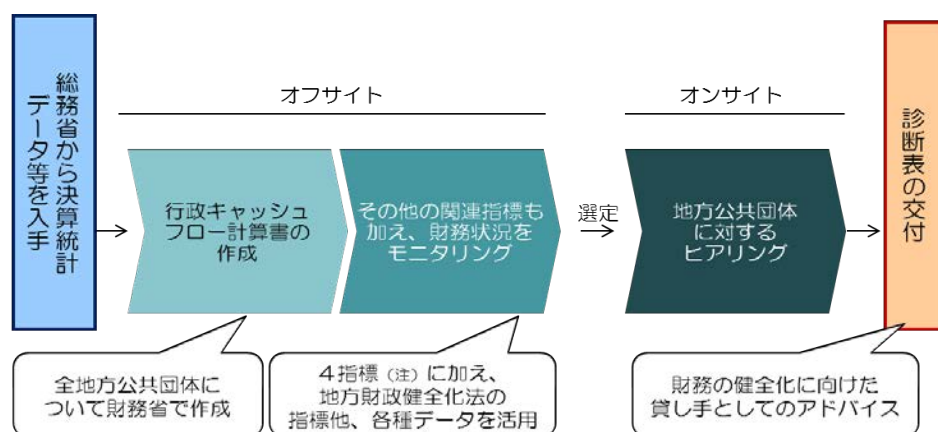
料なども利用して、全ての地方公共団体についてモニタリングを実施しています。このモニタリング結果などを踏まえ、一部の地方公共団体に対して直接ヒアリングを実施し、その結果については、財務状況把握の結果概要（診断表）^③として当該ヒアリング実施団体に交付しています。各地方公共団体に対しては、その結果を様々な場面で活用するよう促しています。なお、財務状況が一定以上悪化した地方公共団体に対しては、融資審査を厳格化することとしています。また、財務状況把握の基本的な考え方や分析手法については、財務省ホームページに「財務状況把握ハンドブック」を掲載し、解説しています。

平成 26 年度（2014 年度）からは、地方公共団体の財務健全化の取組事例を収集し、収集事例を診断表の交付時に他団体へ紹介するなどを行うことにより、アドバイス機能を強化し、丁寧なコンサルティングを実施しています。また、都道府県に対しても、市町村と同様の分析手法を活用しつつ、市町村と歳入・歳出構造が異なることを踏まえてヒアリングを実施しており、今後は実績を積み重ねたうえで財務状況把握の枠組みの構築を図ることとしています。

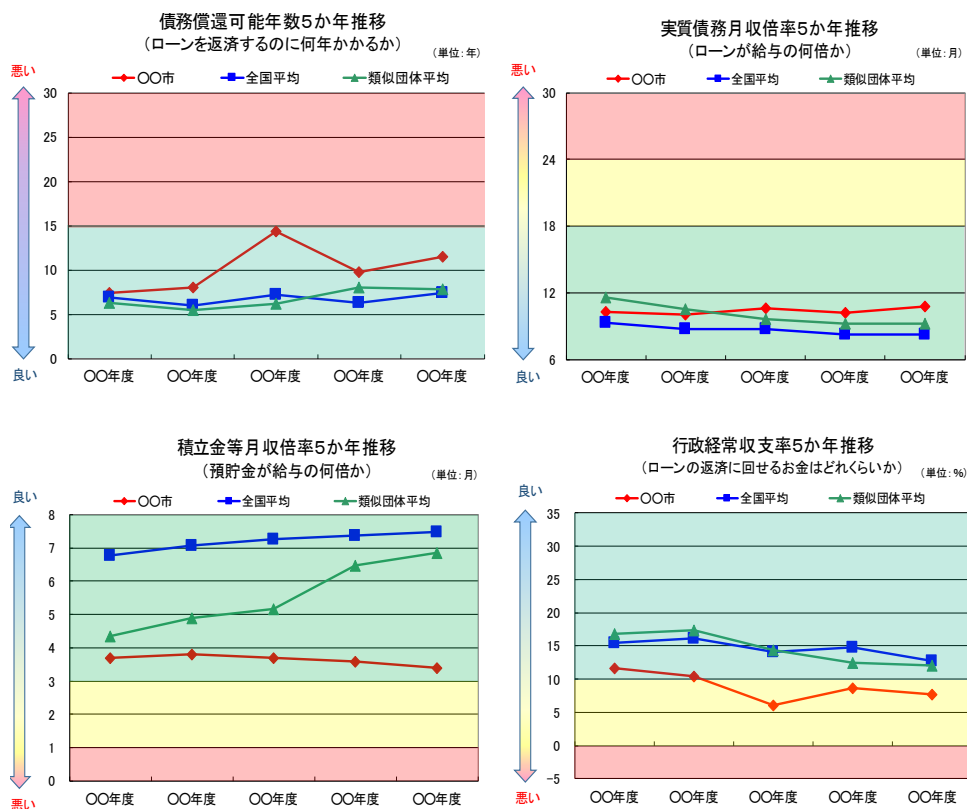
③ 財務状況把握の結果概要 （診断表）

財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するために、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことをいいます。
（関連）「財務状況把握」

■ 財務局・財務事務所などにおける財務状況把握の流れ



（注）4指標とは、行政キャッシュフロー計算書に基づき、ストック関連データも合わせて算出した「債務償還可能年数」、「実質債務月収倍率」、「積立金等月収倍率」、「行政経常収支率」の4つの財務指標のことをいいます。



※診断表では、債務償還能力や資金繰りが留意すべき状況にあるか否かの評価を行うとともに、財務上の留意点が生じている場合はヒアリングなどによって要因を把握し、診断表に記載しています。また、地方公共団体が作成した中長期的な収支計画などから把握できる将来の財務見通しについても分析を行っており、ヒアリングを通じて気づいた点や内在するリスクなどの留意点があれば、あわせて診断表に記載しています。

4. ディスクローチャーの充実

(1) 政策コスト分析

財政投融资の対象事業には、財政投融资の他にも、政策目的を達成するため国から補助金などが投入される場合があります。政策コスト分析では、財政投融资のディスクローチャー（事業内容や財務状況に関する情報開示）の充実を図るため、一定の前提条件に基づいて財投機関ごとに将来収支を推計した上で、下記の計算式によって得られる金額を「政策コスト」として算出し、機関ごとに結果を公表しています。

$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

①補助金等

財投機関の事業のため、国から支出されると見込まれる金額

Ex. 財投機関への補助金、利子補給金、運営費交付金 等

②国庫納付等

財投機関から国に納付されると見込まれる金額

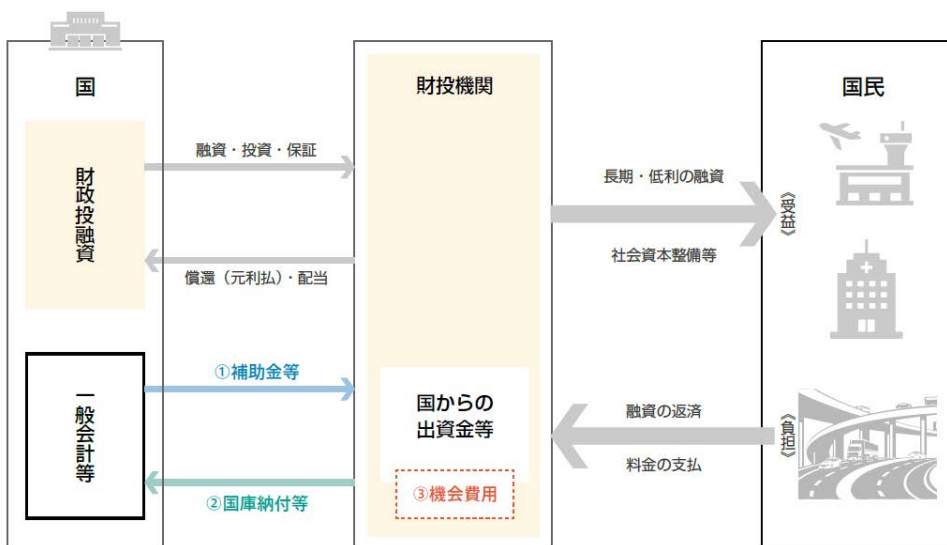
Ex. 財投機関からの国庫納付金、法人税 等

③機会費用 (出資金等によるもの)

国から財投機関に対し出資金等を投入することで失われる、国債の利払い軽減額

(仮に財投機関に対して出資金を支出しなければ、その金額で国債の発行を抑制し、利払いを軽減することが出来ます。)

■ 財政投融资と政策コストのイメージ



政策コスト分析においては、財政投融资対象事業の将来キャッシュフローを推計した上で、事業終了までの長期損益計算書や長期貸借対照表を作成します。これらは、事業の見通しや財務状況、財政投融资の償還確実性などを確認する上で、重要な材料の一つとなっています。

また、長期推計の結果や分析を通じて顕在化する諸課題を各省庁及び各財投機関と共有し議論することは、事業主体自らが事業の改善や見直しに繋げる効果が期待できるほか、債権者として債権を適切に管理する観点からも意義があると考えられます。

さらに、各財投機関においては、ホームページでの公表や、財投機関債を発行する際の債券内容説明書（金融商品取引法上の目論見書に準じて投資家向けに作成される書類）への記載などにより、政策コスト分析が財投機関のディスクロージャーにも活用されています。

（２）財投機関におけるディスクロージャーの取組

財投機関におけるディスクロージャーの取組の１つとして、民間会計基準またはそれに準拠した財務諸表の作成を行っています。株式会社ではない独立行政法人などの事業の財務状況についても、民間企業と同じ視点に立ち、統一的・横断的に財務内容を点検していくことが可能となっています。

（３）財政投融资の透明性確保への取組

予算編成・執行プロセスの抜本的な透明化・可視化は重要な課題であり、財政投融资についてもこれに積極的に取り組むこととしています。

財政投融资について、国民の理解を深め、その運営についてのチェックを容易にする観点から、財務省理財局が財政投融资分科会に提出した「財政投融资の透明性の向上について－実施プラン－」（平成 22 年（2010 年）4 月）に基づき、PDCA の各段階において、より分かりやすい情報発信を行い透明性の向上を推進しています。

IV部 資料集

1. 過去3年度分の財政投融资計画の概要

(1) 令和8年度財政投融资計画（当初）

令和8年度財政投融资計画のポイント

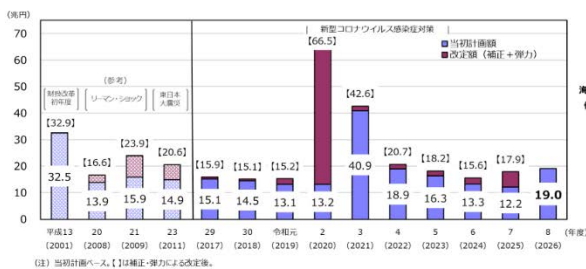
- 財政投融资計画の総額は、**19.0兆円**。【財政融資：12.7兆円、産業投資：0.5兆円、政府保証：5.8兆円】
日米戦略的投資イニシアティブの着実な推進、成長の呼び水となる長期資金供給や物価高への対応のため、前年度から**6.8兆円の増加**。
- このうち産業投資については、**対米投資のほか、天然ガス・レアメタルといった資源の安定供給確保、AI・半導体、GX、スタートアップをはじめ重要分野への官民連携による積極的投資を促進するため、過去最大**。

※ 産業投資は、NTT・JT株の配当金等を原資として、財投機関に出資を行い、政策的必要性が高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に対して、リスクマネーを供給するもの。

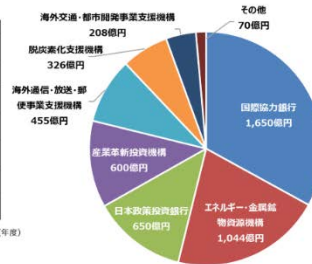
<令和8年度財政投融资計画額>

	7年度 当初	8年度	増減	伸率
財政投融资	121,817	190,180	68,363	56.1%
財政融資	97,511	127,162	29,651	30.4%
産業投資	4,799	5,003	204	4.3%
政府保証	19,507	58,015	38,508	197.4%

<財政投融资計画額の推移（フロー）>



<産業投資の出資先>



主な施策

◆ 不確実性が高まる国際情勢の中で、強靱な経済構造の構築

- **国際協力銀行** 【財政融資 4兆2,527億円、産業投資 1,650億円、政府保証 4兆1,650億円】
日米戦略的投資イニシアティブに基づき、**官民連携により、企業の戦略的分野における海外展開や強靱なサプライチェーン構築を支援し**、我が国の経済・国家安全保障を強化。※令和7年度補正で措置された財政投融资及び自己資金等をあわせ、約21.5兆円の投資を可能に。
- **エネルギー・金属鉱物資源機構** 【財政融資 4億円、産業投資 1,044億円】
天然ガスやレアメタル、水素等の安定供給に取り組む企業に対する支援により、エネルギー安定供給の推進や経済安全保障、次世代燃料の確保に貢献。

◆ 「強い経済」の実現に向け、官民が連携した積極的な投資促進

- **日本政策投資銀行** 【財政融資 3,000億円、産業投資 650億円、政府保証 3,500億円】
半導体や航空機部品といった**経済安全保障上の重要物資の供給力強化**や、**再生可能エネルギーの開発に向けた設備投資への支援**により、サプライチェーンやインフラの強靱化、GX化を促進。
- **電力広域的運営推進機関（新規）** 【財政融資 540億円】
長期資金を供給して民間金融を補完し、**長期かつ大規模な電源・系統整備を促進**することで、電力の安定供給と脱炭素化の早期実現に貢献。
- **産業革新投資機構** 【産業投資 600億円、政府保証 600億円】
事業再編に取り組む企業や**スタートアップ**へ、傘下のPEファンド・ベンチャーキャピタルや民間ファンドを通じて**リスクマネーを供給**し、新産業の創出を推進。

◆ 物価高への対応、地方、暮らしの安定に向けた課題解決の取組推進

- **日本政策金融公庫** 【財政融資 2兆8,793億円】
米関税の影響を受けた事業者に対する**セーフティネット貸付の金利引下げ措置の拡充**や、物価高対応の資金繰り支援、事業承継支援の着実な実施。
- **福祉医療機構** 【財政融資 2,632億円】
物価高や医療需要の変化等の影響を受けた地域の医療・福祉事業者の安定的なサービス提供体制の確保のため、**無利子・無担保融資による支援**を継続。
- **鉄道建設・運輸施設整備支援機構** 【財政融資 425億円、産業投資 20億円】
会社をまたいだEVバスの一括調達を通じた地域交通の経営効率化・GX化や、ドライバー不足への対応のため**自動運転トラックの導入等を支援**。
- **地方公共団体** 【財政融資 2兆3,558億円】
上下水道の老朽化対策や学校教育施設整備をはじめ、**住民生活に密着した社会資本整備等を促進**するため、必要な資金を供給。

国際協力銀行（JBIC）

- 我が国の経済・国家安全保障強化のため、日米政府の戦略的投資イニシアティブに係る了解覚書等も踏まえ、JBICに創設された「日本戦略投資ファシリティ」を通じた取組みを含め、企業の海外展開支援・強靱なサプライチェーン構築等を支援するための資金を供給。

8年度：財政融資 4兆2,527億円、産業投資 1,650億円、政府保証 4兆1,650億円

➤ 財政投融資額

（単位：億円）

	R 6当初計画	R7当初計画	R7改定後現額	R8当初計画
財政投融資	11,040	14,680	55,530	85,827
財政融資	4,000	7,200	26,600	42,527
産業投資	1,160	1,000	3,700	1,650
政府保証	5,880	6,480	25,230	41,650

➤ 事業内容（日本戦略投資ファシリティ等）

- 日本戦略投資ファシリティにおいて投資分野とされている9分野*をはじめ、経済・国家安全保障上の重要分野における企業の海外展開等を支援。

* 9分野：半導体、医薬品、鉄鋼、造船、重要鉱物、航空、エネルギー、自動車、先端領域（AI・量子）

日米戦略的投資
イニシアティブ

サプライチェーン強靱化・
エネルギー・
資源安全保障

社会課題解決への貢献

（過去の支援例）



米国における半導体等の製造に必要な
化学品等の輸送・保管事業

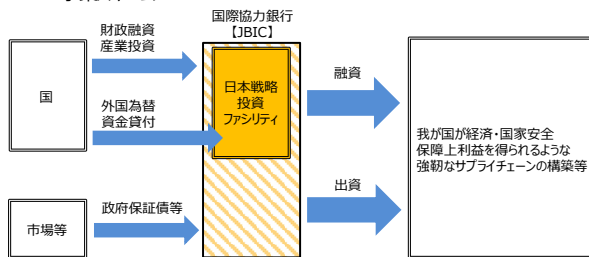


フィリピンにおける国際海底ケーブル関連事業



インドネシアにおける地熱発電拡張事業

➤ 事業スキーム



エネルギー・金属鉱物資源機構（JOGMEC）

- 経済安全保障やカーボンニュートラルへの円滑な移行の推進等の観点から、我が国への天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源、水素等の安定的な供給確保等に取り組む企業を支援する。

8年度：財政融資 4億円、産業投資 1,044億円

➤ 財政投融資額

（単位：億円）

	R 6当初計画	R 7当初計画	R 8当初計画
財政投融資	852	1,121	1,048
財政融資	4	4	4
産業投資	848	1,117	1,044
政府保証	—	—	—

➤ 8年度に支援が想定される出資案件例

天然ガスの安定供給確保に取り組む企業への支援

我が国企業のLNG（液化天然ガス）調達先の多角化を通じて、エネルギーの安定供給に資するため、LNG液化事業を行う企業に対する支援（出資）を実施。

（例）天然ガス開発・液化事業

【案件概要】

南部アフリカに位置する世界有数規模の可採資源量を持つガス田上流開発事業。1,300万トン/年のLNG輸出設備を建設中。
本邦企業と共同出資によるSPCを設立。我が国の権益分は20%。



天然ガス開発事業（イメージ）

レアメタル等の安定供給確保に取り組む企業への支援

経済安全保障の観点から、我が国への鉱物資源の安定供給に資するため、レアメタル等の権益確保を行う企業に対する支援（出資）を実施。

（例）チタン等資産買収出資事業

【案件概要】

本邦企業による豪州ミネラルサンド鉱床の開発プロジェクトへの参画にあたり、共同で出資し支援するもの。これにより、チタン等生産金属の権益確保、ひいては本邦への安定供給確保を見込む。

水素等の安定供給確保に取り組む企業への支援

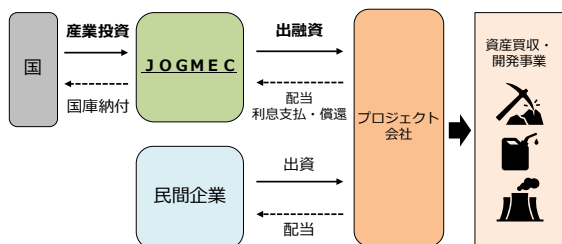
脱炭素電源の燃料の中心を担う水素等の安定供給に資するため、水素等の製造・貯蔵事業等を行う企業に対する支援（出資）を実施。
※水素等：アンモニア、合成メタン、合成燃料を含む。

（例）合成燃料製造事業

【案件概要】

本邦企業による海外の合成燃料プロジェクトへの参画を支援し、次世代燃料の将来的な確保を見込む。

➤ 資産買収・開発出資案件の支援スキーム



日本政策投資銀行（DBJ）

- インフラ事業や製造業を中心に、民間資金だけでは十分な対応が困難な長期資金を供給。
- リスクマネーの供給に当たっては、スタートアップへの投資に注力するとともに、サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX等における大型案件にも柔軟に対応。

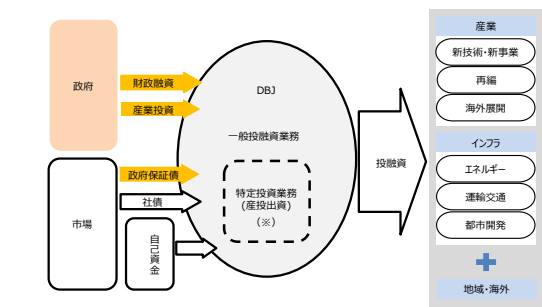
8年度：財政融資 3,000億円、産業投資 650億円、政府保証 3,500億円

財政投融資額

(単位：億円)

	R 6当初計画	R 7当初計画	R 8当初計画
財政投融資	7,350	7,200	7,150
財政融資	3,000	3,000	3,000
産業投資	850	700	650
政府保証	3,500	3,500	3,500

事業スキーム



(※)経営資源を有効活用し、経営の革新を行う取組であって、地域経済の自立的発展、日本企業の競争力強化、成長資金市場の発展に資するといった要件に合致するものについて特定投資業務で支援を行う。

事業内容

サプライチェーン強靱化・インフラ高度化

- 経済安全保障上の重要物資等（AI・半導体、航空機部品、蓄電池、産業用ロボット等）の供給力強化、先進的物流施設・データセンターの建設等のインフラ高度化に資する取組を支援。



(例) データセンター建設にかかる資金供給
(写真提供：MCデジタル・リアルティ株式会社)

GX

- 脱炭素化・低炭素化を目的とした設備投資、再生可能エネルギー開発事業等を支援。



(例) 風力発電事業向け資金供給
(写真提供：株式会社グリーンパワーインベストメント)

スタートアップ・イノベーション

- VCへのLP出資を含め、スタートアップの創出・育成やイノベーション推進に資する取組を支援。



(例) 航空宇宙スタートアップ向け資金供給
(写真提供：スペースワン株式会社)

電力広域的運営推進機関（OCCTO）

- 電力需要の増加が見込まれる中、電力の安定供給と脱炭素化の両立を図るために必要な長期かつ大規模な電源・系統整備を促進するため、民間資金だけでは不足する長期資金を供給。

8年度：財政融資 540億円

財政投融資額

(単位：億円)

	R 6当初計画	R 7当初計画	R 8当初計画
財政投融資	-	-	540
財政融資	-	-	540
産業投資	-	-	-
政府保証	-	-	-

事業スキーム



事業イメージ

電源整備

電力の安定供給や電力分野の脱炭素化といった需要家ニーズへの対応を迅速化するため、長期かつ大規模な電源投資への融資を行う。

- ◆ 原子力発電所の安全対策
東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、より厳しい自然災害等を想定した、防潮堤の大幅なかさ上げなどの安全対策工事
- ◆ 洋上風力発電所の新設工事
大規模な洋上風力発電所の新設工事



出典：東北電力株式会社



出典：ひびきwindエナジー

系統整備

DXやGXなどの要請を踏まえ、需要家ニーズへの対応の迅速化という観点から特に必要性が高い地内系統や大規模な地域間連系線の整備案件への融資を行う。

- ◆ 地内系統の整備
電力需要の増加に対応するため、送電線や変電所の整備に必要な対策工事
- ◆ 地域間連系線の整備
再エネの導入拡大や電力の安定供給に向けた大規模な地域間連系線の整備工事



出典：東京電力ホールディングス株式会社
地域間連系線



出典：電源開発株式会社

産業革新投資機構（JIC）

<官民ファンド>

- オープンイノベーションの推進による新産業の創出を図るため、傘下のファンドや民間ファンドへの投資を通じて、事業の成長や事業再編等に取り組む企業に対してリスクマネーを供給。

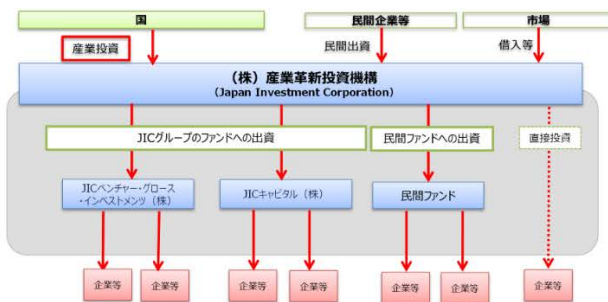
8年度：産業投資 600億円、政府保証 600億円

➤ 財政投融資額

(単位：億円)

	R 6 当初計画	R 7 当初計画	R 8 当初計画
財政投融資	800	800	1,200
財政融資	-	-	-
産業投資	800	800	600
政府保証	-	-	600

➤ 事業スキーム



➤ その他（令和8年度の投資計画（4,400億円））

JICVGIを通じたスタートアップへの投資 1,000億円程度

政府の「スタートアップ育成5か年計画（2022年）」も踏まえつつ、民間の投資資金が不足する領域（分野・ステージ）に対してリスクマネーを供給。投資実行後はビジネスモデル確立、事業体制強化等、積極的に支援。



(例) 超小型衛星コンステレーションの企画・設計から量産化、運用を行う宇宙スタートアップ企業への投資

JICキャピタルを通じた事業再編に取り組む企業への投資 2,800億円程度

JICキャピタルが戦略的パートナーとなり買収・非上場化等を通じて構造改革や業界再編を機動的に推進。民間ファンドとの協調投資も含めた案件組成を積極的に模索することで、民間資金の補完や呼び水効果の最大化を図るとともに、民間PEの大型案件への取組経験を後押しする。

(例) **TOPCON**
株式会社トプコン：25年3月、HBOの実業にむけ、JICとKKRと共同での株主参画を発表。7月29日よりTOB開始。国内ハードウェア企業によるグローバル市場でのソリューション企業へのビジネスモデル変革・リノベーションとしての成功事例創出を目指す。

※ 2025年7月31日付JICの活動の進捗、今後の方向性より

民間ファンドへの投資 600億円程度

民間投資資金が不足している分野（投資戦略、セクター、ステージ、地域等）への資金供給を行い、呼び水となることを企図。従来の重点投資分野に加え、新たな投資テーマである大きな事業づくりをリードできるアーリーステージのVCや大型案件に投資するバイアウトファンドへのLP出資に取り組む。

日本政策金融公庫（国民一般向け業務・中小企業者向け業務）（JFC）

- 米国関税や物価高の影響等により厳しい状況にある中小企業・小規模事業者への資金繰り支援に加え、賃上げや事業承継等に取り組む中小企業・小規模事業者への金融支援により経済社会の課題解決に向けた環境の整備を促進するため、必要な資金を供給。

【国民一般向け業務】8年度：財政融資 9,000億円
【中小企業者向け業務】8年度：財政融資 1兆200億円

➤ 財政投融資額

【国民一般向け業務】 (単位：億円)

	R 6 当初計画	R 7 当初計画	R 8 当初計画
財政投融資	17,600	12,230	9,000
財政融資	17,600	12,230	9,000
産業投資	-	-	-
政府保証	-	-	-

【中小企業者向け業務】 (単位：億円)

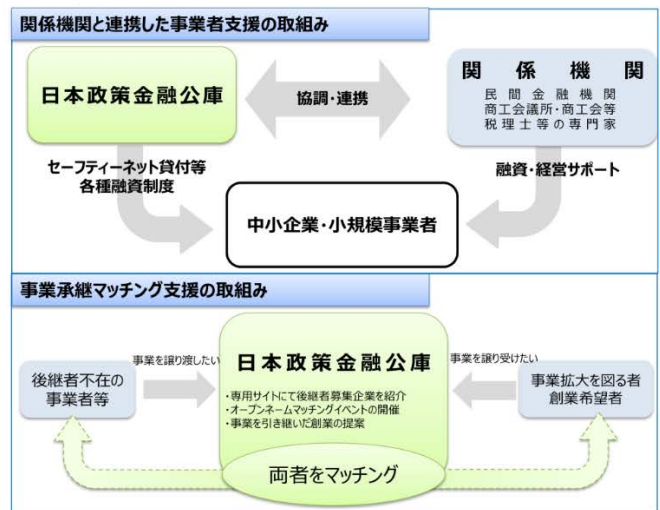
	R 6 当初計画	R 7 当初計画	R 8 当初計画
財政投融資	12,300	10,390	10,200
財政融資	12,300	10,390	10,200
産業投資	-	-	-
政府保証	-	-	-

➤ 取組のポイント

セーフティーネット機能による事業者支援

米国関税や物価高等の経済環境の悪化や災害など不測の事態が発生した場合、直ちに特別相談窓口を設置し、資金繰りに影響を受けた事業者を支援。

➤ 事業イメージ



賃上げに取り組む事業者支援

賃上げに取り組む事業者に対して、融資後2年間金利負担を軽減し、構造的賃上げの実現に向けた環境を整備。

日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）（JFC）

- 生産性向上を目的とした設備投資等の資金需要に的確に対応し、農林水産業を展開する地域の担い手等への支援、自然災害や社会的・経済的環境変化等の影響を受けた農林漁業者の経営の維持安定のために、必要な資金を供給。

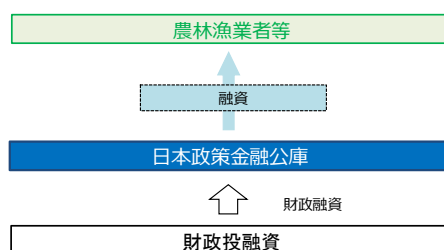
8年度：財政融資 6,824億円

➤ 財政投融資額

(単位：億円)

	R 6当初計画	R 7当初計画	R 8当初計画
財政投融資	7,235	6,194	6,824
財政融資	7,235	6,194	6,824
産業投資	-	-	-
政府保証	-	-	-

➤ 事業スキーム



➤ 事業内容

- **農林水産業の持続可能な成長への支援**
【農業経営基盤強化資金】
○担い手である認定農業者の創意工夫を活かした**経営改善のための取組**（経営規模の拡大、事業の多角化などの取組等）を支援。
- **セーフティネット機能の発揮**
【農林漁業セーフティネット資金】
○**自然災害や物価高騰**等の社会的・経済的環境の変化等の経営者の責めに帰すことができない事由により、一時的に経営状況が悪化した農林漁業者における経営の維持安定を支援。
- **持続的な食料システムの確立に向けた活動への支援**
【食品等持続的供給促進資金】
○食品等事業者による農林漁業者との安定的な取引関係の確立、流通の合理化、環境への負荷の低減その他の**食品等の持続的な供給に資する事業活動**を促進。
- **スマート農業、輸出等重点施策にかかる活動への支援**
【スマート農業技術活用促進資金】
○農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性向上を図るため、**スマート農業技術の活用**を促進。
【農林水産物・食品輸出基盤強化資金】
○農林水産物・食品の**輸出拡大に向けた取組**を支援。農林漁業者の所得向上と農林水産業及び食品産業の持続的な発展を促進。

福祉医療機構（WAM）

- 福祉医療サービスの基盤強化を図るため、病院や診療所等の医療関連施設及び保育所や特別養護老人ホーム等の社会福祉施設の整備に必要な貸付規模及び財政融資資金を確保。
- 医療需要の変化等に加え、物価高騰の影響も受けて厳しい状況に直面している医療・福祉事業者に対して、無利子・無担保等の優遇融資により資金繰りを支援。

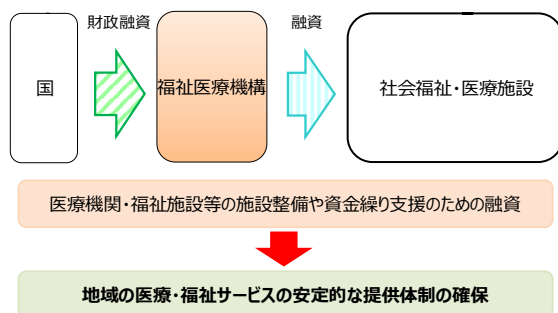
8年度：財政融資 2,632億円

➤ 財政投融資額

(単位：億円)

	R 6当初計画	R 7当初計画	R 8当初計画
財政投融資	2,102	1,946	2,632
財政融資	2,102	1,946	2,632
産業投資	-	-	-
政府保証	-	-	-

➤ 事業スキーム



➤ 主な融資対象

【福祉貸付】
特別養護老人ホーム、老人デイサービス事業、障害者就労継続支援施設、放課後等デイサービス事業、保育所、児童養護施設 等



特別養護老人ホーム



保育所

【医療貸付】
病院、診療所、歯科診療所、介護老人保健施設、介護医療院、指定訪問看護事業 等



病院



介護老人保健施設

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（JRTT）（地域公共交通等助定）

- 地域交通ネットワークの持続可能性を確保するため、道路運送サービスの高度化を図る事業や利用者の利便性向上を図る事業を認定し、認定された事業の実施に必要な資金を、交通事業者等に対して支援する。
- 我が国産業の国際競争力の強化、消費者需要の高度化・多様化に伴う貨物の小口化・多様化等への対応、環境負荷の低減及び流通業務に必要な労働力の確保を図るため、物流事業者等に対して支援する。

8年度：財政融資 149億円、産業投資 10億円

財政投融資額

(単位：億円)

	R6当初計画	R7当初計画	R8当初計画
財政投融資	356	285	159
財政融資	346	275	149
産業投資	10	10	10
政府保証	-	-	-

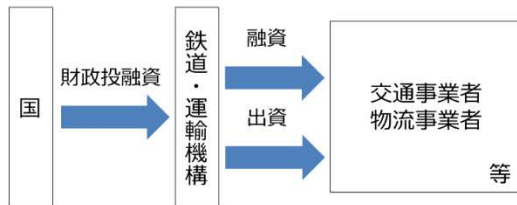
取組

<地域公共交通>

- 会社をまたいだ一括調達等を通じたEVバスの普及促進、まちづくりGXに貢献するモノレール車両の更新、EVタクシーの充電設備の充実等を支援することで、利用者の利便性向上や経営効率化、環境負荷の低減を図る。



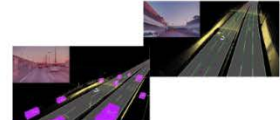
事業スキーム



<物流>

- 自動運転トラックの普及のためのシステムの開発や自動運転トラック切替拠点の整備等を支援することで、ドライバー不足の解消、トラック事故の減少を図る。

■自動運転システムと走行環境条件の開発



- 遠隔操作機能付きガントリークレーンの設置を支援することで、荷役機能を向上させ、内航コンテナ船の寄港機会を増やしモーダルシフトの推進を図る。



◀ガントリークレーン

地方公共団体

- 上下水道や学校教育施設をはじめ、住民生活に密着した社会資本整備や災害復旧等のニーズに対応するため、地方債計画に基づき、地方公共団体へ財政融資資金を供給。
- 上下水道の老朽化対策に資する事業に対し、関係省庁等における広域連携等に向けた取組を資金面からサポートすべく、広域化等の経営基盤強化に取り組む地方公共団体を積極的に支援。

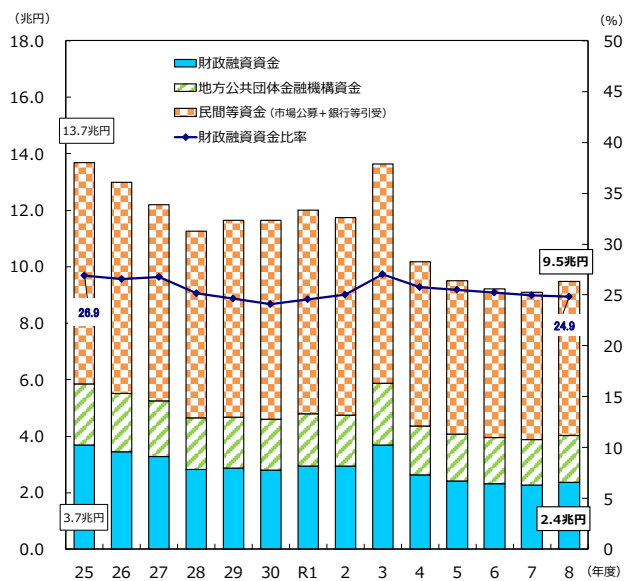
8年度：財政融資 2兆3,558億円

財政投融資額

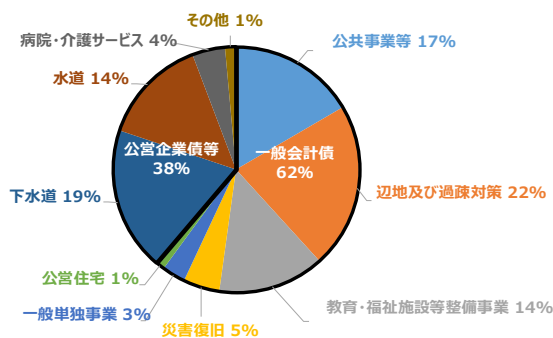
(単位：億円)

	R6当初計画	R7当初計画	R8当初計画
地方債計画額（総計）	92,191	90,918	94,754
うち財政融資	23,258	22,699	23,558
(25.2%)	(25.0%)	(24.9%)	
一般会計債・公営企業債等	87,647	90,918	94,754
うち財政融資	22,213	22,699	23,558
(25.3%)	(25.0%)	(24.9%)	
臨時財政対策債	4,544	-	-
うち財政融資	1,045	-	-
(23.0%)	-	-	-

地方債計画総額と地方公共団体向け財政融資の推移



令和8年度の事業別計画額（財政融資）



海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）

<官民ファンド>

- 通信・放送・郵便分野における我が国事業者の海外展開を支援するため、海外においてデジタルインフラの整備・運営事業やICTサービス事業を行う事業者等に対し、リスクマネーを供給。

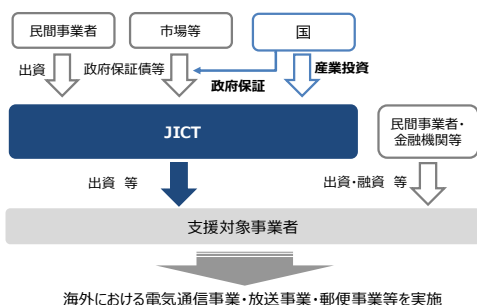
8年度：産業投資 455億円、政府保証 120億円

➤ 財政投融資額

(単位：億円)

	R 6当初計画	R 7当初計画	R 8当初計画
財政投融資	600	620	575
財政融資	-	-	-
産業投資	360	500	455
政府保証	240	120	120

➤ 事業スキーム



➤ 事業内容（支援例）

光海底ケーブル整備・運営事業

経済安全保障の確保の観点から重要なデジタルインフラである光海底ケーブルを敷設し、その維持管理・運営（使用権の販売等）を行う事業。



データセンター整備・運営事業

通信ネットワークの結節点として重要なデジタルインフラであるデータセンターを整備し、その維持管理・運営（使用権の販売等）を行う事業。



ICTサービス事業

電子政府、電子決済、AI翻訳等のICTを活用したサービスを提供する事業



➤ 累積損失の解消等に向けた最近の主な取組

- ハードインフラを伴わないICTサービス事業への出資やファンドへのLP出資も行い、多様な支援ニーズへ対応し、JICTの扱う案件増・ポートフォリオ分散を図る。

海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）

<官民ファンド>

- 2014年の設立以降、我が国事業者の交通インフラ・都市開発事業の海外展開を支援してきたが、2023年度決算において多額の損失計上をするに至ったことから、2024年に「海外交通・都市開発事業支援機構（JOIN）の役割、在り方、経営改善策等に関する有識者委員会」によって機構の役割、在り方、経営改善策等について検討・検証が行われた。
- 現状、同有識者委員会における検討・検証結果を踏まえた経営改善策を着実に実行しつつ、より着実に、早期に収益が見込まれる案件に重点を置いてリスクマネーを供給。

8年度：産業投資 208億円、政府保証 50億円

➤ 財政投融資額

(単位：億円)

	R 6当初計画	R 7当初計画	R 8当初計画
財政投融資	925	197	258
財政融資	-	-	-
産業投資	299	162	208
政府保証	626	35	50

➤ 事業スキーム



➤ 事業内容（支援例）

アジア 複合施設管理・運営事業

日系大手企業とともに、オフィス、商業施設等が入居する複合施設を保有する現地企業に出資。施設の運営及び維持管理を行う。



(過去の支援例)
ジャカルタセントラルパーク都市開発事業

アジア 物流倉庫管理・運営事業

日系大手企業とともに、現地物流企業に出資。日系大手企業の高品質なコールドチェーン、倉庫運営等の知見を活用し、施設の運営及び維持管理を行う。



(過去の支援例)
マレーシアコールドチェーン物流運営事業

➤ 経営改善策

最終報告における主な改善事項	改善策
高リスク国・地域への投資規模、1件当たりの投資規模の抑制	投資規模について、総資産額に対する上限割合を設定。 ・国・地域毎に原則1割を上限 ・高リスク国案件について2.5%（年間最大100億円）を上限 等
ベンチャー案件、高速鉄道案件（システム全体を導入する案件）への投資の停止	関連内規を改正
リスク管理等にかかる定期的な第三者評価の導入	JOIN内において、令和6年度中に試行し、新たな枠組みを構築。令和7年度以降本格導入（年2回程度実施）
着実な収益確保に努められるようなポートフォリオ管理	これまで着実に収益を上げている案件が多い都市開発・物流分野案件や、配当開始までの期間が短く、比較的収益性の高い操業段階（ブラウンフィールド）の案件を増加。

その他の官民ファンドの取組

脱炭素化支援機構（JICN）	【8年度：産業投資326億円】
➤ 2030年度の温室効果ガス46%削減（2013年度比）、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、脱炭素に資する多種多様な事業に対する投融資（リスクマネーの供給）を通じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のみならず我が国の経済社会の発展や地方創生に貢献する等、経済と環境の好循環の実現に貢献。 【投資分野の例】 - 再エネ・蓄電池・省エネ設備を導入する事業及びそれらのサプライチェーンを担う事業 - モノづくりやサービスを通じて脱炭素に貢献する事業 - バイオマス素材を活用し化石燃料を代替する事業	
民間資金等活用事業推進機構（PFI）	【8年度：政府保証450億円】
➤ 庁舎や水道施設等のほか、美術館、大学関連施設、空港等、地域におけるPFI事業を積極的に推進するために、必要な資金を供給。 【投資分野の例】 - 空港、公園、下水道等の公共施設の整備事業 - 庁舎、宿舍等の公用施設の整備事業 - 教育文化施設、スポーツ施設等の整備事業	
海外需要開拓支援機構（CJ）	【8年度：財投措置なし】
➤ 我が国の生活文化の特色を生かした魅力ある商品・サービスを扱う事業に対し、海外需要開拓を支援するべく、リスクマネーを供給。 ➤ Exit回収金等の自己資金により、事業規模に見合う財源が確保される見込みのため、8年度における産業投資の措置はなし。 【投資分野の例】 - 日本のアニメ・キャラクターとのコラボ商品を企画・展開するアパレルブランドに投資。日本のアニメ・漫画のIPの海外市場におけるマネタイズの促進、更には、正規品の展開による模倣品の流通の抑止を図る事業 【累積損失の解消等に向けた最近の主な取組】 - 既存案件の徹底的な見直し（事業見通しが立たない案件の早期EXIT交渉等）、優良案件に絞り込んだ新規投資の実行、必要経費の抑制	

（2）令和7年度財政投融資計画（補正）

令和7年度補正予算における財政投融資計画の追加について

令和7年11月28日
財務省

総額：4兆 4,777 億円				（うち財政融資 2兆 3,327 億円、産業投資 2,700 億円、政府保証 1兆 8,750 億円）			
Ⅰ. 生活の安全保障・物価高への対応							
● <u>物価高騰により厳しい状況に直面している医療・福祉事業者に対する無利子・無担保等の優遇融資</u>							
医療機関や福祉施設等の資金繰りを支援するため、福祉医療機構による優遇融資に必要な貸付原資を融資。							
【福祉医療機構】				財政融資：2,756億円			
Ⅱ. 危機管理投資・成長投資による強い経済の実現							
● <u>戦略分野への支援・地域の基幹産業の活性化等のための資金供給</u>							
➢ 半導体関連産業や省エネ・再エネ、GXなど、官民が連携した成長投資による強い経済の実現、地域の基幹産業の活性化や地方の暮らしの安定等に資する民間の取組を推進。							
➢ 主な事業：AI・半導体、マテリアル、電力・ガス、地域公共交通の設備・保守等							
【日本政策投資銀行】				財政融資：1,000億円			
● <u>能登空港の災害復旧支援</u>							
地震により生じた滑走路のうねり等を是正する復旧工事を前倒しで実施。							
【自動車安全特別会計（空港整備勘定）】				財政融資：6億円			
● <u>海上輸送の効率化に向けた事業支援</u>							
海底ケーブル敷設工事の効率化のため、自航式ケーブル敷設船の導入を支援。							
【鉄道建設・運輸施設整備支援機構】				財政融資：95億円			
Ⅲ. 防衛力と外交力の強化							
● <u>日米戦略的投資イニシアティブの着実な推進</u>							
経済・国家安全保障強化のため、日米政府の了解覚書等も踏まえ、JBICに創設された「日本戦略投資ファシリティ」を通じ、官民連携により、企業の海外展開や強靱なサプライチェーン構築等を支援。							
【国際協力銀行】				財政融資：1兆9,400億円、産業投資：2,700億円、政府保証：1兆8,750億円			

（注1）上記の他、【空港整備勘定】財政融資：55億円、【国立精神・神経医療研究センター】財政融資：15億円。

（注2）このほか、地方公共団体に対する財政融資の弾力追加を行う可能性がある。

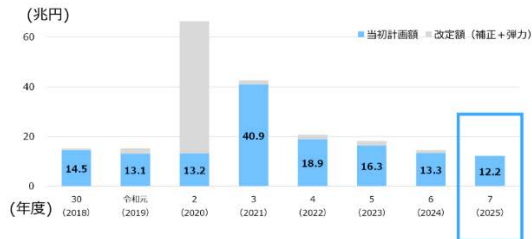
(3) 令和7年度財政投融资計画（当初）

令和6年12月27日
財務省

令和7年度 財政投融资計画のポイント

- 財政投融资計画の総額は、**12.2兆円**（財政融資：9.8兆円、産業投資：0.5兆円、政府保証：2.0兆円）
- うち、産業投資額については、**過去最大規模**（地方創生などの分野に、リスクマネーを供給）

【財政投融资計画の総額の推移】



【うち 産業投資額の推移】



【主な施策】

- **産業革新投資機構**（800億円）
我が国の産業競争力強化の観点から、地方の大学発スタートアップ等に対して、資金を供給。
- **日本政策金融公庫**（3兆1,608億円）
地域の文化・芸術・スポーツ分野を含む中小規模の事業者等に対して、資金を供給。

※その他、国際協力機構（1.9兆円）等

令和7年度 財政投融资計画の主な機関

（単位：億円）

機 関 名	令和7年度				令和6年度 当初計画
	当初計画	財政融資	産業投資	政府保証	
日本政策金融公庫	31,608	31,608	-	-	40,075
国際協力機構	18,825	17,025	-	1,800	16,420
国際協力銀行	14,680	7,200	1,000	6,480	11,040
日本政策投資銀行 ^(※)	7,200	3,000	700	3,500	7,350
日本学生支援機構	5,147	5,147	-	-	5,256
エネルギー・金属鉱物資源機構	1,121	4	1,117	-	852
民間都市開発推進機構	1,100	-	-	1,100	500
産業革新投資機構 ^(※)	800	-	800	-	800
海外通信・放送・郵便事業支援機構 ^(※)	620	-	500	120	600
民間資金等活用事業推進機構 ^(※)	500	-	-	500	500
脱炭素化支援機構 ^(※)	350	-	350	-	250
海外交通・都市開発事業支援機構 ^(※)	197	-	162	35	925
中部国際空港	122	-	-	122	235
自動車安全特別会計（空港整備勘定）	112	112	-	-	360
海外需要開拓支援機構 ^(※)	100	-	100	-	90
地方公共団体	22,699	22,699	-	-	23,258
その他（16機関）	16,636	10,716	70	5,850	24,865
合 計	121,817	97,511	4,799	19,507	133,376

（注）（※）は、官民ファンド。日本政策投資銀行については、特定投資業務のみ官民ファンドに該当。

(4) 令和6年度財政投融资計画（補正）

令和6年11月29日
財務省

財政投融资計画 令和6年度補正について

総額：11,222億円

（うち、財政融資：10,660億円、産業投資：305億円、政府保証：257億円）

<主な施策>

日本経済・地方経済の成長

● 地方創生施策の展開

- 地場産業事業者が行う設備投資などに対し、資金を供給

【日本政策投資銀行】 財政融資：3,000億円（内数）

- 地方の大学発スタートアップなどに対し、リスクマネーを供給

【産業革新投資機構】 産業投資：105億円

国民の安心・安全の確保

● 外交・安全保障環境の変化への対応

- G7で協調して行う、ウクライナの財政・復興への支援（円借款）

【国際協力機構】 財政融資：4,390億円

● 防災・減災の推進等

- 滑走路誤進入の再発防止策などに対し、資金を供給

【自動車安全特別会計（空港整備勘定）】 財政融資：48億円

（注）他に、【中部国際空港】政府保証：57億円 等

(5) 令和6年度財政投融资計画（当初）

令和6年度財政投融资計画のポイント

令和5年12月22日
財務省

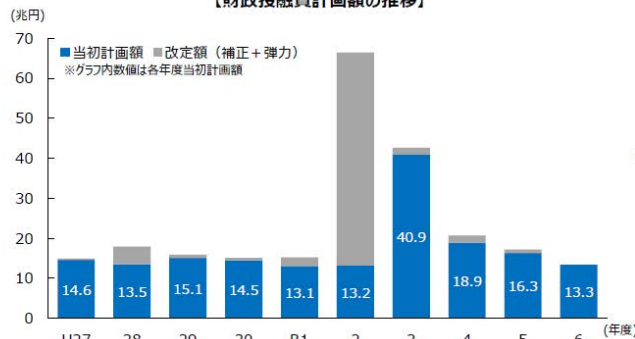
- 新型コロナウイルス感染症をめぐる状況変化等を受け、**財政投融资計画額全体（約13.3兆円）は前年度比で減少**。積極的にリスクマネー供給を図った結果、「産業投資」の規模（約4,700億円）は過去最大。
- **成長力強化に向けた重要分野**（賃上げ、スタートアップ、GX、サプライチェーン強靱化等）への投資、**国際環境変化に対応するための海外投融资**（日本企業の海外展開支援、天然資源確保等）等に重点的に資金を供給。

【令和6年度財政投融资計画額】

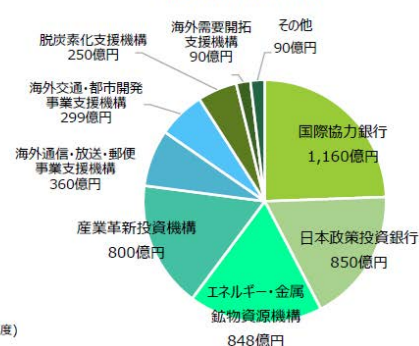
	6年度計画	前年度比増減	(参考) 5年度計画
財政投融资	133,376	▲29,311	162,687
財政融資	102,868	▲24,231	127,099
産業投資	4,747	449	4,298
政府保証	25,761	▲5,529	31,290

(単位：億円)

【財政投融资計画額の推移】



【産業投資の出資先】



＜主な施策＞

成長力強化に向けた重要分野への投資

日本政策金融公庫（4兆75億円）

賃上げに取り組む中小・小規模事業者への金融支援により構造的賃上げの実現に向けた環境整備を促進するとともに、**スタートアップの資金需要に的確に対応し、成長を後押し**。**スマート農業等の生産性向上に向けた取組を後押ししつつ、農林水産業者の資金需要に的確に対応する。**

日本政策投資銀行（7,350億円）

インフラ・製造業への長期資金供給に加え、**サプライチェーン強靱化・インフラ高度化やGX、スタートアップ**に対して重点的にリスクマネーを供給する。

住宅金融支援機構（2,663億円）

住宅金融支援機構が発行するグリーン債に対して政府保証を付与することによる**省エネ性に優れた住宅の普及促進**等を行う。

産業革新投資機構（800億円）

スタートアップ向け投資、大企業・中堅企業向け成長・事業再編投資、民間ファンドへのLP出資により我が国の産業競争力強化に資するリスクマネー供給を行う。

鉄道建設・運輸施設整備支援機構（671億円）

鉄道建設等事業、船舶共有建造事業等のほか、**物流効率化を推進**するため、物流拠点施設や、物流DX・GX案件への出融資を行う。

脱炭素化支援機構（250億円）

再生可能エネルギー事業や、脱炭素に資する新技術への出資等に取り組む。

国際環境変化に対応するための海外投融资

国際協力機構（1兆6,420億円）

開発途上国の社会経済の安定や、グローバル・サウス諸国との連携強化のため、日本の高い技術・ノウハウを活用した**質の高いインフラ輸出**等を支援する。

国際協力銀行（1兆1,040億円）

JBIC法改正による業務拡充を踏まえ、**サプライチェーン強靱化**の取組を行うとともに、引き続き、地球環境保全を目的とした**GX**の取組を支援する。

エネルギー・金属鉱物資源機構（852億円）

天然ガスやレアメタル等の金属鉱物資源の安定的な供給に向けた取組のための出資等を行う。

海外交通・都市開発事業支援機構（925億円）

スマートシティ等の**都市開発事業**や日本企業のノウハウを活かした**物流倉庫事業**等への支援を行う。

海外通信・放送・郵便事業支援機構（600億円）

海外における**データセンター整備・運営等のデジタルインフラ**や、ICTサービス事業への支援を行う。

その他

地方公共団体（2兆3,258億円）

地方債計画に基づき、**住民生活に密着した社会資本整備や、国が責任を持って対応する災害復旧等の分野を中心に**、地方公共団体へ財政融資資金を供給する。

福祉医療機構（2,102億円）

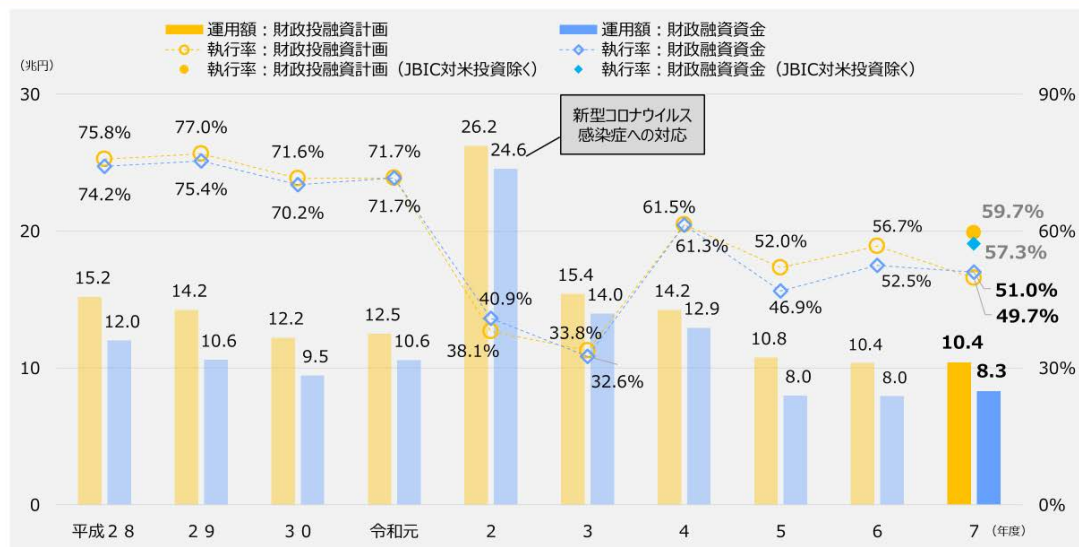
産後ケア施設への融資制度等を新設するなど、社会福祉施設や医療施設の整備に関する資金需要に的確に対応する。

2. 令和7年度財政融資資金運用報告について

(1) 令和7年度財政融資資金運用報告のポイント

ポイント① 財政投融资計画の執行状況

- 財政投融资計画の運用額は、**10兆4,036億円**（前年度比+381億円）。**執行率は、49.7%**（前年度比▲7.0%）。
- 執行率低下の主因は、国際協力銀行（JBIC）において日米政府の戦略的投資イニシアティブに係る出融資が翌年度へ後ろ倒しとなったことによるもの。（対米投資の影響を除いた執行率は59.7%）



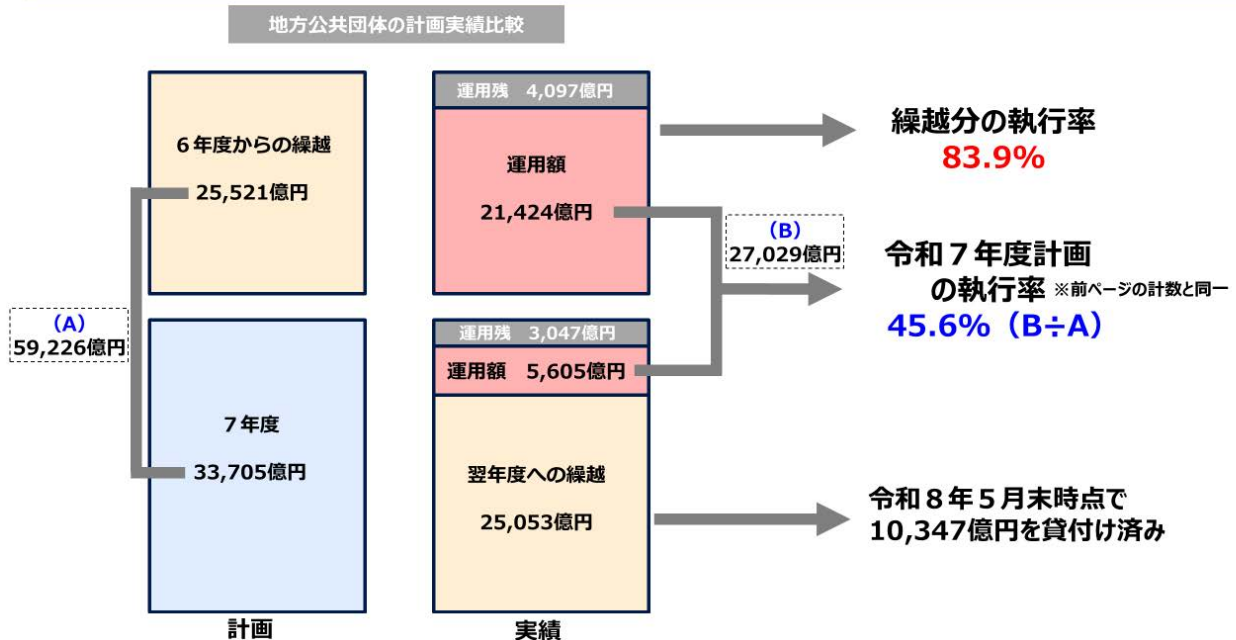
ポイント① 財政投融资計画の主な機関の運用状況（概要）

機関名	令和7年度				(参考) 令和6年度			
	計画額	年度内運用額		運用残額	計画額	年度内運用額		運用残額
	改定後現額		執行率		改定後現額		執行率	
地方公共団体	59,226	27,029	45.6%	7,144	60,299	28,589	47.4%	6,188
(株) 日本政策金融公庫	31,608	15,770	49.9%	15,838	40,375	15,252	37.8%	25,123
(独) 国際協力機構	23,215	15,615	67.3%	7,600	20,810	11,900	57.2%	4,520
(株) 国際協力銀行	55,530	10,725	19.3%	44,805	12,040	5,738	47.7%	6,302
(株) 日本政策投資銀行	8,200	8,172	99.7%	28	10,450	10,399	99.5%	51
(独) 日本高速道路保有・債務返済機構	5,200	5,200	100.0%	-	10,230	8,950	87.5%	1,280
(独) 日本学生支援機構	5,147	5,142	99.9%	5	5,256	5,161	98.2%	95
(独) 都市再生機構	4,900	4,900	100.0%	-	5,200	5,200	100.0%	-
(独) 福祉医療機構	5,675	4,309	75.9%	1,366	2,290	1,923	84.0%	367
沖縄振興開発金融公庫	1,615	1,181	73.1%	434	2,016	559	27.7%	1,457
その他	8,808	5,994	68.0%	2,560	13,737	9,986	72.7%	3,111
合計	209,125	104,036	49.7%	79,781	182,703	103,655	56.7%	48,496

(注) 地方公共団体は、上記のほかに令和7年度において、2兆5,053億円の翌年度繰越額がある（令和6年度の翌年度繰越額は2兆5,521億円）。

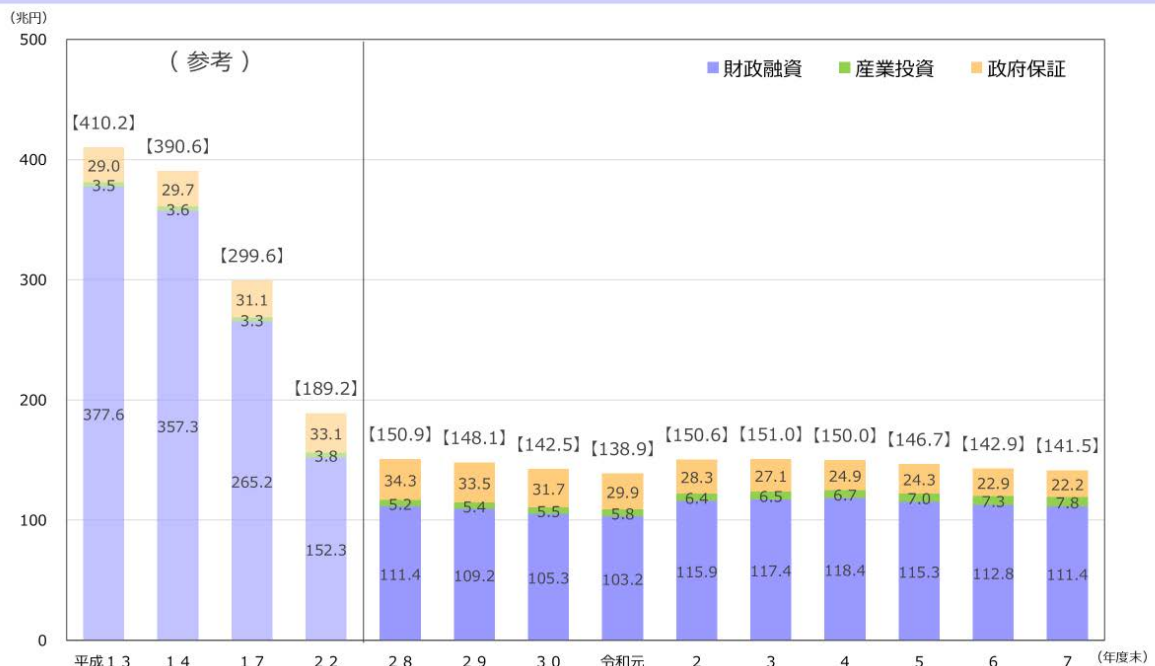
ポイント① 地方公共団体に対する運用状況

- 地方公共団体に対する財政融資資金の長期運用は、貸付対象事業の完成（見込みを含む）を貸付要件としており、相当程度の財政融資資金を繰り越したうえで、出納整理期間（5月）や年度末に貸付けを実施。
- 繰り越した資金の大宗は翌年度に貸付けされており、過度な運用残は生じていない。



ポイント① 財政投融资計画残高の推移

- 財政投融资計画残高は、前年度から約1.5兆円減の**141.5兆円**となった。
- 財投改革初年度の平成13年度末に400兆円を超えていた残高は、14年度末に300兆円台、17年度末に200兆円台、22年度末に100兆円台にそれぞれ減少。令和2年度は、新型コロナ対応により150兆円台となったものの、減少傾向は継続。



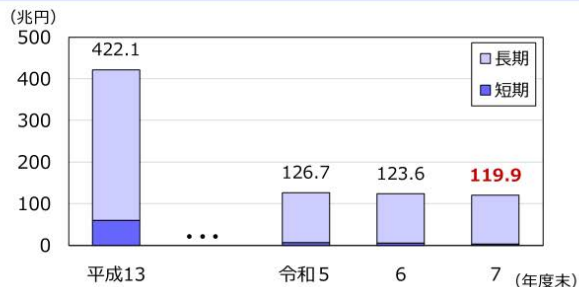
ポイント② 財政融資資金の短期運用実績等

- 財政融資資金の短期運用額（貸付金）は、**117兆9,368億円**。
- 貸付金の運用残高は、前年度末比1兆9,988億円減少の3兆2,693億円。
- 貸付金については、主に数日から1か月程度の期間で貸付・回収を行っており、運用額・回収額はこれらを累積して計上（下表参照）。

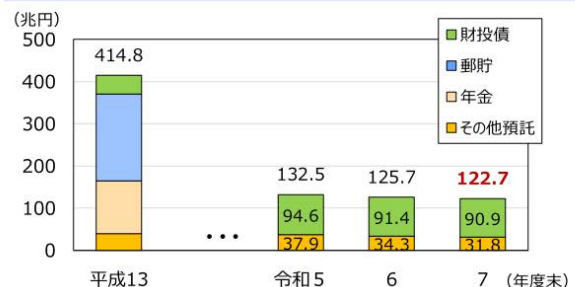
短期運用額（貸付金）

区分	令和6年度末（現在高）	令和7年度中（運用額）	令和7年度中（回収額）	令和7年度末（現在高）
交付税及び譲与税配付金特別会計	3兆8,307億円	99兆2,876億円	101兆2,817億円	1兆8,366億円
年金特別会計（健康勘定）	1兆4,348億円	18兆6,486億円	18兆6,529億円	1兆4,306億円
地方公共団体	26億円	6億円	11億円	20億円
合 計	5兆2,681億円	117兆9,368億円	119兆9,357億円	3兆2,693億円

- **財政融資資金資産（貸付金）現在高**は、前年度末比3兆7,434億円減少の**119兆8,861億円**。
- 主な貸付先は、地方公共団体が38.1兆円、日本政策金融公庫が12.6兆円、科学技術振興機構が8.9兆円。



- **財投債発行残高**は、前年度末比4,855億円減少の**90兆9,214億円**。
- **預託金残高**は、前年度末比2兆4,260億円減少の**31兆8,281億円**。



ポイント③ 財政融資資金勘定の決算概要

- 本年度損失は1,061億円を計上（6年度は391億円の損失）しており、主な増加要因は次のとおり。
 - ① 令和7年度が金利上昇局面であったことから、短い期間で預け入れられる預託金が、貸付金に先行して高金利に置き換わって更新され、預託金利子が増加したこと
 - ② 預託金の払戻や財投債の償還に対応するため、年度前半に財投債を発行したことにより、財投債利子が増加したこと

令和7年度財政投融資特別会計財政融資資金勘定貸借対照表

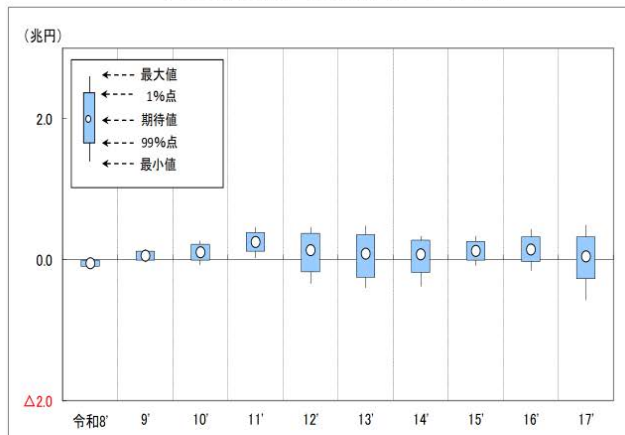
（令和8年3月31日現在）

借方		貸方	
科目	金額	科目	金額
現金預金	665億円	預託金	31兆8,281億円
有価証券	3兆4,997億円	公債	90兆9,214億円
貸付金	119兆8,861億円	長期前受収益等	3,900億円
公債発行差金等	5,590億円	金利変動準備金	9,779億円
本年度損失	1,061億円		
合 計	124兆1,174億円	合 計	124兆1,174億円

ポイント④ 財政融資資金勘定の将来推計

- 令和7年度末の実績を基に確率的な金利モデルを用いた将来剰余金のシミュレーションを行ったところ、フローでは、令和8年度以降も当面は損失が発生する可能性。一方、ストックでは繰越利益のプラスを維持する見込み。

アーニング・アット・リスク分析
(将来剰余金の推計(フロー))



アーニング・アット・リスク分析
(将来繰越利益の推計(ストック))



(参考1) 令和7年度における財政投融资計画の運用状況

- 当初計画額12兆1,817億円に、改定額5兆6,756億円及び令和6年度からの繰越額3兆552億円を加えた改定後現額20兆9,125億円に対し、年度内運用額は10兆4,036億円となり、翌年度繰越額は2兆5,308億円、運用残額は7兆9,781億円となった。

区分	当初計画 A	改定(注) B	前年度繰越額 C	改定後現額 D(=A+B+C)	年度内運用額 E	翌年度繰越額 F	運用残額 G(=D-E-F)
令和7年度	12兆1,817億円	5兆6,756億円	3兆552億円	20兆9,125億円	10兆4,036億円	2兆5,308億円	7兆9,781億円
財政融資	9兆7,511億円	3兆5,306億円	3兆162億円	16兆2,979億円	8兆3,094億円	2兆5,208億円	5兆4,677億円
産業投資	4,799億円	2,700億円	390億円	7,889億円	6,714億円	100億円	1,075億円
政府保証	1兆9,507億円	1兆8,750億円	—	3兆8,257億円	1兆4,229億円	—	2兆4,028億円
(参考) 令和6年度	13兆3,376億円	2兆2,851億円	2兆6,476億円	18兆2,703億円	10兆3,655億円	3兆552億円	4兆8,496億円

(注) 改定額5兆6,756億円は、「強い経済」を実現する総合経済対策」を踏まえた補正予算における追加額4兆4,777億円、(独)福祉医療機構及び地方公共団体が実施する事業に必要な資金を追加するための予算総則の規定による長期運用予定額の増額1兆1,979億円を合算した額である。

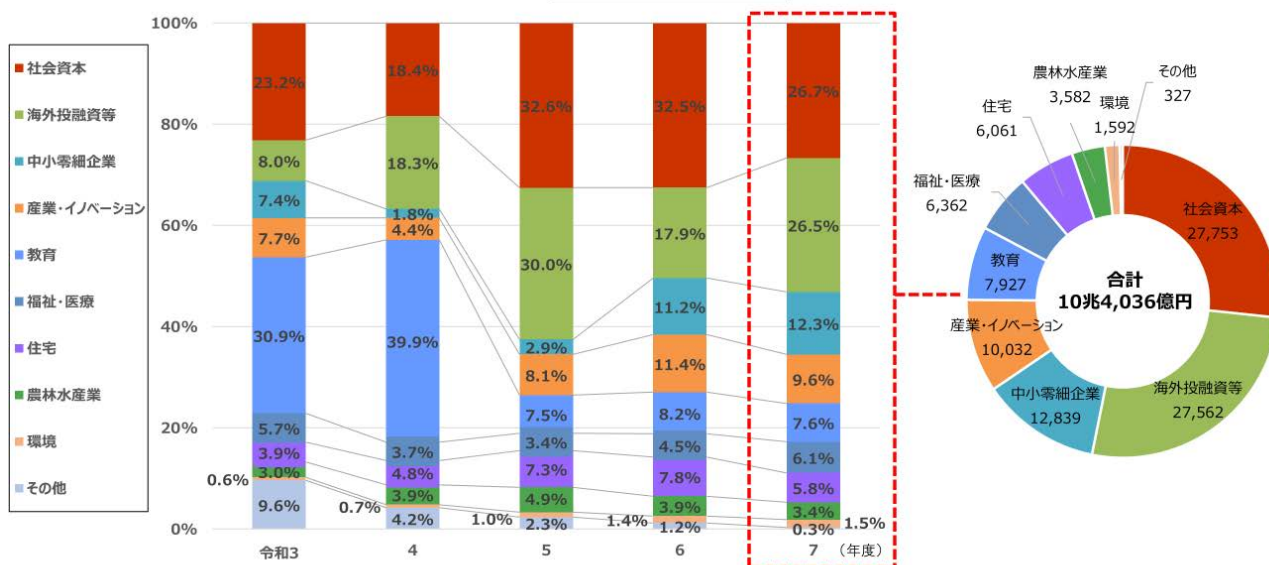
(参考2) 年度内運用額及び運用残額の推移

年度内運用額の推移 (単位：億円)					運用残額の推移 (単位：億円)		
年度	財政投融資		うち財政融資資金		年度	財政投融資	うち財政融資資金
	運用額	執行率 (対改定後現額)	運用額	執行率 (対改定後現額)			
平成13年度	239,711	60.3%	192,496	60.7%	平成13年度	87,037	77,350
14	202,181	59.5%	151,807	58.9%	14	72,572	62,688
15	200,438	66.9%	140,112	66.2%	15	44,458	36,116
16	198,723	75.9%	134,972	75.3%	16	21,850	16,262
17	153,209	72.0%	94,758	68.5%	17	24,688	15,920
18	135,950	73.5%	87,254	69.0%	18	24,210	17,112
19	122,591	73.6%	76,835	66.1%	19	21,793	17,297
20	139,460	74.2%	100,425	70.6%	20	26,920	20,380
21	167,654	64.3%	131,165	63.7%	21	67,490	49,164
22	138,252	65.4%	106,308	65.4%	22	46,394	29,513
23	138,798	59.7%	102,879	53.5%	23	68,345	63,911
24	147,383	68.3%	104,478	61.3%	24	41,661	39,350
25	151,637	69.6%	104,120	63.4%	25	40,053	34,289
26	129,775	67.9%	93,358	63.8%	26	38,523	30,973
27	119,039	69.2%	88,581	65.8%	27	31,228	24,351
28	152,055	75.8%	119,993	74.2%	28	22,415	17,583
29	142,487	77.0%	105,905	75.4%	29	22,998	14,935
30	122,218	71.6%	94,512	70.2%	30	26,283	18,016
令和元年度	125,095	71.7%	105,808	71.7%	令和元年度	25,083	17,515
2	262,361	38.1%	245,511	40.9%	2	397,256	325,498
3	154,070	33.8%	139,705	32.6%	3	276,161	264,435
4	142,427	61.5%	129,472	61.3%	4	64,249	56,821
5	107,557	52.0%	79,822	46.9%	5	72,839	64,089
6	103,655	56.7%	79,565	52.5%	6	48,496	41,789
7	104,036	49.7%	83,094	51.0%	7	79,781	54,677

(参考3) 財政投融資の使途別分類（実績）

- 令和7年度財政投融資計画の運用状況を使途別にみると、10兆4,036億円のうち、主な分野としては、①社会資本：2兆7,753億円、②海外投融資等：2兆7,562億円、③中小零細企業：1兆2,839億円となっている。

使途別分類の推移



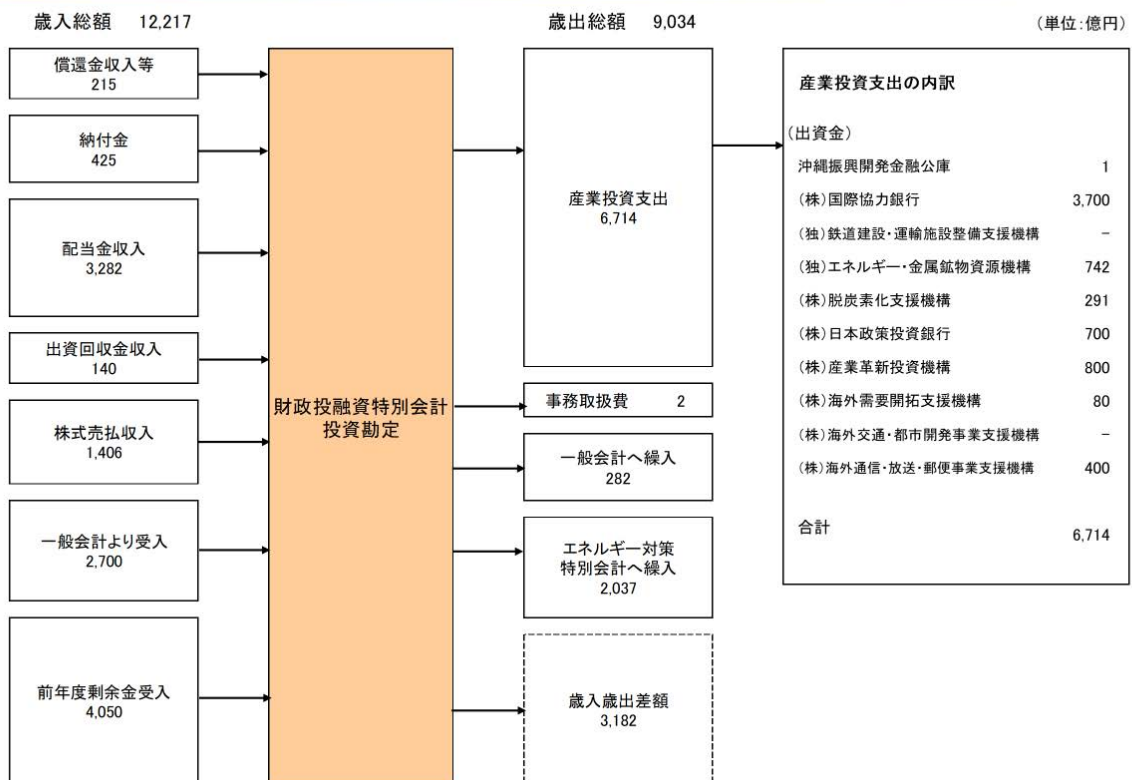
(参考4) 令和7年度における産業投資の運用状況

- 当初計画額4,799億円に、改定額2,700億円及び令和6年度からの繰越額390億円を加えた改定後現額7,889億円に対し、年度内運用額は6,714億円となり、翌年度繰越額は100億円、運用残額は1,075億円となった。

(単位：億円)

機 関 名	当初計画 (A)	改定 (B)	前年度繰越額 (C)	改定後現額 (A+B+C)	年度内運用額	翌年度繰越額	運用残額
沖縄振興開発金融公庫	50	-	-	50	1	-	49
(株)国際協力銀行	1,000	2,700	-	3,700	3,700	-	-
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	20	-	4	24	-	-	24
(独)エネルギー・金属鉱物資源機構	1,117	-	386	1,503	742	-	761
(株)脱炭素化支援機構	350	-	-	350	291	-	59
(株)日本政策投資銀行	700	-	-	700	700	-	-
(株)産業革新投資機構	800	-	-	800	800	-	0
(株)海外需要開拓支援機構	100	-	-	100	80	-	20
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	162	-	-	162	-	-	162
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	500	-	-	500	400	100	-
合 計	4,799	2,700	390	7,889	6,714	100	1,075

(参考5) 財政投融资特別会計（投資勘定）の資金の流れ（令和7年度決算）



（参考）財政投融资計画の運用残

財政投融资の運用は、各機関の事業の進捗や資金繰りの状況などを事前に確認し、資金需要に応じて行っています。その結果、運用額が計画額を下回った場合は運用残が生じることがあります。このような場合でも、財政融資は財投債の発行抑制などによって資金の余剰が生じない仕組みとなっています。また、産業投資は「特別会計に関する法律」第8条第1項の規定により財政投融资特別会計投資勘定の翌年度の歳入に繰入れることとされています。

令和7年度（2025年度）は、株式会社国際協力銀行において、日米政府の戦略的投資イニシアティブ等に基づく取り組みを円滑に行えるよう必要な規模を確保したものの、当該出融資が翌年度以降へ後ろ倒しとなったことなどにより、財政投融资全体で7兆9,781億円の運用残が生じました。

3. 財政投融资計画及び実績

(1) 令和7年度財政投融资計画及び実績

区 分	財政融資			産業投資			政府保証			財政投融资合計		
	当初計画	改定計画	実績	当初計画	改定計画	実績	当初計画	改定計画	実績	当初計画	改定計画	実績
〈特別会計〉												
食料安定供給特別会計	9	9	9	—	—	—	—	—	—	9	9	9
エネルギー対策特別会計	97	97	97	—	—	—	—	—	—	97	97	97
自動車安全特別会計	112	173	125	—	—	—	—	—	—	112	173	125
〈政府関係機関〉												
株式会社日本政策金融公庫	31,608	31,608	15,770	—	—	—	—	—	—	31,608	31,608	15,770
沖縄振興開発金融公庫	1,565	1,565	1,180	50	50	1	—	—	—	1,615	1,615	1,181
株式会社国際協力銀行	7,200	26,600	4,697	1,000	3,700	3,700	6,480	25,230	2,328	14,680	55,530	10,725
独立行政法人国際協力機構	17,025	17,025	11,743	—	—	—	1,800	1,800	1,416	18,825	18,825	13,159
〈独立行政法人等〉												
全国土地改良事業団体連合会	20	20	20	—	—	—	—	—	—	20	20	20
日本私立学校振興・共済事業団	294	294	294	—	—	—	—	—	—	294	294	294
独立行政法人日本学生支援機構	5,147	5,147	5,142	—	—	—	—	—	—	5,147	5,147	5,142
独立行政法人福祉医療機構	1,946	5,675	4,309	—	—	—	—	—	—	1,946	5,675	4,309
独立行政法人国立病院機構	490	490	490	—	—	—	—	—	—	490	490	490
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター	—	15	15	—	—	—	—	—	—	—	15	15
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	12	12	12	—	—	—	—	—	—	12	12	12
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	2	2	1	—	—	—	—	—	—	2	2	1
独立行政法人大学改革支援・ 学位授与機構	348	348	304	—	—	—	—	—	—	348	348	304
独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	610	705	338	20	20	—	—	—	—	630	725	338
独立行政法人住宅金融支援機構	376	376	25	—	—	—	650	650	650	1,026	1,026	675
独立行政法人都市再生機構	4,900	4,900	4,900	—	—	—	—	—	—	4,900	4,900	4,900
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構	—	—	—	—	—	—	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200	5,200
独立行政法人水資源機構	5	5	5	—	—	—	—	—	—	5	5	5
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	42	42	42	—	—	—	—	—	—	42	42	42
独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構	4	4	1	1,117	1,117	742	—	—	—	1,121	1,121	743
〈地方公共団体〉												
地方公共団体	22,699	33,705	30,658	—	—	—	—	—	—	22,699	33,705	30,658
〈特殊会社等〉												
株式会社脱炭素化支援機構	—	—	—	350	350	291	—	—	—	350	350	291
株式会社日本政策投資銀行	3,000	4,000	4,000	700	700	700	3,500	3,500	3,472	7,200	8,200	8,172
株式会社産業革新投資機構	—	—	—	800	800	800	—	—	—	800	800	800
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	1,100	1,100	1,050	1,100	1,100	1,050
中部国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	122	122	113	122	122	113
株式会社民間資金等活用事業推進 機構	—	—	—	—	—	—	500	500	—	500	500	—
株式会社海外需要開拓支援機構	—	—	—	100	100	80	—	—	—	100	100	80
株式会社海外交通・都市開発事業 支援機構	—	—	—	162	162	—	35	35	—	197	197	—
株式会社海外通信・放送・郵便事業 支援機構	—	—	—	500	500	500	120	120	—	620	620	500
合 計	97,511	132,817	84,177	4,799	7,499	6,814	19,507	38,257	14,229	121,817	178,573	105,220

(注) 1. 実績欄の計数は、資金年度ベースによる計数整理を行ったもので、令和7年度決算時点の見込値です。
2. 改定計画には、令和7年度特別会計予算総則第21条第3項の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含みます。

(2) 令和6年度財政投融资計画及び実績

(単位：億円)

区 分	財政融資			産業投資			政府保証			財政投融资合計		
	当初計画	改定計画	実 績	当初計画	改定計画	実 績	当初計画	改定計画	実 績	当初計画	改定計画	実 績
〈特別会計〉												
食料安定供給特別会計	7	7	6	—	—	—	—	—	—	7	7	6
エネルギー対策特別会計	79	79	79	—	—	—	—	—	—	79	79	79
自動車安全特別会計	360	408	306	—	—	—	—	—	—	360	408	306
〈政府関係機関〉												
株式会社日本政策金融公庫	40,075	40,375	15,252	—	—	—	—	—	—	40,075	40,375	15,252
沖縄振興開発金融公庫	1,946	1,946	558	70	70	1	—	—	—	2,016	2,016	559
株式会社国際協力銀行	4,000	4,900	1,540	1,160	1,260	1,210	5,880	5,880	2,988	11,040	12,040	5,738
独立行政法人国際協力機構	14,770	19,160	12,790	—	—	—	1,650	1,650	1,566	16,420	20,810	14,355
〈独立行政法人等〉												
全国土地改良事業団体連合会	15	15	14	—	—	—	—	—	—	15	15	14
日本私立学校振興・共済事業団	287	287	287	—	—	—	—	—	—	287	287	287
独立行政法人日本学生支援機構	5,256	5,256	5,161	—	—	—	—	—	—	5,256	5,256	5,161
独立行政法人福祉医療機構	2,102	2,290	1,923	—	—	—	—	—	—	2,102	2,290	1,923
独立行政法人国立病院機構	660	660	660	—	—	—	—	—	—	660	660	660
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター	10	10	9	—	—	—	—	—	—	10	10	9
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター	2	2	2	—	—	—	—	—	—	2	2	2
独立行政法人大学改革支援・ 学位授与機構	875	875	812	—	—	—	—	—	—	875	875	812
独立行政法人鉄道建設・ 運輸施設整備支援機構	651	941	701	20	20	1	—	—	—	671	961	702
独立行政法人住宅金融支援機構	263	263	39	—	—	—	2,400	2,400	2,400	2,663	2,663	2,439
独立行政法人都市再生機構	5,200	5,200	5,200	—	—	—	—	—	—	5,200	5,200	5,200
独立行政法人日本高速道路保有・ 債務返済機構	—	—	—	—	—	—	10,230	10,230	8,950	10,230	10,230	8,950
独立行政法人水資源機構	5	5	5	—	—	—	—	—	—	5	5	5
国立研究開発法人 森林研究・整備機構	43	43	43	—	—	—	—	—	—	43	43	43
独立行政法人エネルギー・ 金属鉱物資源機構	4	4	3	848	848	462	—	—	—	852	852	465
〈地方公共団体〉												
地方公共団体	23,258	34,887	27,671	—	—	—	—	—	—	23,258	34,887	27,671
〈特殊会社等〉												
株式会社脱炭素化支援機構	—	—	—	250	250	70	—	—	—	250	250	70
株式会社日本政策投資銀行	3,000	6,000	6,000	850	950	950	3,500	3,500	3,449	7,350	10,450	10,399
株式会社産業革新投資機構	—	—	—	800	905	905	—	—	—	800	905	905
成田国際空港株式会社	—	1,544	1,544	—	—	—	—	—	—	—	1,544	1,544
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	—	—	—	500	700	500	500	700	500
中部国際空港株式会社	—	—	—	—	—	—	235	292	213	235	292	213
株式会社民間資金等活用事業推進 機構	—	—	—	—	—	—	500	500	—	500	500	—
株式会社海外需要開拓支援機構	—	—	—	90	90	90	—	—	—	90	90	90
株式会社海外交通・都市開発事業 支援機構	—	—	—	299	299	87	626	626	—	925	925	87
株式会社海外通信・放送・郵便事業 支援機構	—	—	—	360	360	250	240	240	—	600	600	250
合 計	102,868	125,157	80,603	4,747	5,052	4,025	25,761	26,018	20,065	133,376	156,227	104,693

(注) 1. 実績欄の計数は、資金年度ベースによる計数整理を行ったものです。

2. 改定計画には、令和6年度特別会計予算総則第22条第3項の規定に基づく長期運用予定額の増額分を含みます。

(3) 令和7年度末財政投融资計画残高

(単位：億円)

区分	財政融資		産業投資	政府保証	合計
		財政融資資金			
<一般会計及び特別会計>					
一般会計	66	66	—	—	66
食料安定供給特別会計	115	115	—	—	115
国有林野事業債務管理特別会計	137	137	—	—	137
エネルギー対策特別会計	681	681	—	—	681
自動車安全特別会計	6,680	6,680	—	—	6,680
<政府関係機関>					
株式会社日本政策金融公庫	126,371	126,371	7,564	1,800	135,735
国民一般向け業務	41,421	41,421	242	800	42,463
中小企業者向け業務	34,181	34,181	6,111	1,000	41,292
農林水産業者向け業務	28,584	28,584	1,211	—	29,795
特定事業等促進円滑化業務	742	742	—	—	742
危機対応円滑化業務	21,443	21,443	—	—	21,443
沖縄振興開発金融公庫	6,811	6,811	129	—	6,939
株式会社国際協力銀行	33,382	33,382	25,328	44,672	103,382
独立行政法人国際協力機構	73,521	73,521	—	10,755	84,276
<独立行政法人等>					
独立行政法人中小企業基盤整備機構	—	—	513	—	513
独立行政法人奄美群島振興開発基金	—	—	86	—	86
全国土地改良事業団体連合会	48	48	—	—	48
日本私立学校振興・共済事業団	2,986	2,986	—	—	2,986
独立行政法人日本学生支援機構	60,019	60,019	—	—	60,019
国立研究開発法人科学技術振興機構	88,889	88,889	702	—	89,591
独立行政法人福祉医療機構	48,137	48,137	—	—	48,137
独立行政法人国立病院機構	4,399	4,399	—	—	4,399
国立研究開発法人国立がん研究センター	133	133	—	—	133
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	373	373	—	—	373
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	27	27	—	—	27
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	66	66	—	—	66
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	90	90	—	—	90
国立健康危機管理研究機構	95	95	—	—	95
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	6,582	6,582	—	—	6,582
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	46,300	46,300	505	—	46,805
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	—	—	649	—	649
独立行政法人情報処理推進機構	—	—	33	—	33
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	—	—	51	—	51
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	—	—	65	—	65
国立研究開発法人情報通信研究機構	—	—	610	—	610
独立行政法人住宅金融支援機構	2,082	2,082	770	9,950	12,802
独立行政法人都市再生機構	84,030	84,030	612	—	84,642
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	55,470	55,470	—	105,165	160,635
独立行政法人水資源機構	1,034	1,034	—	—	1,034
地方公共団体金融機構	—	—	—	12,050	12,050
国立研究開発法人森林研究・整備機構	830	830	—	—	830
独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構	32	32	4,788	—	4,820
<地方公共団体>					
地方公共団体	392,804	380,521	—	—	392,804
<特殊会社等>					
株式会社脱炭素化支援機構	—	—	542	—	542
株式会社農林漁業成長産業化支援機構	—	—	300	—	300
株式会社日本政策投資銀行	61,696	61,696	23,162	31,718	116,576
株式会社産業革新投資機構	—	—	5,375	—	5,375
東京地下鉄株式会社	144	144	—	—	144
東日本高速道路株式会社	450	450	—	—	450
中日本高速道路株式会社	500	500	—	—	500
成田国際空港株式会社	5,544	5,544	—	—	5,544
新関西国際空港株式会社	3,700	3,700	469	1,101	5,270
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	—	2,640	2,640
中部国際空港株式会社	—	—	—	1,429	1,429
株式会社民間資金等活用事業推進機構	—	—	100	880	980
株式会社商工組合中央金庫	—	—	8	—	8
株式会社海外需要開拓支援機構	—	—	1,406	—	1,406
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	—	—	2,787	50	2,837
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	—	—	1,520	200	1,720
合　　計	1,114,225	1,101,942	78,075	222,410	1,414,709

(注) 1. 「財政融資」は、財政融資資金、郵便貯金資産及び簡易生命保険資産（平成19年9月末までの日本郵政公社の郵便貯金資産及び簡易生命保険資産を含む。）の残高を計上しています。

2. 「産業投資」は、財政投融资特別会計投資勘定の出資金及び貸付金の残高を計上しています。

3. 政府保証債は額面金額で計上しています。

4. 「一般会計」は、旧国立高度専門医療センター特別会計からの承継分を計上しています。

(4) 財投債の残存期間別残高

(単位：億円)

残存期間区分	1年以下	1年超	2年超	3年超	4年超	5年超	6年超	7年超	8年超	9年超	10年超	合 計
	2年以下	3年以下	4年以下	5年以下	6年以下	7年以下	8年以下	9年以下	10年以下			
令和5年度末	127,523	104,859	122,030	100,367	32,607	59,845	90,111	41,737	69,765	22,756	174,390	945,989
令和6年度末	104,859	122,030	100,367	32,607	76,819	90,111	41,737	69,765	22,756	71,894	181,124	914,069
令和7年度末	122,030	103,265	32,607	86,681	113,148	41,737	69,765	22,756	95,199	37,969	184,058	909,214

(注) 計数は、額面ベースです。

(5) 財投債の消化別方式内訳

(単位：億円)

区 分	市中消化	合 計
令和5年度（実績）	30,608	30,608
令和6年度（実績）	95,603	95,603
令和7年度（実績）	100,004	100,004
令和8年度（予定）	130,000	130,000
(令和8年度発行財投債の種類別発行予定額)		
割引短期国債	-	-
2年債	30,590	30,590
5年債	40,330	40,330
10年債	55,590	55,590
20年債	2,600	2,600
30年債	790	790
40年債	100	100
流動性供給入札	-	-
合 計	130,000	130,000

(注) 計数は、令和5～令和7年度については額面ベース、令和8年度については収入金ベースです。

(6) 財投債の年限別発行・償還及び残高

(単位：億円)

年 限	令和6年度末残高	令和7年度発行額	令和7年度中償還額	令和7年度末残高
2年債	-	2,898	-	2,898
5年債	198,108	32,898	69,552	161,454
10年債	412,822	57,091	21,620	448,292
20年債	168,071	5,290	13,686	159,674
30年債	101,748	1,715	-	103,463
40年債	33,319	113	-	33,432
合 計	914,069	100,004	104,859	909,214

(注) 計数は、額面ベースです。

(7) 財投機関債の発行状況

(単位：億円)

機 関 名	金 額				
	令和6年度		令和7年度		令和8年度
	予定	実績	予定	実績	予定
株式会社日本政策金融公庫	2,900	1,000	2,900	1,000	2,900
【国民一般向け業務】	1,700	800	1,700	900	1,700
【中小企業者向け業務】	1,000	100	1,000	—	1,000
【農林水産業者向け業務】	200	100	200	100	200
沖縄振興開発金融公庫	100	100	100	100	100
株式会社国際協力銀行	200	100	200	—	200
独立行政法人国際協力機構	800	540	800	380	800
独立行政法人住宅金融支援機構	16,243	5,687	11,441	5,431	10,692
うち 普通社債	2,550	—	1,550	—	1,000
資産担保証券	13,693	5,687	9,891	5,431	9,692
独立行政法人都市再生機構	1,200	800	1,100	750	1,000
独立行政法人水資源機構	105	105	80	80	130
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	598	598	271	271	1,270
独立行政法人福祉医療機構	200	200	200	200	200
独立行政法人日本学生支援機構	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	2,500	1,977	1,310	1,189	1,480
中部国際空港株式会社	90	60	102	96	92
株式会社日本政策投資銀行	6,500	6,334	6,600	6,459	6,700
合計	32,636	18,701	26,304	17,156	26,764
【機関数】	【13】	【13】	【13】	【12】	【13】
うち 普通社債	18,943	13,014	16,413	11,725	17,072
資産担保証券	13,693	5,687	9,891	5,431	9,692

(注) 金額は額面ベース（改定後）です。

4. 財政投融资特別会計財政融資資金勘定及び財政融資資金

財政投融资特別会計財政融資資金勘定は、財政融資資金の運用に関する歳入歳出を一般会計と区分して経理を明確にするために設けられているものです。ここにいう歳入とは、財政融資資金の運用利殖金、借入金及び公債の発行収入金、財政融資資金からの受入金並びに附属雑収入等であり、歳出とは、財政融資資金預託金の利子、財政融資資金の運用損失金、運用手数料、事務取扱費、一時借入金及び融通証券の利子、借入金及び公債の償還金及び利子、財政融資資金への繰入金、公債及び融通証券の発行及び償還に関する諸費等です。

同勘定における令和7年度（2025年度）の損益状況、資産・負債状況は以下のとおりです。

（1）損益状況

令和7年度（2025年度）の収益は7,752億円で、費用は8,812億円、年度損失は1,061億円です。

収益のうち、有価証券及び貸付金利子、有価証券売却益からなる運用収入は7,518億円です。

一方、費用のうち、預託金利子及び運用手数料からなる諸支出金は2,228億円です。

このほか公債金利子及び公債等発行諸費は6,240億円、財政融資資金証券利子は7億円、事務取扱費は72億円です。

（2）資産、負債状況

令和7年度（2025年度）末の資産総額は124兆1,174億円で、負債総額は123兆1,395億円です。

資産総額のうち、貸付金期末残高は119兆8,861億円（資産総額に占める割合は96.6%）となります。また、保有有価証券期末残高は3兆4,997億円（資産総額に占める割合は2.8%）となります。

一方、負債総額のうち、預託金期末残高は31兆8,281億円（負債総額に占める割合は25.8%）となり、公債残高90兆9,214億円（負債総額に占める割合は73.8%）となります。

＜財務諸表参照上注意を要する点＞

貸借対照表及び損益計算書については、企業会計原則に準拠した発生主義による表示を行っています。

(1) 財政投融资特別会計財政融資資金勘定（財務諸表）

■貸借対照表

(単位：億円)

借方	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
現金預金	81,122	66,157	67,016	16,622	665
有価証券	-	-	-	11,990	34,997
国債 ^(注1)	-	-	-	11,990	34,997
貸付金	1,304,215	1,310,059	1,267,470	1,236,296	1,198,861
一般会計及特別会計貸付金	168,748	158,646	144,104	130,493	104,579
政府関係機関貸付金	270,821	255,461	245,812	237,628	240,085
地方公共団体貸付金	426,434	414,087	402,007	391,876	380,541
特別法人貸付金 ^(注2)	438,213	481,864	475,547	476,298	473,656
未収収益 ^(注3)	714	703	751	867	1,129
公債発行差金 ^(注4)	2,779	2,981	3,540	4,489	4,458
購入証券経過利子 ^(注5)	-	-	-	1	4
本年度損失	304	385	324	391	1,061
合計	1,389,135	1,380,284	1,339,101	1,270,657	1,241,174

貸方	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
預託金	324,486	354,444	378,683	342,540	318,281
特別会計預託金	216,512	233,520	226,404	214,412	213,797
資金預託金	3,715	4,784	47,239	39,471	30,470
共済組合預託金	18,614	16,894	15,369	13,877	12,652
その他預託金	85,645	99,247	89,671	74,781	61,362
公債 ^(注6)	1,046,242	1,008,361	945,989	914,069	909,214
補償金返還金 ^(注7)	5	5	5	5	5
未払費用 ^(注8)	1,252	1,168	1,126	1,204	1,487
前受金 ^(注9)	13	18	44	42	0
長期前受収益 ^(注10)	3,955	3,410	2,761	2,628	2,409
繰越利益	13,184	12,879	10,494	10,170	9,779
金利変動準備金	13,184	12,879	10,494	10,170	9,779
合計	1,389,135	1,380,284	1,339,101	1,270,657	1,241,174

- 注) 1. 国債には国庫短期証券、売戻条件付利付国債を含みます。
2. 特別法人=特別の法律により、国、政府関係機関及び地方公共団体のみの出資により設立された法人です。
3. 未収収益=有価証券利子及び貸付金利子で、当該年度の最終利払日から年度末までの未収となっている期間利子等です。
4. 公債発行差金=アンダーバーで発行した財投債の額面金額と収入金額の差額のうちの未償却残高です。
5. 購入証券経過利子=利払日以降に購入された利付債につき、債券発行機関に代わって、利払日から取引日までの経過日数に応じた利子相当額を立替払整理した額です。
6. 公債=財投債の未償還額面残高です。
7. 補償金返還金=旧預金部資金の資産再評価後、評価損失として確定され一般会計で補填されたもののうち、その後同資金が回収されたため、一般会計に繰り入れ等を行った残額です。
8. 未払費用=預託金利子及び公債金利子で、当該年度の最終利払日から年度末までの未払となっている期間利子等です。
9. 前受金=年度末における公債発行に伴い発生する経過利子受入の前受に相当する金額です。
10. 長期前受収益=オーバーバーで発行した財投債の額面金額と収入金額の差額のうちの未取崩残高です。

■損益計算書

(単位：億円)

利益	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
運用収入	6,558	6,022	5,980	6,312	7,518
有価証券利子	-	-	-	66	120
貸付金利子	6,558	6,022	5,980	6,238	7,388
有価証券売却益	-	-	-	7	10
雑収入	25	45	30	171	234
本年度損失	304	385	324	391	1,061
合計	6,888	6,452	6,335	6,874	8,812

損失	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事務取扱費	60	55	56	70	72
諸支出金	1,682	1,620	1,562	1,681	2,228
運用手数料 ^(注1)	0	0	0	0	0
有価証券売却損	-	-	-	32	-
預託金利子	1,682	1,620	1,561	1,649	2,227
公債金利子 ^(注2)	5,024	4,628	4,549	4,900	6,234
財政融資資金証券利子	-	-	-	-	7
公債等発行諸費 ^(注3)	9	8	6	6	6
公債発行差金償却 ^(注4)	113	141	162	217	267
合計	6,888	6,452	6,335	6,874	8,812

- 注) 1. 運用手数料=財政融資資金の運用預託事務を委託している日本銀行に対して支払う手数料等です。
2. 公債金利子=財投債利子の当期発生額からオーバーバーで発行した財投債の額面金額と収入金額の差額（長期前受収益）の当期取崩額を差引いた額です。
3. 公債等発行諸費=財投債及び融通証券の起債手数料、利払手数料、償還手数料等です。
4. 公債発行差金償却=アンダーバーで発行した財投債の額面金額と収入金額の差額（公債発行差金）の当期償却額です。

■利益計算

(単位：億円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①資金運用収支 ^(注2)	△ 148	△ 226	△ 130	△ 244	△ 960
うち受取利子	6,558	6,022	5,980	6,305	7,508
うち支払利子	△ 6,706	△ 6,248	△ 6,110	△ 6,549	△ 8,468
②手数料収支 ^(注3)	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0	△ 0
③有価証券売却償還損益 ^(注4)	-	-	-	△ 25	10
上記収支合計(①～③)	△ 148	△ 226	△ 130	△ 269	△ 950
④事務取扱費	△ 60	△ 55	△ 56	△ 70	△ 72
⑤その他 ^(注5)	△ 96	△ 104	△ 138	△ 52	△ 39
合計	△ 304	△ 385	△ 324	△ 391	△ 1,061

- 注) 1. 発生主義に基づいて作成。
2. 資金運用収支=資金運用受取利子－資金運用支払利子
3. 手数料収支=受取手数料－運用手数料
4. 有価証券売却償還損益=有価証券売却償還益－有価証券売却償還損
5. その他=雑収入－支払利子－公債等発行諸費－公債発行差金償却－雑損

■資金の運用・調達における平均残高

(単位：億円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
資金運用	1,426,015	1,352,209	1,328,362	1,283,859	1,242,846
うち貸付金	1,270,519	1,274,083	1,266,077	1,231,981	1,204,207
うち有価証券 ^(注)	-	-	-	35,830	27,770
資金調達	1,426,686	1,352,860	1,328,891	1,283,775	1,242,887
うち預託金	277,977	322,685	347,492	344,506	300,264
うち公債金	1,136,605	1,018,534	970,370	930,849	932,697

注) 有価証券には購入証券経過利子を含みます。

■資金の運用・調達に関する利回り・コスト

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①利回り ^(注2)	0.46	0.45	0.45	0.50	0.62
うち貸付金利回り ^(注3)	0.52	0.47	0.47	0.51	0.61
うち有価証券利回り ^(注4)	-	-	-	0.19	0.43
②コスト ^(注5)	0.48	0.48	0.48	0.54	0.71
うち支払利子率 ^(注6)	0.48	0.47	0.47	0.53	0.70
うち預託金コスト ^(注8)	0.61	0.50	0.45	0.48	0.74
うち財投債コスト ^(注9)	0.45	0.47	0.49	0.55	0.70
うち経費率 ^(注10)	0.00	0.00	0.00	0.01	0.01
①－②	▲ 0.02	▲ 0.03	▲ 0.02	▲ 0.03	▲ 0.09

- 注) 1. 発生主義に基づいて作成。
2. 利回り=年間収入／運用資金平均残高×100
3. 貸付金利回り=貸付金利子／貸付金平均残高×100
4. 有価証券利回り=有価証券利子／保有有価証券平均残高×100
5. コスト=年間支出／調達資金平均残高×100
6. 支払利子率=(諸支出金＋公債金等利子＋公債発行差金償却)／調達資金平均残高×100
7. 調達資金平均残高=預託金平均残高＋財投債平均残高
＋積立金平均残高＋財政融資資金証券平均残高
8. 預託金コスト=預託金利子／預託金平均残高×100
9. 財投債コスト=(公債金利子＋公債発行差金償却)／財投債平均残高×100
10. 経費率=事務取扱費／調達資金平均残高×100

(2) 財政投融资特別会計における金利スワップ取引実施状況

■金利スワップ取引実施状況(令和7年4月～令和8年3月)

(想定元本ベース：億円)

年限別	受払別	受け		払い	
		取引回数	想定元本	取引回数	想定元本
3年以下		-	-	-	-
3年超7年以下		-	-	-	-
7年超10年以下		-	-	-	-
10年超		-	-	-	-
合計		-	-	-	-

■金利スワップ取引の残高(令和8年3月末現在)

(想定元本ベース：億円)

満期までの残存期間	受払別	受け	払い
3年以下		-	-
3年超7年以下		-	-
7年超10年以下		-	-
10年超		-	-
合計		-	-

（３）財政融資資金

預託

A. 預託者別期末残高

(単位：億円[構成比：%])

区分	令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末
労働保険特別会計	82,963 [25.6]	90,717 [25.6]	88,441 [23.4]	94,672 [27.6]	93,562 [29.4]
年金特別会計	105,487 [32.5]	111,967 [31.6]	109,471 [28.9]	89,715 [26.2]	86,894 [27.3]
株式会社日本政策金融公庫	75,148 [23.2]	78,310 [22.1]	76,909 [20.3]	70,769 [20.7]	60,350 [19.0]
防衛力強化資金	-	-	42,685 [11.3]	33,751 [9.9]	23,419 [7.4]
地震再保険特別会計	18,929 [5.8]	19,667 [5.5]	20,663 [5.5]	21,752 [6.4]	22,913 [7.2]
共済組合	18,614 [5.7]	16,894 [4.8]	15,369 [4.1]	13,877 [4.1]	12,652 [4.0]
育児休業給付資金	1,723 [0.5]	2,685 [0.8]	3,090 [0.8]	4,157 [1.2]	3,953 [1.2]
子ども・子育て支援特別会計	-	-	-	-	3,889 [1.2]
財政投融资特別会計	4,961 [1.5]	6,797 [1.9]	3,230 [0.9]	3,350 [1.0]	1,650 [0.5]
独立行政法人中小企業基盤整備機構	10,485 [3.2]	20,925 [5.9]	12,750 [3.4]	4,000 [1.2]	1,000 [0.3]
その他	6,176 [1.9]	6,482 [1.8]	6,074 [1.6]	6,497 [1.9]	8,000 [2.5]
合計	324,486 [100.0]	354,444 [100.0]	378,683 [100.0]	342,540 [100.0]	318,281 [100.0]

B. 預託金の残存期間別残高

(単位：億円)

区分	令和３年度末	令和４年度末	令和５年度末	令和６年度末	令和７年度末
1年未満	182,315	195,425	202,425	181,934	156,709
1年以上2年未満	11,768	30,817	40,811	19,780	25,184
2年以上3年未満	12,333	11,922	16,011	18,714	17,509
3年以上4年未満	11,892	11,964	16,164	17,459	12,866
4年以上5年未満	11,908	12,039	14,856	12,810	12,764
5年以上6年未満	11,824	10,662	4,503	5,686	6,372
6年以上7年未満	5,662	4,388	4,546	5,522	5,297
7年以上	76,783	77,226	79,367	80,636	81,580
合計	324,486	354,444	378,683	342,540	318,281

運用

C. 貸付金の相手先別期末残高

(単位：億円 [構成比：%])

区分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
一般会計および特別会計	168,748 [12.9]	158,646 [12.1]	144,104 [11.4]	130,493 [10.6]	104,579 [8.7]
政府関係機関	270,821 [20.8]	255,461 [19.5]	245,812 [19.4]	237,628 [19.2]	240,085 [20.0]
地方公共団体	426,434 [32.7]	414,087 [31.6]	402,007 [31.7]	391,876 [31.7]	380,541 [31.7]
特別法人	438,213 [33.6]	481,864 [36.8]	475,547 [37.5]	476,298 [38.5]	473,656 [39.5]
合計	1,304,215 [100.0]	1,310,059 [100.0]	1,267,470 [100.0]	1,236,296 [100.0]	1,198,861 [100.0]

D. 貸付金の残存期間別残高

(単位：億円)

区分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
1年以下	93,603	88,618	72,273	68,077	45,800
1年超2年以下	28,528	20,651	28,508	20,132	13,170
2年超3年以下	29,888	41,968	27,004	18,853	30,409
3年超4年以下	55,388	33,860	24,465	39,142	39,198
4年超5年以下	40,429	29,793	47,639	47,374	45,492
5年超6年以下	33,160	52,001	48,973	46,061	30,369
6年超7年以下	60,384	56,514	51,739	34,931	41,817
7年超8年以下	60,758	52,444	39,560	42,678	42,470
8年超9年以下	57,725	43,904	46,565	45,448	61,377
9年超10年以下	46,945	48,980	44,053	63,677	57,757
10年超11年以下	39,862	40,093	63,289	54,310	105,849
11年超12年以下	42,387	66,942	54,834	112,149	40,987
12年超13年以下	68,715	55,263	119,641	42,553	39,869
13年超14年以下	58,114	128,091	45,062	41,945	50,735
14年超15年以下	134,012	46,238	41,888	50,565	52,951
15年超	454,316	504,698	511,978	508,399	500,611
合計	1,304,215	1,310,059	1,267,470	1,236,296	1,198,861

E. 預貸率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
期中平均	89.05	94.18	95.27	95.97	96.89
期末	94.93	95.97	95.59	98.42	97.76

注) 預貸率＝貸付金(平均)残高／調達資金(平均)残高×100

リスク管理

リスク管理体制の整備・高度化については、財政融資資金の管理及び運用に関する重点課題と位置付け、金融環境・制度の変化に適切に対応できるリスク管理体制の構築に努めています。専担部署において、財政融資資金全体の市場リスクの一元的把握を行い、財政融資資金の管理及び運用に関する資産・負債について総合的な企画・調査・研究を行っています。なお、保有している債権において、延滞している債権はございません。

F. 保有有価証券の残存期間別残高

(単位：億円)

区分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
1年以下	-	-	-	11,990	34,997
1年超2年以下	-	-	-	-	-
2年超3年以下	-	-	-	-	-
3年超4年以下	-	-	-	-	-
4年超5年以下	-	-	-	-	-
5年超6年以下	-	-	-	-	-
6年超7年以下	-	-	-	-	-
7年超8年以下	-	-	-	-	-
8年超9年以下	-	-	-	-	-
9年超10年以下	-	-	-	-	-
10年超	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	11,990	34,997

G. 預証率

(単位：％)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
期中平均	-	-	-	2.79	2.23
期末	-	-	-	0.95	2.85

注) 預証率＝保有有価証券（平均）残高／調達資金（平均）残高×100

H. 保有有価証券の期末残高

(単位：億円〔構成比：％〕)

区分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
国債	- [0.0]	- [0.0]	- [0.0]	11,990 [100.0]	34,997 [100.0]
合計	- [0.0]	- [0.0]	- [0.0]	11,990 [100.0]	34,997 [100.0]

I. 短期運用残高の推移

(単位：億円)

区分	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
債券	—	—	—	11,990	34,997
国債	—	—	—	11,990	34,997
売戻条件付利付国庫債券	—	—	—	11,990	17,999
国庫短期証券	—	—	—	—	16,998
貸付金	75,174	70,107	60,705	52,681	32,693
①国	75,076	70,036	60,668	52,656	32,673
交付税及び譲与税配付金特別会計	60,667	55,669	46,320	38,307	18,366
年金特別会計（健康勘定）	14,409	14,367	14,348	14,348	14,306
②地方公共団体	98	71	37	26	20
合計	75,174	70,107	60,705	64,672	67,690

5. 財政投融资特別会計投資勘定

■貸借対照表

(単位：億円)

借方	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
現金預金	4,963	6,799	3,336	4,050	3,182
未収収益	0	0	0	1	1
貸付金	642	572	431	206	11
土地等 ^(注1)	0	0	0	0	0
出資金 ^(注2)	153,616	163,077	180,992	175,509	201,081
合計	159,221	170,448	184,760	179,765	204,276

貸方	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
資本	33,212	33,212	33,212	33,212	35,912
利益積立金	36,114	36,168	38,249	41,773	44,918
本年度利益	2,754	6,448	3,830	3,427	2,193
固定資産評価差益 ^(注3)	87,141	94,620	109,469	101,353	121,252
合計	159,221	170,448	184,760	179,765	204,276

- (注) 1. 土地等は、政策金融機関の組織再編に伴い、国に承継されることとなった各機関の不要資産のうち、当勘定に帰属した土地等の年度末の国有財産台帳価格を計上しています。
2. 出資金は、国有財産法施行令（昭和23年政令第246号）第23条の規定により各年度末において実施した国有財産の価格改定後の額を計上しています。
3. 固定資産評価差益は、出資金等の価格改定により生じた評価差益を計上したものです。
固定資産評価差益は、政府保有義務が課されている、NTT株式会社の株式及び日本たばこ産業株式会社の株式の時価評価によるものが主なものとなっています。

■損益計算書

(単位：億円)

利益	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
貸付金利息	1	8	7	4	4
預託金利子	0	0	0	3	17
納付金	741	573	1,408	620	425
株式会社日本政策金融公庫納付金	1	1	-	0	8
株式会社国際協力銀行納付金	216	72	790	311	416
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構納付金	0	0	0	1	1
独立行政法人都市再生機構納付金	-	-	-	8	-
独立行政法人住宅金融支援機構納付金	124	-	118	-	-
地方公共団体金融機構納付金	400	500	500	300	-
株式配当金	2,413	2,878	2,916	3,270	3,282
日本たばこ産業株式会社配当金	933	1,253	1,293	1,293	1,560
日本電信電話株式会社配当金	1,386	1,457	1,430	1,518	1,532
株式会社日本政策投資銀行配当金	81	156	183	214	161
株式会社商工組合中央金庫配当金	10	10	10	30	27
株式会社産業革新投資機構配当金	-	-	-	214	-
株式会社民間資金等活用事業推進機構配当金	2	2	-	-	1
株式処分益	-	3,489	-	88	505
雑収入	0	0	0	0	0
合計	3,155	6,949	4,332	3,986	4,232

損失	令和3年度末	令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末	令和7年度末
事務取扱費	1	1	2	5	2
出資金償却損	-	-	-	254	-
地方公共団体金融機構納付金収入交付税及び譲与税配付金特別会計へ繰入	400	500	500	300	-
先端半導体・人工知能関連技術対策エネルギー対策特別会計へ繰入	-	-	-	-	2,037
雑損	-	-	-	-	0
本年度利益	2,754	6,448	3,830	3,427	2,193
合計	3,155	6,949	4,332	3,986	4,232

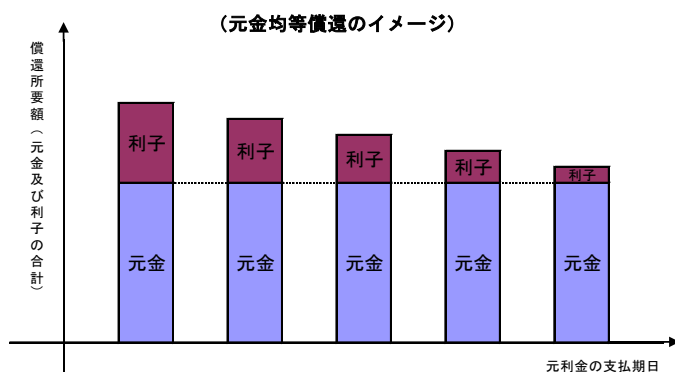
あ

(関連) 「繰越額」

(関連)「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリテイ・ギャップ」

か

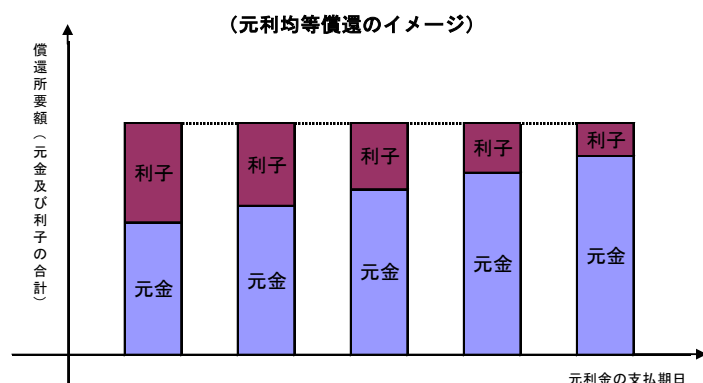
償還所要額（元金と利子の合計）のうち、元金を均等に償還する方法をいいます。



(関連) 「元利均等償還」、「満期一括償還」

元利均等償還

償還所要額（元金と利子の合計）を均等に償還する方法をいいます。



(関連) 「元金均等償還」、「満期一括償還」

銀行等引受資金

地方債資金のうち、金融機関などから借入れ又は引受けの方法により調達した資金をいいます。

(関連) 「地方債」

金利スワップ取引

金利スワップ取引とは、契約者間であらかじめ定めた元本（想定元本）に基づき、変動金利と固定金利の支払いを交換する取引のことです。

例えば、AがBとの間で、変動金利（6ヶ月）受けと固定金利（2年）払いの金利スワップ取引を行った場合、Aの資産と負債には、それぞれ変動金利（6ヶ月）と固定金利（2年）のキャッシュフローが新たに加わり、デュレーションが変化します。加えて、急激な金利変動が生じた場合に損益の変動を緩和する効果（ヘッジ効果）も期待されます。

(関連) 「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

金利変動準備金

財政投融资特別会計財政融資資金勘定において、将来の金利変動による損失に備えることを目的として、当該勘定に生じた利益（企業会計原則に準拠した「発生主義」に基づいて計算）を積み立てたものです。

貸借対照表上、繰越利益のうち、（１）当該年度末における財政融資資金勘定の資産の合計額の50/1000に相当する額以下の部分を「金利変動準備金」、（２）繰越利益がこの額を超える場合、当該超える部分は、「別途積立金」として区分表示することとしています。

金利変動準備金の上限については、平成19年度（2007年度）で郵便貯金・年金積立金の預託金の払戻しが概ね終了し、財投債によって幅広い年限での調達を行うことにより、運用と調達の期間を合わせやすくなった結果、財政融資資金の金利変動リスクが減少したことを受けて、平成20年度（2008年

度)に、財政融資資金勘定の総資産の 100/1000 から 50/1000 に引き下げました。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく繰越利益(金利変動準備金)とは等しくなることに注意する必要があります。積立金の額は、歳入歳出決定計算書に「積立金明細表」として記載されています。

(関連)「金利変動リスク」、「積立金」、「発生主義」、「現金主義」

金利変動リスク

金利の変動によって、損益が変動するリスクをいいます。例えば、負債の借換が生じた際に、従前より高い金利で資金を調達することとなった場合、調達金利が貸付金利を上回り(逆ざや)、損失を被る可能性があります。

なお、財政投融资特別会計においては、財政投融资改革以降の ALM により金利変動リスクを減少させてきましたが、貸付の大半が元金均等又は元利均等償還型のキャッシュフローであるのに対して、調達が満期一括償還型のキャッシュフローであることから、マチュリティ・ギャップを完全に解消することは困難であり、現在でも一定の金利変動リスクを負っています。

(関連)「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動準備金」、「デュレーション・ギャップ」、「マチュリティ・ギャップ」

繰越額

財政投融资計画に計上された金額のうち、対象事業の進捗などに併せて翌年度に融資や出資などとして使われる予定の金額をいいます。

(関連)「運用残額」

現額

補正予算などによる改定を含め、当該年度の財政投融资計画額と前年度からの繰越額を合計したものを指します。

(関連)「資金年度」、「繰越額」

現金主義

現金の授受すなわち収入、支出の時をとらえて整理計算し、そのときをもって損益の発生として認識し計上する基準をいいます。

(関連)「発生主義」

財政制度等審議会財政投融資分科会

財政制度等審議会は、国の財政全般の在り方を検討する財務大臣の諮問機関であり、同審議会に財政投融資制度、財政投融資計画及び財政融資資金に関する重要事項の調査審議などを所掌する財政投融資分科会が設置され、学識経験等のある委員によって構成されています。

この財政投融資分科会では、「財政融資資金法」に基づき毎年度の「財政融資資金運用計画」、「財政投融資計画」についてあらかじめ意見を述べるとともに、当該年度経過後の7月31日までに「財政融資資金運用報告書」の提出を受けることとなっています。

また、この他にも、諸外国における財政投融資類似制度の調査結果や政策コスト分析結果、財投機関に対する実地監査結果など、財政投融資制度に関する様々な議題について調査審議がなされています。
(関連) 「財政投融資計画」、「財政融資資金運用計画」

財政投融資改革

財政投融資制度については、平成13年度(2001年度)に抜本的な改革(財政投融資改革)が行われました。

この改革以前は、「資金運用部資金法」(「I-5-(1) 財政融資制度の沿革」参照)に基づき、郵便貯金や年金積立金が資金運用部資金に義務的に預託されており、財政投融資の主要な資金調達手段となっていました。郵便貯金や年金積立金などを活用した財政投融資は、国内の貯蓄を社会資本の整備などに効率的に活用する財政政策手段として我が国の経済発展に貢献してきたと考えられますが、政策的に必要とされる資金需要とは関係なく原資が集まることで財政投融資の規模が肥大化し、効率的な運用が行われていないなどの問題が指摘されていました。

財政投融資改革は、こうした点を踏まえ、財政投融資制度をより効率的で市場原理と調和のとれたものとするために行われました。

具体的な改革の内容については、まず、財政投融資の資金調達のあり方について、郵便貯金・年金積立金の資金運用部への預託義務が廃止され、全額自主運用(原則市場運用)される仕組みへと改められました。財政投融資に必要な資金は、財投債の発行により市場から調達されることとなり、これにより、必要な資金需要に応じた効率的な資金調達を行うことが可能となりました。同時に、貸付金利は国債金利と基本的に同水準となりました。

さらに、財投機関が行う財政投融資対象事業についても民業補完の観点から事業を見直し、また、財投機関においても必要な事業の資金調達については、財投機関自身が財投機関債の発行により市場での自主調達に努めることとなりました。

このほか、政策コスト分析を導入しました。これは、財政投融資のディスクロージャーの観点から、財政投融資を活用している事業について政策コスト(将来見込まれる補助金や出資金の機会費用など)

がどの程度生じるかを明らかにすることで、財政投融资対象事業の妥当性や財投機関の財務の健全性に関する情報の充実を図ったものです。

財政投融资計画

財政投融资は、政府による資源配分として重要な機能を持っており、長期にわたる投融资活動は、国民生活に大きな影響を与えと考えられます。

財政融資、産業投資、政府保証はそれぞれ異なる仕組み、特徴を持っていますが、政府が政策的見地から行う投融资活動という点では共通しており、統一性・一覧性をもったものとして全体を整理する必要があります。

そのため、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」（長期運用法）第5条に基づき、財政融資（期間5年以上）、産業投資（出資及び期間5年以上の貸付け）、政府保証（期間5年以上）のそれぞれの予定額を、財投機関ごとに計上した財政投融资計画を毎年度策定しています。

財政投融资特別会計

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用と産業投資に関する経理を明確にするために設置されている国の特別会計の1つです。この特別会計は、特別会計改革の方向性を示した行政改革推進法を踏まえ、「特別会計に関する法律」（特別会計法）により、平成20年度（2008年度）に、財政融資資金特別会計と産業投資特別会計の産業投資勘定を統合して設置されました。

財政投融资特別会計は、財政融資資金の運用に関する経理を行う財政融資資金勘定、産業投資に関する経理を行う投資勘定、特定国有財産整備勘定に区分されています。

このうち、財政融資資金勘定は、財政融資資金の資金運用収入や公債金（財投債）を主な歳入とし、財投債などの償還・利払い（国債整理基金特別会計への繰入れ）や、財政融資を行うための財政融資資金への繰入れを主な歳出としています。なお、財政投融资計画における財政融資（令和8年度計画：12兆7,162億円）は、財政融資資金の長期運用予定額として特別会計予算総則に明記されます。

投資勘定は、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や当勘定が保有するNTT株、JT株の配当金などを主な歳入とし、産業投資支出（令和8年度計画：5,003億円）を主な歳出としています。

財政融資資金勘定と投資勘定の毎年の予算書には、企業会計原則に準拠した発生主義に基づいて作成された損益計算書と貸借対照表が添付されています。

（関連）「財政融資資金特別会計（旧）」、「産業投資特別会計（旧）」

財政融資

財政融資とは、財投債の発行により調達された資金や、預託金（政府の特別会計等から預託された積立金・余裕金）などによって構成されている財政融資資金を用いて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人などに対して主に「長期・固定・低利」で行われる融資です。

財政融資資金は、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定において経理されています。

財政融資の対象は、政策的必要性が高く、かつ償還確実性のある事業となります。また、「財政融資資金法」第1条において、財政融資資金の運用は「確実かつ有利」に行うことが求められていることから、財政融資資金の運用先は、同法第10条において、資金の安全性及び公共性の確保を図るため国や地方公共団体、政府関係機関などに限定されています。

（関連）「財政投融资特別会計」、「財政融資資金」、「財政融資資金運用計画」、「財政融資資金特別会計（旧）」

財政融資資金

財政融資を行うための原資（財源）です。

財政融資資金は、財投債（国債）や特別会計の積立金（注）などの国の信用により集められた資金を統括管理し、その資金を確実かつ有利な方法で運用することにより公共の利益の増進に寄与することを目的として「財政融資資金法」により設置されており、昭和26年度（1951年度）に設置された資金運用部資金を前身とし、平成13年度（2001年度）の抜本的な財政投融资改革に伴い名称が財政融資資金に改められたものです。

また、財政融資資金の運用に関しては、財政投融资特別会計財政融資資金勘定で経理されていますが、同勘定は一般会計（＝税財源）からの繰入れを行わない独立採算で運営されています。

（注）年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金運用計画」

財政融資資金運用計画

当該年度における財政融資資金の運用計画額を定めたもので、「財政融資資金法」に基づき、財政制度等審議会財政投融资分科会の意見を聴いた上で財務大臣により決定されています。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

財政融資資金証券

財政融資資金に属する現金に不足があるとき、財政投融资特別会計の財政融資資金勘定の負担において発行し、一時不足額を補足することができる政府短期証券をいいます。

発行限度額については予算をもって国会の議決を経なければならず、1年以内に償還しなければならないとされています。

財政融資資金特別会計（旧）

財政融資資金の運用に関する経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

昭和26年度（1951年度）に資金運用部資金の運用に伴う歳入歳出を一般会計と区分して経理するため設置された資金運用部特別会計を前身としており、平成13年度（2001年度）の財政投融资改革に伴

い、財政融資資金特別会計に改称されました。

なお、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）から産業投資特別会計産業投資勘定が財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融资特別会計とし、財政融資資金特別会計（旧）は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定になりました。

（関連）「財政投融资特別会計」、「財政融資」、「財政融資資金」

財投機関

財投機関とは、当該年度に財政投融资を活用している機関を指します。

財政投融资には、具体的な資金供給の手法として、財政融資、産業投資、政府保証の 3 つの方法がありますが、それぞれ対象が異なります。

財政融資については、「財政融資資金法」第 10 条に基づいて、国の特別会計や地方公共団体、政府関係機関、独立行政法人・特殊法人など（特別の法律により設立された法人で民間からの出資を受けていないもの）が対象となります。

産業投資については、「産業の開発及び貿易の振興」の目的に合致し、国からの出資・収益還元に必要な規定を備えている政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

政府保証については、基本的に、それぞれの設立法において政府保証を受けることができる旨の規定が存在する政府関係機関や独立行政法人などが対象となります。

財投機関債

財投機関債は、財投機関が民間の金融市場において発行する債券のうち、政府が元本や利子の支払いを保証していない公募債券のことをいいます。平成 13 年度（2001 年度）の財政投融资改革において導入され、財投機関の資金調達手段の一つとなっています。発行体の信用力に依存した普通社債（Straight Bond）と、担保となる資産の信用力に依存した資産担保証券（Asset Backed Securities）の二種類に大別されます。

（関連）「財投機関」、「資産担保証券（ABS）」

財投債（財政投融资特別会計国債）

財政融資資金の運用財源に充てるために、国が発行する債券（国債）をいいます。財投債の発行収入は、財政投融资特別会計財政融資資金勘定の歳入の一部となり、歳出として財政融資資金に繰り入れられます。

商品性は通常の国債と同じで、発行も通常の国債と合わせて行われているので、金融商品として見た場合、通常の国債と全く変わりません。また、発行限度額について国会の議決を受けている点でも通常の国債と同じであり、各年度の国債発行計画の中においても国債の一種として位置付けられています。

ただし、財投債は、その発行によって調達された資金が財政融資資金の貸付けの財源となるととも

に償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われる点で、一般会計などの歳出の財源となり償還が租税などによって賄われる通常の国債とは異なります。なお、財投債は、国際連合が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）（注１）上も一般政府の債務には分類されません。また、「国及び地方の長期債務残高」（注２）にも含まれません。

（注１）「国民経済計算体系（SNA）」とは、経済統計を各国が共通の基準に基づいて作成するために国際連合が作成した基準です。国民経済を構成している家計、企業、政府の３部門はそれぞれ経済取引を通じて互いに関連しながら経済活動を営んでいます。このほかに、国民経済は貿易や資本取引によって海外の経済活動とも結びついています。このような国民経済の構造・循環をとらえる仕組みが「国民経済計算体系（SNA）」です。その中で、公的部門は一般政府と公的企業に分類されており、公的企業の債務は一般政府の債務には含まれません。現在、財政融資資金は公的企業に分類されており、そのため財投債は一般政府の債務には含まれません。

（注２）「国及び地方の長期債務残高」とは、利払・償還財源が主として税財源により賄われる長期債務を国・地方の双方について集計したものです。

（関連）「財政融資」、「財政融資資金」

財務状況把握

財務状況把握とは、財政融資の償還確実性を確認する観点から、地方公共団体の財務状況（債務償還能力と資金繰り状況）を把握するものであり、また、ヒアリング実施団体に対して財務状況把握の結果概要（診断表）の交付により、地方公共団体に対する財務健全化に関するアドバイス（情報提供等）や財務状況悪化に対する事前警鐘の役割も担っています。

（関連）「財務状況把握の結果概要（診断表）」

財務状況把握の結果概要（診断表）

財務局・財務事務所などにおいて、財務状況ヒアリングを実施した地方公共団体の財務状況などを当該地方公共団体に対して提示するために、図やグラフを用いて分かりやすく示した文書のことをいいます。

（関連）「財務状況把握」

産業投資

産業投資とは、（株）国際協力銀行からの国庫納付金や財政投融资特別会計投資勘定が保有する NTT 株、JT 株の配当金などを原資として行う投資（主として出資）です。

産業投資は、財政投融资特別会計の投資勘定において経理されています。

産業投資は、産業の開発及び貿易の振興を目的としており、政策的必要性が高く、リターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野に、民間資金の呼び水・補完としてのエクイティ性資金などを供給する産投機関に対する出資及び貸付を行っています。

なお、投資対象は、ガバナンスや収益性の観点から、政府の監督権限及び政府出資規定等を有する特別法により設置される法人に限定しており、その際、法律に国庫納付規定、配当規定又は利益分配規定のいずれかを設けています。

（関連）「財政投融资特別会計」、「産業投資特別会計（旧）」

産業投資特別会計（旧）

昭和 28 年度（1953 年度）に、「経済の再建、産業の開発及び貿易の振興」を目的とした投資（産業投資）を行い、その経理を一般会計と区分して明確にするために設置された特別会計を指します。

（注）その後、昭和 62 年度（1987 年度）に、社会資本整備の促進を図るため NTT 株式の売却収入を活用した無利子貸付制度が創設されたことに伴い、産業投資勘定及び社会資本整備勘定に区分されました。さらに、特別会計改革の結果、平成 20 年度（2008 年度）に産業投資勘定は財政融資資金特別会計に移管され、名称を財政投融资特別会計とした上で投資勘定になりました。

また、社会資本整備勘定は廃止され、一般会計へ移管されています。

（注）なお、当初目的の一つに規定されていた「経済の再建」は、昭和 60 年度（1985 年度）に行われた改正により削除されました。

（関連）「財政投融资特別会計」、「産業投資」

資金年度

予算の一部として国会に提出された財政投融资計画の年度のことを指します。

資金年度を基準に計数を整理する場合、各年度の実績は、財政投融资計画の年度内に融資や出資などとして使われたものに加え、繰越により翌年度に使われたものを含みます。

（関連）「現額」

資産担保証券（ABS）

資産担保証券（Asset Backed Securities）とは、企業などが資金調達などのために利用する金融商品のうち、企業などの信用力に依存せず、企業などが保有する資産（金銭債権、動産、不動産など）の信用力を裏付けとして元利払いが行われる金融商品をいいます。

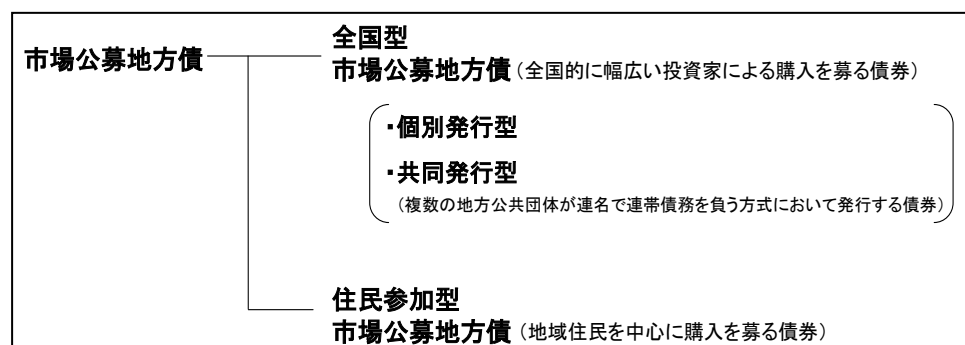
財投機関では、（独）住宅金融支援機構が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、当該債権を信託銀行などに信託することでこれを担保に債券を発行し、資金調達を行っています。

（関連）「財投機関」、「財投機関債」

市場公募資金

地方債資金のうち、広く投資家に債券購入を募る方法により調達した資金をいいます。全国型市場公募地方債においては、地方公共団体が単独で発行する個別発行に加えて発行ロットを大型化することで発行コストの低減や安定的な調達などを図るため、平成 15 年度（2003 年度）から共同発行が実施

されています。このほか、地方債の個人消化と公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型市場公募地方債以外に、平成 14 年（2002 年）3 月以降「住民参加型市場公募地方債」の発行が実施されています。



（関連）「地方債」

実地監査

[法人等実地監査・スポット監査]

法人等実地監査は、財政投融資の対象事業を行う独立行政法人などに対し、公的資金の貸し手としての視点から、①財政投融資の対象事業にふさわしい政策的意義、②財務の健全性・償還確実性、③資金の適正な執行などの実態について確認するものであり、監査結果については、毎年度の財政投融資計画編成時の審査に活用しています。平成 17 年度（2005 年度）に開始し、延べ 81 機関（令和 8 年（2026 年）6 月現在）に実施し、問題点などを指摘して改善を求めています。

また、平成 22 年度（2010 年度）からは、財政投融資の PDCA サイクルを強化する観点から、従来の実地監査に加えて時々の重要テーマや政策効果の検証などにポイントを絞った監査（スポット監査）を導入しています。

[地方公共団体実地監査]

地方公共団体に対する実地監査は、全国の財務局・財務事務所などに配置された資金実地監査官などが、貸付先である地方公共団体に赴き、①貸付資金の使用状況及び事業の成果、②地方公営企業の経営状況などを確認するものです。

平成 20 年度（2008 年度）以降は、財政投融資分科会においてとりまとめられた「財政投融資改革の総点検フォローアップ」（平成 17 年（2005 年）12 月）を受け、従来から実施していた地方公共団体に対する貸付資金の使用状況などの確認に加え、地方公営企業の経営状況の把握及び評価を開始し、これに重点をシフトしています（令和 7 年度（2025 年度）実施先数：249 企業）。病院、上下水道事業の地方公営企業は、人口減少などにより施設設備を縮小・統合せざるを得なくなるとともに、施設の老朽化に伴い維持更新が重要な課題となっています。

こうした状況に的確に対応するため、地方公営企業の経営状況を把握することで、今後の施設維持更新を含む収支計画の把握、キャッシュフローと債務残高に着目した監査を行うなど、地方監査の充実を図っています。また、監査において把握した経営課題に対し、セミナーの開催等を通じて地方公共団体の課題解決に向けた取組を支援しています。

資本性劣後ローン

金融機関が借り手の財務状況などを判断するに当たって、負債ではなく、資本とみなすことができる借入金のことです。

償還確実性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関は、確実に債務の償還を行うことができる必要があります。

（関連）「民業補完性」

証券化（財政融資資金貸付金の証券化）

一般に証券化とは、不動産や債権などキャッシュフローを生み出す資産を裏付けとして証券を発行し、それを投資家に販売することを通じて、当該資産の保有者が資金調達を行う金融手法のことです。

財政融資資金貸付金の証券化については、行政改革推進法において、国の資産は平成 27 年度（2015 年度）末の国の資産規模対 GDP 比の半減を目安とすることが規定され、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」において、約 140 兆円規模（うち財政融資資金貸付金残高は 130 兆円超）の圧縮を図るため、財政投融资改革の継続に加えて、追加的努力のひとつとして、既往の貸付金・保有有価証券の売却・証券化によるオフバランス化を行うこととされました。当該証券化は平成 19 年度（2007 年度）から開始しましたが、信用リスクプレミアムなどの上乗せや証券会社などへの手数料支払により、相当程度のコストが発生しました。その後、いわゆるリーマン・ショックによる金融市場の混乱や証券化市場の低迷などを理由に、平成 21 年度（2009 年度）以降は起債を見合わせています。こうした中、証券化には相当程度のコストが発生することや証券化市場に回復の兆しが見られないことに加えて、証券化のメリットであるマチュリティ・ギャップの縮小は、財投債の発行年限の調整や買入消却により確保されることから、財政融資資金貸付金残高の圧縮や金利変動リスクの観点から特に必要とされない限り、今後は、貸付金の証券化は基本的に実施しない（当初予算計上は行わない）方針としています。

剰余金（財政投融资特別会計財政融資資金勘定の剰余金）

一般に剰余金は、国の会計上で、毎会計年度末における歳入（収納済額）から歳出（支出済額）を控除した残額（歳計剰余金）をいいます。

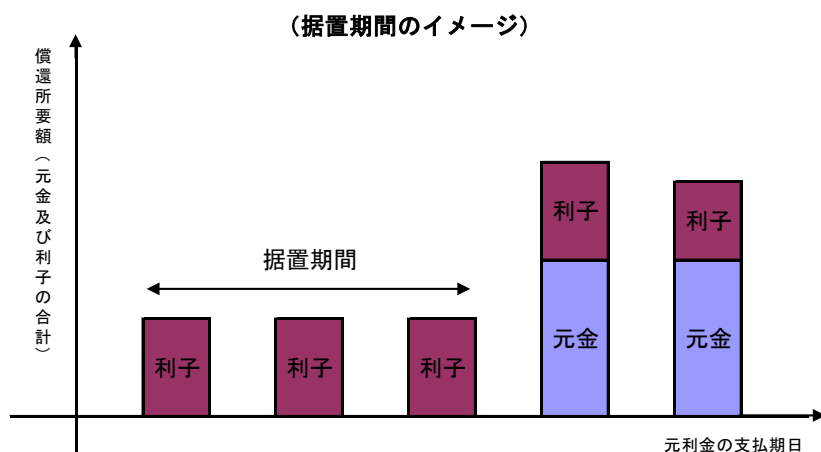
財政融資資金勘定の剰余金は、これまでの貸付債権の利子収入等から財投債の利払い等を差し引き

たものです。従来は、市場金利が低下し、低金利で財投債による資金調達を行うことができた一方、過去の比較的高金利の長期貸付が残っていたことにより剰余金が生じていました。しかしながら、近年は、貸付金の償還による運用利回りの低下と調達コストの差の縮小により、決算上の不足が生じている年度もあり、剰余金が生じた場合は、「特別会計に関する法律」（特別会計法）第58条第1項に基づき、積立金として積み立て、決算上歳入不足が生じた場合は、同条第2項に基づき、積立金から補足することとなっています。なお、同条第4項において、剰余金の一般会計繰入れ規定（同法第8条第2項）が適用除外とされています。

（関連）「金利変動リスク」、「積立金」

据置期間

借入日以降、元金を償還せず、利子のみを支払う期間をいいます。



政策コスト分析

一定の前提条件に基づいて財投機関ごとに将来収支を推計した上で、下記の計算式によって得られる金額を「政策コスト」として公表し、財政投融资制度のディスクロージャーを推進する取り組みです。

$$\text{政策コスト} = \text{①補助金等} - \text{②国庫納付等} + \text{③機会費用}$$

①補助金等

財投機関の事業のため、国から支出されると見込まれる金額

Ex. 財投機関への補助金、利子補給金、運営費交付金等

②国庫納付等

財投機関から国に納付されると見込まれる金額

Ex. 財投機関からの国庫納付金、法人税等

③機会費用（出資金等によるもの）

国から財投機関に対し出資金等を投入することで失われる、国債の利払い軽減額

（仮に財投機関に対して出資金を支出しなければ、その金額で国債の発行を抑制し、利払いを軽減することが出来ます。）

政府保証

政府保証とは、政府関係機関・独立行政法人などが金融市場で発行する債券や借入金を対象に、政府が元利払いに対して行う保証です。これにより、財投機関は事業に必要な資金を円滑かつ有利に調達することが可能となります。

政府保証は、国にとってバランスシートに計上されない債務であることに加え、財政投融资改革により財投債（政府保証より低利な国債）で調達した財政融資資金の貸付けが導入されたことから、できる限り抑制する方向で対応しています。

具体的には、「財政投融资を巡る課題と今後の在り方について」（平成 26 年(2014 年)）を踏まえ、政府保証については引き続き個別に厳格な審査を行うことに加え、その執行に当たっても、資金需要に応じた管理を行うこととしています。

た

弾力条項

「特別会計に関する法律」（特別会計法）の規定に基づき、予算総則において予め国会の議決を経た範囲内で、年度中において各特別会計の経費を増額する必要がある場合に収入の増加を確保することができるときは、その確保することができる金額を限度として支出の増加を認めるものです。

また、財政投融资計画を構成する財政融資資金の長期運用予定額及び政府保証の限度額についても、経済事情の変動などに応じ機動的かつ弾力的に対処するため、予算総則において、その定める範囲内で増額することができる旨が規定されています。

地方公営企業

公共の福祉の増進を目的として、地方公共団体が特別会計を設けて経営する企業です。事業例としては、上下水道、病院、交通事業などがあり、全国で 7,916 事業あります（令和 6 年度（2024 年度）末時点）。

地方公営企業は、独立採算の原則に基づき運営されており、受益者からサービスの対価として回収した料金や使用料などを財源として、継続的なサービスを提供しています。

地方公共団体金融機構資金

地方公共団体金融機構が債券発行により調達した資金を原資とするものをいいます。地方公共団体金融機構は、全都道府県・市区町村等からの出資により設立され、地方公共団体に対し長期かつ低利の資金を融通しています。

地方債

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債による資金調達は原則として、公営企業の経費や建設事業費の財源を調達する場合など、「地方財政法」第5条に掲げられる場合において行うことが可能となっています。

地方債の資金調達先は、大きく分けて、公的資金（財政融資資金など・地方公共団体金融機構資金）と民間等資金（市場公募資金・銀行等引受資金）に分けられます。公的資金のうち、財政融資資金は、地方公共団体向けの財政融資として財政投融资計画に計上されます。

地方債の 資金調達先	公的資金	財政融資資金など
		地方公共団体金融機構資金
	民間等資金	市場公募資金
		銀行等引受資金

地方債による資金調達については、地方公共団体の自律的な財政運営を促す観点から、民間等資金によることが基本とされており、財政投融资改革以降、地方公共団体の資金調達能力と資金使途に着目した重点化を推進したことにより財政融資資金の割合は低下し、一方で市場公募資金などの民間等資金の割合は上昇しました（「地方債の市場化」）。

（関連）「銀行等引受資金」、「地方債計画」

地方債計画

地方債の発行予定額などを示した年度計画をいい、総務大臣が財務大臣に協議の上、毎年度策定・公表しています。

「地方債計画」については、総務省ホームページをご参照ください。

（ https://www.soumu.go.jp/iken/02zaisei02_04000117_00002.html ）

（関連）「地方債」

積立金（財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金）

財政融資資金勘定においては、毎会計年度の決算上剰余金が生じた場合、財政融資資金勘定の財務の健全性を確保するために積立金として積み立て（「特別会計に関する法律」（特別会計法）第58条第1項）、将来生じうる損失に備えることとしています。

特別会計法では、積立金が財務の健全性を確保するために必要となる水準（「特別会計に関する法律施行令」第45条）を超える場合には、予算で定めるところにより、国債整理基金特別会計に繰り入れることができるとされています（同法第58条第3項）。

なお、「積立金」は現金主義に基づくものであり、発生主義に基づく「金利変動準備金」とは等しく

ならないことに注意する必要があります。

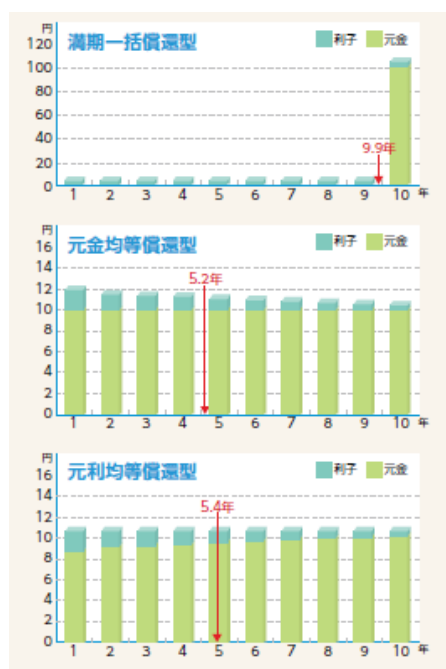
(関連) 「金利変動準備金」、「金利変動リスク」、「現金主義」、「剰余金」

デュレーション・ギャップ

資産（貸付金の回収など）又は負債（財投債の償還など）から生じる将来キャッシュフローを現在価値に換算し、そのキャッシュフローが生じるまでの期間を現在価値のウェイトで加重平均したものをデュレーションといい、資産または負債の平均残存期間を示しています。

デュレーション・ギャップとは、資産と負債のデュレーションの差をいいます。このギャップがある場合、金利変動による現在価値の変動幅が資産と負債で異なるため、金利変動リスクが生じることになります。

キャッシュフローのパターンとデュレーションとの関係について（イメージ）



(関連) 「ALM」、「金利スワップ取引」、「金利変動リスク」、「マチュリティ・ギャップ」

は

発生主義

現金の授受にかかわらず、財貨・役務の経済価値の増加減少の事実が発生した時に、収益及び費用を認識し計上する基準をいいます。

財政投融资特別会計については、平成 13 年度（2001 年度）以後、財務状況を明らかにする観点から「発生主義」に基づく損益計算書、貸借対照表を作成しています。

(関連) 「現金主義」

PFI（Private Finance Initiative）

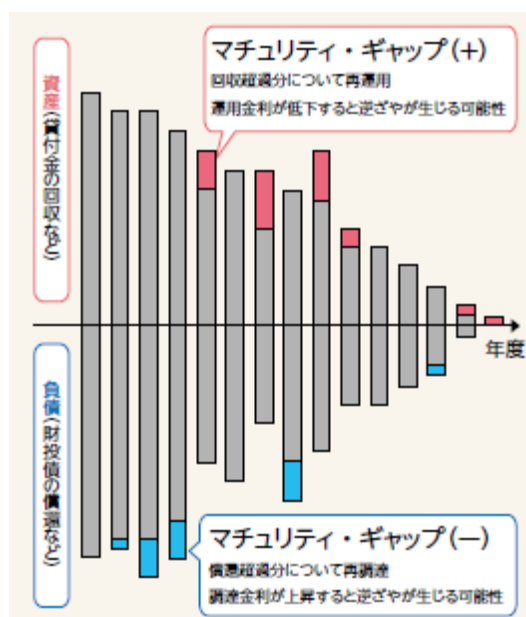
公共施設など（空港、公園、教育文化施設など）の建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力（ノウハウ）を活用することにより、国や地方公共団体などが直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法のことです。

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI 法）に基づき実施されています。

ま

マチュリティ・ギャップ

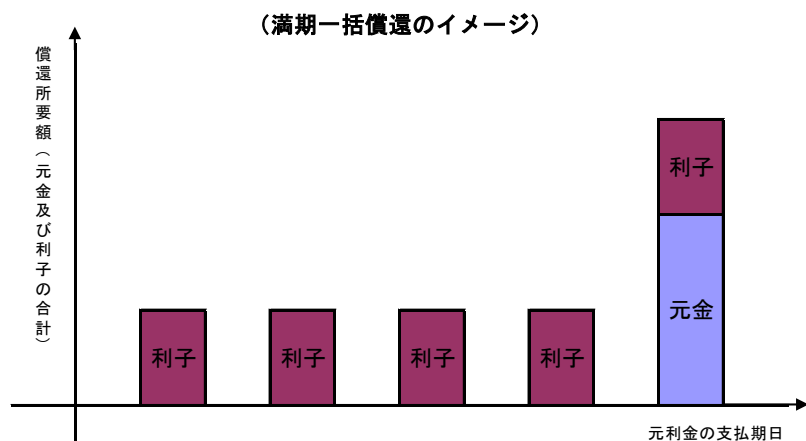
各期間における資産（貸付金の回収など）及び負債（財投債の償還など）の満期額の差を、マチュリティ・ギャップといいます。このギャップがある場合、資産の再運用と負債の再調達にズレがあるため、金利変動リスクが生じることとなります。



（関連）「ALM」、「金利変動リスク」、「デュレーション・ギャップ」

満期一括償還

元金の全額を最後の支払期日に償還する方法をいいます。なお、財投債をはじめとする利付債の償還方法は、満期一括償還です。



(関連) 「元金均等償還」、「元利均等償還」

民業補完性

財政投融资の審査を行う上でのポイントの一つです。財投機関の行う事業は、民間だけでは対応が困難な分野・事業である必要があります。

(関連) 「償還確実性」

や

預託金

特別会計などから財政融資資金に預けられた資金をいいます。各特別会計の積立金（注）や余裕金（支払い上余裕が生じた現金）などは、財政融資資金に預託され、統合管理されています。

なお、預託金には、契約上の預託期間に応じ、国債利回りに即した利子が付されます。

(注) 年金特別会計の国民年金勘定及び厚生年金勘定に係る積立金を除く。

(関連) 「財政融資資金」

2026

財政投融資
レポート

本パンフレットの内容に
関するお問い合わせ先

財務省理財局 財政投融資総括課
03-3581-4111(代表)

中部国際空港株式会社/
空港建設事業/
中部国際空港/
愛知県常滑市

沖縄振興開発金融公庫/
株式会社ツリーフルに対する融資
(自然との共存をコンセプトにしたサ
ステナブルなホテルを支援)/
宿泊施設/沖縄県名護市

(一財)民間都市開発推進機構/
内幸町一丁目街区南地区第一種市街地再開発事業/
完成イメージ/東京都千代田区